

れます。米朝首脳会談の行方は分かりませんが、開催されるとなれば、その前後にもトランプ大統領との北朝鮮情勢をめぐる縛密なり合わせが必要であります。五月末にトランプ大統領が自動車への関税の検討を打ち出した中であるからこそ、是非、総理には、このような機会も含め、しっかりとTPPをベースとした日米の経済関係の在り方についても、トランプ大統領と率直な意見交換に力を入れてほしいと思います。

そこで、米国のTPPへの復帰を見据え、政府は、G7首脳会談などの機会を活用した日米首脳会談、茂木経済再生担当大臣とライトハイザーブッシュ代表による協議など、あらゆる機会に、どのような方針でTPPへの理解を得ていくつもりなのかという点について、安倍総理に伺いたいと思います。

次に、先月一日、茂木経済再生担当大臣が、バンコクにおいてタイのソムキット副首相と会談した際、タイ側からTPPに参加したいとの意思を明確に示されました。タイには日本の自動車メーカーの生産拠点が数多くあることから、TPP加盟国間での部品調達では関税コストが減るなどの利点があります。また、タイが参加すれば、東南アジア諸国連合の他の国も参加を望む可能性があり、米国の復帰を促すことにつながるものと期待できます。

それにも増して、タイが今回、我が国を橋渡し役としてTPPへの参加希望を伝えてきたことは、我が国がこれまでTPPをまとめたために汗をかいてきたことが評価されたものであると考えます。

今後も、TPPがこれから経済連携協定の基準となり得ることを評価したTPP非加盟国からも参加要望が寄せられることが予想されます。

そこで、今回のタイなどからのTPP参加希望について、我が国としてはどのように評価し、また対応していくのかという点について、茂木大臣にお伺いいたします。

次に、TPP11が発効されば、これを契機として貿易や投資が拡大することはもちろんです

が、企業と企業の取引が活発になることで技術等の相互移転も活発となります。それが、更に新しい革新的な技術の創造につながることとなります。

そこで、我が国の生産性は向上し、賃金は上昇し、働くインセンティブも高まります。所得の増加から消費の増加、投資の増加から所得の増加と、経済の好循環が生まれされることと期待をいたしております。

また、TPP11に参加している国は、著しい経済成長を背景に、鉄道や港湾、空港、電気通信などのインフラ需要が旺盛な国であります。TPPにより政府投資に関する自由度が高まれば、我が国のインフラ輸出に大きなチャンスになると考えます。

以前、私は、ODA調査団の一員としてベトナムを訪問し、我が国の企業が建設した高速道路を視察した際、わざわざ、他の国が建設した、大き

く道がうねり、ゆがみの出ている高速道路と、我が国の全くゆがみの出でない高速道路との比較の写真を提示していただきながら説明を受けました。改めて、我が国のインフラの品質に対する高い評価と信頼を得てることを強く実感した次第であります。

このように、優れた性能を持ち、安全性も高く、環境にも優しい我が国の質の高いインフラが、TPPにより、透明で公正な調達によって整備される可能性も高まります。

我が国の食や暮らしを支えるという気概を持つ人々の努力が報われないことがあつてはなりません。幾らアジア太平洋地域の経済発展を我が国に取り込むといつても、国内の農林水産業が弱まる

ようなことがあります。生産者の経営の実情にしつかり耳を傾けながら、農林水産業に携わる皆様の生産性と所得の向上につながるよう、きめ細やかにTPP11の関連策を展開していくという決意を最後に安倍総理にお伺いして、私の質問とさせていただきます。

TPP11が発効されれば、これを契機として貿易や投資が拡大することはもちろんです。TPP11は、単に関税を下げるだけでなく、知的財産保護、環境・労働規制、国有企業の競争条件の規律など、幅広い分野について、二十一世紀型の自由で公正なルールを作り出すものです。

TPP11の我が国経済とアジア太平洋地域の安定と繁栄への貢献についてお尋ねがありました。TPPは、単に関税を下げるだけでなく、知的財産保護、環境・労働規制、国有企業の競争条件の規律など、幅広い分野について、二十一世紀型の自由で公正なルールを作り出すものです。

そこで、TPP11により我が国のインフラ輸出や農産品、農産加工品などがどの程度伸びていく可能性があるのか、さらに、このチャンスを物にするために政府としてどのような点に力を入れて進めていくつもりなのか、安倍総理にお伺いいたします。

最後に、TPP11やEU・EPAなどに対する国民の皆様の不安や懸念に関する質問をいたします。

TPP11の発効に向けて、農家からは、関税や調整金等の見直しによる影響が読み切れないなどの切実な不安、懸念が寄せられています。私の地元愛媛県では、かんきつ類や豚肉、合板や集成材などの農林水産業で最大十七億円の影響を受けるという試算があります。

同時に、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が、力を合わせてこのアジア太平洋地域における新たな経済秩序をつくり上げることは、将来にわたってこの地域に安定と繁栄をもたらす共通の基盤になると考へます。

米国のTPP復帰を見据え、米国の理解を得るためにの方策についてお尋ねがありました。

本年一月、TPP11の交渉が大詰めを迎えた途端に、ダボス会議において、初めてトランプ大統領から米国がTPPに参加する可能性

について言及があつたところです。そうした意味で、TPP11の早期発効を目指すことが、TPPのメリットを具体的に示し、TPPが米国の経済や雇用にとつてもプラスになるとの理解を深める大きな力となるものと考えます。

米国のTPP十一か国への輸出額は日本への輸出額の十倍であり、米国がTPPに入れば米国のマーケットは飛躍的に拡大するなど、我が国としては、TPPが日本だけでなく米国にとつても最善であると考えています。

こうした点について、首脳会議や閣僚間の会議などあらゆる機会を捉えて、引き続き米国に説明し、理解を得る考え方あります。

TPP11による輸出拡大についてお尋ねがありました。

TPP11では、政府調達市場の開放など、インフラ輸出へのアクセスが改善されることともに、農産品、農産加工品についても、関税の撤廃、削減に加えて、通関手続の迅速化等の輸出促進につながる規定が盛り込まれています。こうした規定により、先般行つたTPP11の経済効果分析を踏まえると、現在のGDP換算で二兆円程度の輸出拡大効果が見込まれます。

このチャンスを生かすため、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、優れた技術力等を有する我が国の中堅・中小企業と海外の企業とのマッチング支援や、農林水産品の産地の国際競争力強化、畜産、酪農の収益力強化など、きめ細やかな施策を実施することでしつかりと輸出促進につなげまいります。

TPP11の関連施策と農林水産業の生産性と所得の向上についてお尋ねがありました。

農林水産業は国の中堅であります。その信念の下に、これまで強い農林水産業と美しく活力ある農

山漁村を実現するため、安倍内閣は農林水産行政全般にわたって改革を進めてまいりました。

この結果、生産農業所得は直近で三兆八千億円と過去十八年間で最も高い水準まで伸び、四十年

以下、若手新規就農者は、統計開始以来、初めて三年連続で二万人を超えていました。農林水産物、

食品の輸出も五年連続で過去最高を更新し、一兆円目標の実現も視野に入つてまいりました。

TPP11を契機に、この流れに更なる弾みを付けるとともに、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、意欲ある農林漁業者の皆さんのが安心して

再生産できる環境を確保し、更なる生産性や所得の向上を図つてまいります。

我が国の美しい田園風景や、そして食を支えてい

るのは、農林水産業に従事する皆さんであります。今後とも、農林漁業者の皆さんのが声に耳を傾けながら、将来にしつかりと夢や希望を持てる農

林水産業の構築に全力で取り組んでいく決意であ

ります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。(拍手)

〔國務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○國務大臣(茂木敏充君) 井原議員から、TPPの新規加盟についての御質問がありました。

タイについては、井原議員御指摘のとおり、日本企業のサプライチェーンからも重要な拠点であ

りまして、自分も、先月バンコクに出張し、ソムキット副首相と直接意見交換を行いました。その

際に、ソムキット副首相からは、TPP11是非参

加したいとのタイの強い意向が示されました。

TPP11の関連施策と農林水産業の生産性と所

その意味で、タイ、コロンビア、英國、台灣など様々な国・地域がTPPへの参加に関心を示していることを歓迎したいと思います。我が国としては、そいつた関心国・地域に対して必要な情報提供を行なう所存であります。

タイも含め、新たな国・地域の加盟については、発効後に正式協議が開始されることになりますが、そのための対応方針について、十一か国の間で共通認識を確立しておく必要があります。このための作業についても、我が国が主導して必要な調整を行つてまいりたいと考えております。

○議長(伊達忠一君) 田名部匡代君。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 田名部匡代君。(拍手)

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

私は、森友、加計問題について伺います。

総理はうみを出し切るとおっしゃいました。こ

の間、総理はその努力をされてこられたでしょ

うか。さらには、総理は丁寧に真摯に説明するとおっしゃいました。しかし、答弁席からやじを飛ばし

たり、時間稼ぎのはぐらかし答弁を繰り返されるなど、どこが丁寧で真摯なのでしょうか。

眞実は一つであります。でも、誰かがうそをつけ、うそが重ねられていました。なぜうそをつかなければならぬのか、誰を守ろうとしているのか、なぜ野党が要求する参考人招致や証人喚問が

与党によって拒否され続けているのか、なぜ文書が改ざんされたのか、なぜこの期に及んで全ての

文書が出てこないのか、そして、なぜ、記録を残した人ではなく、記憶のない人を信じるのか、全く理解できません。

総理、総理のおっしゃるうみとは何でしょか。そのうみを出し切るために総理として具体的に何をするおつもりでしようか。この点について総理に御答弁いただき、この前代未聞の異常な状況を長引かせている安倍内閣をして与党に対し、報道を行なう所存であります。

総理も含め、新たな国・地域の加盟について総理に御答弁いただき、この前代未聞の異常な状況を長引かせている安倍内閣をして与党に対し、報道を行なう所存であります。

総理に御答弁いただき、この前代未聞の異常な状況を長引かせている安倍内閣をして与党に対し、報道を行なう所存であります。

総理は、二〇一六年十一月、ブエノスアイレスへ行ったとき、記者会見にて、TPPについて、米国抜きでは意味がない、根本的な利益のバランスが崩れてしまうと述べられました。一方、米国

のトランプ大統領は、四月十八日の日米首脳会談後の共同会見で、断れないほどの良い取引を持ちかけられれば復帰はあり得るかも知れないと述べましたが、そのことはつまり、米国は現状の内容を全く評価しておらず、米国が復帰する可能性は限りなくゼロに近いということではないでしょうか。

米国抜きでは意味がないと言つておきながら米国抜きのTPP11の発効を急ぐ矛盾に対し、総理から納得のいく説明は全くありません。この矛盾について総理から答弁を求めます。

また、TPP11協定の交渉では、秘密保持契約を締結していないにもかかわらず、その過程が国民に情報開示されていません。政府は、外交交渉の慣行を盾に、一定期間情報を明らかにしないとの方針を示しています。国会や国民に全く判断材料が与えられない状況で関連法を審議しようと

れても、非常にそれは乱暴ではないでしょうか。まずは国会と国民に対し可能な限り情報公開することが先決だと思いますが、経済再生担当大臣に御見解を伺います。

今回の新たな協定は、二十二項目の凍結項目が設けられたものの、その他の大部分については、一昨年の国会において、安倍内閣により強引に承認させられたTPP協定の内容がほとんどそのまま引き継がれております。特に、市場アクセス、関税に係る部分については全く変更がなされておりません。

以前も指摘されていましたが、これは国会決議の趣旨に反していると言わざるを得ません。平成二十五年四月に、衆参農林水産委員会で、農林水産物の重要な品目については、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること等が決議されました。政府は、重要五品目を中心にも多くのタリフラインで関税撤廃の例外を勝ち取ったとしていますが、重要五品目でも無傷のものはありません。改めて、この点について総理の御見解をお聞かせください。

今回のTPP11協定は、特に我が国の国内農業に対し、従来の協定以上に深刻な打撃が避けられない内容となっております。

なぜなら、米国参加を前提に設定されたセーフガードの発動水準や関税割当ての枠数量が変更されていないためです。これでは、例えば米国以外から農林水産物の輸入が急増した場合であっても、米国の参加を念頭に設定された輸入枠の範囲内であればその輸入が可能になり、また、セーフガード基準も発動されにくくなります。このことは、カナダやニュージーランドなど農産物の輸出国にとっては有利であります。我らが国のような農産物の輸入国にとっては著しく不利であ

り、国益を損なうことになるのではないかでしょう。総理の御見解を伺います。

また、今後、米国が貿易交渉において農林水産物のセーフガード発動水準の緩和や関税割当ての拡大等を求めてくることも考えられます。そうなります。このようなことが想定できるにもかかわらず、不都合な面を放置したまま関連法の審議やTPP11協定の承認を求める政府・与党の姿勢は、全く無責任の極みと言わばかりにありません。

次に、今回の協定には、第六条に、TPP12協定の発効が差し迫っている場合又はTPP12協定の発効の見込みがない場合に、締結国が見直しの検討を要請することができる規定が設けられています。しかし、政府がガラス細工と表現したように、その合意内容について他の締結国が見直しに応じるのは考えにくく、セーフガードの発動水準の緩和や関税割当ての拡大は放置されたままになります。改めて、この点について総理の御見解をお聞かせください。

今回のTPP11協定は、特に我が国の国内農業に対し、従来の協定以上に深刻な打撃が避けられない内容となっております。

TPP11協定の発効により、農産品の関税收入額は、初年度で百九十億円減少、最終年度で六百二十億円減少と機械的に試算されています。農産品の関税收入やマークアップ等は、農業の国内対策の財源となっています。例えば、肉用牛生産者補給金や肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の実施には、関税收入を基に、平成三十年度は一般会計予算三百五十三億円の交付金が農畜産業振興機構に交付されています。関税収入の減少額が仮に六百二十億円となれば、国内対策の一部経費三

百五十三億円と比べてかなり大きな金額となりますが、総合的なTPP等関連政策大綱では、「既存の農林水産予算に支障を來さないよう政府全体で責任を持つて毎年の予算編成過程で確保する」と

体質強化対策や経営安定対策の実施により、農林水産物の国内生産量が維持されることを影響の試算の前提としていますが、政策が確実に実施されなかった場合と政策が実施されない場合の影響を試算していませんが、政策が確実に実施されることにしたのか、その理由と経緯について、総理に答弁を求めます。

また、米国に対しても復帰を求めるという姿勢に変化がないのであれば、復帰を求める先の協定は、従来のTPP12協定なのでしょうか、それとも新たなTPP11協定なのでしょうか。総理に答弁を願います。

本法案では、施行期日の改正として、これまでTPP12協定の発効日とされていたものを、今回新たにTPP11協定の発効日へと改められまし

ましたが、今回も全く改められていません。我が国では、人口減少に伴い、農林水産物の国内消費の増加が期待できないことが予測されます。国内生産量が変わらず国内消費が増えない場合には、輸入農林水産物も増加しないことが考えられます。このようなことが想定できるにもかかわらず、不都合な面を放置したまま関連法の審議やTPP11協定の承認を求める政府・与党の姿勢は、全く無責任の極みと言わばかりにありません。

国内生産量の減少や国内での生産される生産物の価格低下など、影響を想定し、それらを踏まえて影響額を試算する必要があると考えます。国内生産量は維持、全ての対策がうまくいくといふ都合の良い楽観的な試算をされているように思います。が、前提条件の妥当性が完全に欠けているのではないかとの懸念は拭えません。まず、TPP12の発効の見込みがないと判断する基準は何かについて伺います。

TPP11協定の発効により、農産品の関税收入額は、初年度で百九十億円減少、最終年度で六百二十億円減少と機械的に試算されています。農産品の関税收入やマークアップ等は、農業の国内対策の財源となっています。例えば、肉用牛生産者補給金や肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の実施には、関税收入を基に、平成三十年度は一般会計予算三百五十三億円の交付金が農畜産業振興機構に交付されています。関税収入の減少額が仮に六百二十億円となれば、国内対策の一部経費三百五十三億円と比べてかなり大きな金額となりますが、総合的なTPP等関連政策大綱では、「既存の農林水産予算に支障を來さないよう政府全体で責任を持つて毎年の予算編成過程で確保する」と

業振興機構法の一部を改正する法律案を衆議院に提出しています。畜産経営の安定を早期に図るために、TPP11協定の発効にかかるわざ必要なものであり、本法とは切り離して審議、成立させるべきものと考えますが、総理の御見解を伺います。

今回の法律は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律という法律の題名を、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律に改めるとしています。このことからも分かるように、現状においては、国際的に、TPP12協定とTPP11協定の二種類が存在しているのです。

米国が復帰するまでの間の協定という位置付けであるならば、従来のTPP12協定を修正するという方式で凍結項目を設けたり、発効条件を修正するというやり方もあるたはずですが、なぜ新たなTPP11協定という形が取られたのでしょうか。二種類の国際協定が存在するということで、無用な混亂が生じることがないのでしょうか。今回の新たな協定の締結においては我が国が主導的役割を果たしたと聞いていますが、なぜ修正という形ではなく、新たなTPP11協定という形式を取ることにしたのか、その理由と経緯について、総理に答弁を求めます。

た。附則第十九条において調整規定が設けられてはおりますが、基本的にはTPP11協定の発効日修正されているのです。

法律の題名は従来の協定と新たな協定の両方に対応させたにもかかわらず、なぜ施行期日についてはTPP11の方に合わせることにしたのでしょうか。分かりにくうことこの上ないと私は思いますが、このことについても、併せて総理に明確な説明を求めます。

今回は、従来の協定から二十二項目について凍結がなされました。しかしながら、この関連整備法の一部改正案では、凍結された二十二項目の中で、著作権物等の保護期間の延長や技術的保護手段、衛星・ケーブル信号の保護及び審査遅延に基づく特許権の存続期間の延長について、凍結又は削除されることもなく、TPP11協定発効日に施行される法律事項として含まれたままであります。

これらの項目については凍結項目とされたのですから、協定の発効とは何ら関係がないはずですが、これらがどうなっています。

正が必要であるのであれば、今回の束ね法案とは切り離して、それぞれ独立の法案の体裁を取つた上で、国会において、該当する委員会で一本一本、法律案の立法事実を議論し、審議する行為であると考えますが、なぜ新たな協定で凍結されたものまで束ね法にしてくられるの

か、国会軽視ではないのか、総理に答弁を求めます。

申し上げたように、農林水産業では大きな打撃を受ける可能性があります。しかしながら、今進められている農政は、まさに規制改革推進会議が提案する、そういう法律が提案をされていています。このことがいかに国内農業を壊していくのか、地域を壊していくのか、そのことに大きく不安を抱き、懸念を持っています。

是非とも、ここにおられる皆さん、地域の現場

の声を代弁をしていただき、何とぞ国内の農林水産業がしっかりとこれからも守られるよう全力を尽くしていただこうとお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 田名部国代議員に

お答えをいたします。

十一か国の人団は五億人、GDPは十兆ドルという大きな経済圏が生まれます。その経済効果も、我が国のGDPを八兆円押し上げ、四十六万人の雇用増につながるという大きな効果が見込まれます。また、ベトナムなどのASEAN諸国や、メキシコ、チリなど、北米、中南米諸国十一か国が参加して、アジア太平洋地域に二十一世紀型のルールが広く共有される意義は大きいと考えます。

さらに、本年一月、TPP11の交渉が大詰めを迎え、現実味を帯びる中、ダボス会議において、初めてトランプ大統領から米国がTPPに参加する可能性について言及があつたところです。そうした意味で、TPP11の早期発効を目指すこと

が、TPPのメリットを具体的に示し、TPPが

米国の経済や雇用にとってプラスになるとの理

解を深める大きな力になるものと考えます。

農林水産業の重要品目に關する交渉結果についてお尋ねがありました。

今回のTPP交渉では、重要品目について、乳

製品などは、関税割当てを導入することにより、

枠外の関税については従来の関税を引き続き維持

することも、牛肉などでは、十年を超えるよう

な長期間の関税削減期間を確保することなどによつて、関税撤廃の例外をしっかりと確保したと

行つたことから、米国がTPPに戻るのであればそれが最善であるという観点から御指摘のよ

うな発言を行つたものであります。

他方、その後、昨年一月に米国がTPPからの離脱を正式に表明した以降、世界的に保護主義への懸念が高まる中で、自由で公正なルールに基づく経済圏をつくり上げることの重要性について十

一か国で共有し、協定を署名することに至つたものであります。

TPP等関連政策大綱に基づく対策も併せて実施することにより、再生産可能な環境を確保できるものとして設定したものであります。

その上で申し上げれば、TPP11の影響はTPP12の範囲内であり、同様に大綱に基づく対策をしっかりと実施することにより、再生産できる体制は確保できるため、我が国に著しく不利との御指摘は當たらないと考えます。

その上で、近年、世界で保護主義への懸念が高まる中、十一か国がアジア太平洋地域に自由で公

正なるルールに基づく経済圏をつくり上げる意義を共有し、TPP交渉で生まれたモメンタムを維持すべく、早期合意を目指し、御指摘のセーフガードなど、物品市場アクセスの内容を含めた協定の修正は行わないことで一致したものであります。

ただし、例えば米国がTPP諸国と個別に貿易協定交渉を始めるなど、通商政策の動向を踏まえ、米国を含めたTPPが発効する見込みがなくなった場合等には、協定第六条において締約国

要請に基づき協定の見直しを行うと規定していま

す。この点、米国からの輸入量も念頭にTPP協定で合意された個別のセーフガードについては、

第六条に基づき協定の見直しを行ふと規定していま

ころであります。

実際に生産者に影響が出るかどうかといふことについてしっかりと注目しながら交渉し、結果として、生産者が再生可能となるような措置を交渉を通じて勝ち取つたものと考えています。

セーフガードの発動基準についてお尋ねがありました。

セーフガードの発動基準について、総合的な行つたことから、米国がTPPに戻るのであればそれが最善であるという観点から御指摘のよ

うな発言を行つたものであります。

他方、その後、昨年一月に米国がTPPからの離脱を正式に表明した以降、世界的に保護主義への懸念が高まる中で、自由で公正なルールに基づく経済圏をつくり上げることの重要性について十

一か国で共有し、協定を署名することに至つたものであります。

TPP等関連政策大綱に基づく対策も併せて実施することにより、再生産可能な環境を確保できるものとして設定したものであります。

セーフガードの発動基準についてお尋ねがありました。

セーフガードの発動基準について、総合的な

であり、十分各国の理解を得ていると考えています。こうした規定も前提にしながら、我が国としては、いかなる国とも国益に反するような合意を行つもりはありません。

いわゆる牛・豚マルキンについての野党提出法案についてお尋ねがありました。

牛・豚マルキンの補填率の引上げ等については、TPP11協定等の発効による関税削減等の影響に対応するためのものであるため、政府としては、TPP11協定等の発効日から実施することが適当であると考えております。

今般、御党を始め野党五党一派が提出した法案は、TPP11協定等の影響が生じていない段階で新たな国庫負担を伴う経営安定対策を講じようとするものであり、適当でないと考えております。TPP11の法形式に関してお尋ねがあります。

TPP12は、参加国の様々な利害関係を綿密に調整してつくり上げたハイスタンダードかつバランスの取れた協定であります。

そうした中で、十一か国によるTPPの早期発効が米国のTPP復帰を促すことにつながるとの認識の下、六年掛けて署名に至ったTPP12協定自体には手を付けるべきではない、これが十一か国共通の理解であります。

同時に、米国のTPP離脱以降、世界的に保護主義への懸念が高まる中で、TPPが目指した自由で公正なルールに基づく経済圏をつくり上げる意義を十一か国が共有する中で、凍結項目を最小限としながら、TPP11協定の署名に至つたものであります。

米国に対し、TPP11協定とTPP12協定どちらへの復帰を求めるかにつきお尋ねがありました。

TPPは、日本がリードして世界に二十一世紀型の経済秩序をつくり上げるという観点から、元々、十二か国で推進してきたものであります。そのため、TPP12協定に米国が復帰するよう今後も働きかけてまいります。

他方、TPP11についても、同様に、ハイスタンダードでバランスの取れた協定であると認識しております、もし十一か国との同意が得られる前提で、米国が望むのであれば、米国がTPP11協定に参加する形式もあり得ると思っています。

本改正法案の施行期日の規定についてお尋ねがありました。

本法案については、TPP11協定とTPP12協定のいずれかが発効した場合であっても、基本的には同一の内容であることから、法案の題名については両方を併記する形式としました。

他方で、協定の発効については、TPP12は米国抜きでは発効しないものであり、現実的には、現在各国が早期発効を目指して国内手続を進めているTPP11が先に発効することが見込まれていることから、原則としてTPP11協定の施行期日としたところであります。

TPP11協定で凍結された項目が改正法案に盛り込まれている理由及び立法事実についてお尋ねがありました。

TPP11協定において凍結されることとなつた事項については、我が国として、当該事項について制度整備等を行う国際的な義務を負わないところですが、米国も含めたTPP12協定が最も望ましいとの考え方の下、今回の交渉においてあります。

TPPを含め、交渉過程での各國とのやり取り等につきましては、従来から申し上げているところですが、米国も含めたTPP12協定が最も望ましいとの考え方の下、今回の交渉においてあります。

その上で、TPP11協定については、交渉会合ごとに記者会見を行い、できる限り丁寧に内容を説明しており、交渉の結果とともに内閣官房ホームページに公表しているところであります。

その上で、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく二十一世紀型の経済秩序づくりを今後とも世界でリードするとの決意を込めて、政府として、TPP11協定発効を機に、全ての凍結項目を含むハイスタンダードなTPP12協定の内容を受けて、我が国において実施することとしたものであります。

関連法案の形式についてお尋ねがありました。

今回のTPP11関連法案の盛り込まれた改正事項は、いずれもTPPが目指す自由で公正なルールに基づく経済圏をつくるために対応すべき措置という同一の趣旨、目的を有するものであります。

そのため、同法律案については、改正内容の全體像を一覧的にお示しし、国会において総合的に御審議いただくことが適当と考え、一つの改正法案として提案することとしたものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○國務大臣(茂木敏充君) 田名部議員にお答えをいたします。

〔國務大臣茂木敏充君〕 田名部議員にお答えをいたしました。

まず、国民への情報開示についての御質問がございました。

TPP11の交渉を通じて、参加各國との間では様々な利害調整も日本が主導して行い、強固な信頼関係を各國との間で構築することができました。この信頼に基づいた理解であり、我が国が必要な修正を行うことについて各國が反対することはないものと理解をいたしております。(拍手)

TPP11を含め、交渉過程での各國とのやり取り等につきましては、従来から申し上げているところですが、米国も含めたTPP12協定が最も望ましいとの考え方の下、今回の交渉においてあります。

その上で、TPP11協定については、交渉会合ごとに記者会見を行い、できる限り丁寧に内容を説明しており、交渉の結果とともに内閣官房ホームページに公表しているところであります。

また、三百回以上実施してきた説明会等においても、情報を幅広く提供して丁寧に説明をしてきております。今後とも、丁寧な説明を心掛けてまいりたいと考えております。

次に、TPP11協定第六条についてお尋ねがあ

りました。

TPP11協定の第六条においては、米国を含めたTPP12協定が発効する見込みがなくなった場合等には、締約国の要請に基づき協定の見直しを行なう旨規定をいたしております。これは、例えば我が国が第六条に基づき必要な協定の修正を行うことに各国も理解を示していると考えております。

米国の復帰が見込まれなくなった場合には、各國としても、第六条に基づき見直しが必要な項目があると承知をいたしております。また、日本としても見直しを求める項目を各國に伝えており、我が国が第六条に基づき必要な協定の修正を行うことに各国も理解を示していると考えております。

TPP11の交渉を通じて、参加各國との間では様々な利害調整も日本が主導して行い、強固な信頼関係を各國との間で構築することができました。この信頼に基づいた理解であり、我が国が必要な修正を行うことについて各國が反対することはないものと理解をいたしております。(拍手)

○國務大臣(齋藤健君) 田名部議員の御質問にお答えいたします。

TPP11の影響試算についてお尋ねがありました。

農林水産物の影響試算につきましては、現実に起こり得る影響を試算すべきものと考えており、協定自体の発効による効果だけでなく、国内対策の効果も併せて考えることが適切と考えております。

官 報 (号外)

したがいまして、TPP11の影響試算も、TPP12のときと同様、まず、関税撤廃の例外やセーフガード等の国境措置をしつかり確保したことを明らかにした上で、国内対策も踏まえて、輸入品が国産品に置き換わり得るかどうか、こういう観点から試算を行いました。

これによりまして、TPP11の我が国の農林水産分野への影響につきましては、関税削減等の影響で価格低下がありますので、その分生産額の減少が見込まれるものとの、体質強化対策による生産コストの低減や品質向上、経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量は維持されるものと見込んでおります。

このように、農林水産業についての試算は、守るべきものは守つた交渉結果や、政府が責任を持つて講じていく国内対策などを踏まえて行うことが妥当であると考えております。国内対策なしの試算を行うことは現実に起り得ることとは異なることとなりますので、これを行うことは考えておりません。(拍手)

(國務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○國務大臣(野田聖子君) 田名部議員にお答えいたしました。

TPP等関連政策の財源確保についてお尋ねがありました。

総合的なTPP等関連政策大綱においては、施策実施に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程で検討することとされております。

いずれにせよ、TPP等関連政策大綱に沿って、農林水産業の体質強化対策を講じながら、農家の方々に懸念や不安が生じないよう必要な取組を推進してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) しばらくお待ちください。

○議長(伊達忠一君) 白眞勲君。
(白眞勲君登壇、拍手)

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案について質問させていただきますが、その前に、財務省の改さんに関し、総理にまずお聞きいたします。

本来は、この件、会計検査院に来てもらつて答えてもらうつもりでおりました。しかし、法律で、この本会議には会計検査院は呼べないということがあります。皆さん、御存じでしたでしょうか。予算委員会などの委員会には呼べるにもかかわらず、本会議に呼べないなんて、全く理解できませんでした。議員の皆さん、これ、法律変えようぢやありませんか。

そこで、質問を変えて、総理にお聞きいたします。総理、御理解いただきたいと思います。

会計検査院は、昨年十一月、森友の件で検査報告書を参議院に提出しています。ただ、これは改ざんした後の文書に基づくものであり、信頼性に欠けるものであります。

政府は、改ざんした文書をもつて会計検査院で検査をさせるなどということは、会計検査院を軽く見ているのではないかでしょうか。総理、お答えください。

総理は、責任を負うべき財務省に対し、厳しく指導されたのでしょうか。

今回のこと踏まえ、早急に会計検査院は再検査を行うべきと考えます。河戸会計検査院長も、本院予算委員会での私の、再検査すべきだとの質問において、非常に重要な事案であると考えてお

りますので、しっかりと検査をしてまいりたいと答弁しています。

現在、政府は会計検査院の調査にどのように協力しているのでしょうか。総理、お答えください。

特に、今回の件は、会計検査院の独立性を脅かすものであり、存在意義が厳しく問われています。検査報告は、この意見交換の結果を反映したかのように、地下埋設物の撤去費用の試算額は示されておりません。会計検査院はなぜこの試算額を示さなかつたのか、大変疑問です。

政府は、会計検査院に対し、何か検査報告の内容に働きかけをした事実はあるのか、総理としてお答えください。

この森友問題で大阪地検が告発を受けた財務省職員を不起訴処分にしたことを受け、麻生大臣は、昨日、関与した職員への处分も含め、職員の処分をすることを明らかにしました。

ここで聞きたいのは、総理、役人だけ処分するのでしょうか。麻生大臣は処分しないのですか。お答えください。

では、この度のTPPについて質問いたします。

いたとのことです。さらに、稻田朋美氏は、當時、TPPバスの終着駅は日本文明の墓場なのだと、二〇一一年十一月に産経新聞に寄稿していました。

ところが、自民党が政権を取った途端、TPP交渉を始める。おかしくないですか。今まで有権者にこの方針の転換についての納得いく説明はされたのでしょうか。総理、お答えください。

今年の三月に米国が発動した鉄鋼、アルミニウムの輸入制限で、同盟国であるはずの我が国が除外されました。さらに、トランプ大統領はこうおっしゃっています。日本の安倍首相やほかの人たちに言つておきたい、彼らはいいやつで私の友人だが、こんなに長い間米国をうまくだませたなんて信じられないとほくそ笑んでいます。そんな日々はもう終わりだと発言しました。

余りにもひどくないです。安倍総理はもとより、日本人全体を侮辱しています。同盟国として看過できるものではありません。外務大臣にお聞きいたします。これに対して、外務省を始めとした日本政府は抗議したのでしょうか。

さらに、毎日新聞の牧太郎氏はコラムでこう書いています。トランプ大統領が昨年十一月に来日した際、屈辱を感じた、彼は羽田ではなく横田基地に降り立った、千人以上の在日米軍兵士を前に、私のアジア歴訪を始めるに当たって、すばらしい米兵と自衛隊員がいる横田基地を選ぶのは当然だと演説した、このとき、数百人の自衛隊員がトランプのお迎えに動員されている、戦後レジムからの脱却なんて言いながら、まるで、日本はアメリカの占領下にあるかのようである、安倍政権で、日本はアメリカの属国になってしまったと書っています。

そこで、外務大臣にお聞きいたします。

サンフランシスコ条約以降、アメリカ大統領の日本公式訪問で横田基地に降り立つた大統領はトランプ大統領以外にいるのでしょうか、お聞きいたしました。

ところで、茂木大臣は、今回、参議院内閣委員会において、相当の法案審議のさなか、急遽アメリカに安倍総理と旅行するとのことで、これによつて、いわゆるREVICO法の改正案の採決が少なくとも一週間延びてしまひました。(手元文書頂戴)

理事で私の大好きな藤川政人議員が困つていまし
たよ。まあ、それでも日本の国益のために米国に
て鉄鋼、アルミの輸入制限を解除してもらおうよう
に交渉するのであればしようがないかなとも思つ
ておりますから、何と、鉄鋼、アルミ輸入制限は
そのまま、それどころか、自動車に二五%の追加
関税までお土産にもらつてきたんじやありません
か。一体あの旅行は何だったのでしょうか、お答
えください。

外務大臣にお伺いいたしました。
米国による鉄鋼、アルミの追加関税はWTTO違反ではないでしょうか。さらに、米国が自動車への追加関税を課した場合、これはWTORルールに違反すると言えるのでしょうか。併せてお答えください。

官 報 (号 外)

米国による安全保障への脅威を理由とするWTOの例外措置の濫用に対し、今こそ外交力を発揮し、EUとの連携が必要なときではないんでしょうか。この度行われるG7において一緒にアメリカと交渉をする必要性があると思いますが、総理のお考えをお聞かせください。

我が国がTPP交渉に参加するに当たり、衆参の農林水産委員会は平成二十五年四月に決議を行いましたが、農産品の重要な五品目についてはTPP

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

税を使うのであるならば、関税下げなければいいじやありませんか。こんなことをするのであるならば、TPP交渉は日本にとって失敗だったと言

えるのではないか。總理、お伺いいたします。

これにて質問は一旦終えますが、きちんとした答弁がない場合、再質問あるいは再々質問すること

とを申し上げます。質問終わります。ありがとうございました。

〔拍手〕

(内閣總理大臣(安倍晋三君) 白眞勲議員にお答
えをいたします。)

の対応等についてお尋ねがありました。今般の決裁文書に関する問題については、国民

の皆様の信頼を搔くがす事態となつております。改めて国民の皆様におわびを申し上げます。

る問題が明らかになつたことから、国会に適切な時期に適切な方法で報告したいと考えていると答

弁されたと承知しております。会計検査院には、しっかりとその役割を果たしてもらいたいと考えております。

ておらず、
私としては、かねてから申し上げているところ
り、会計検査院の検査に協力することは重要と考

えており、政府としても全面的に協力をしてまいります。財務省にも厳しく指導をしているところ

その上で、検査の過程の話については、検査院も答弁を差し控えており、受検する立場である政
府にあります。

府がお答えをすることは差し控えたいと考えておりますが、検査報告に掲記すべき内容について

は、あくまでも会計検査院内部における手続を経

品目について農林漁業者の皆さんのが安心して再生産できる内容を勝ち取ったところであり、厳しい交渉の中で国益にかなう結果を得ることができたと考えています。

同時に、政府としては、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、農業者や中小・小規模事業者の皆さんに対し、きめ細やかな対策を講じ、それでもなお残る不安や懸念にもしっかりと向き合っています。

こうした点については、TPP協定の大筋合意後、合計百三十時間を超える国会審議や三百回以上に及ぶ説明会を通じ、国民の皆さんに丁寧に説明をしてきました。政府としては、今後とも、一層の国民理解を得ることを目指し、引き続き、積極的な情報提供と丁寧な説明を行っていく考えであります。

米国による安全保障を理由とするWTOの例外措置についてお尋ねがありました。

米国による安全保障を理由とする広範な貿易制限措置は、世界市場を混乱させ、WTOルールに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものであり、極めて遺憾です。そもそも、米国の同盟国である日本の生産する製品が米国に安全保障上の脅威を与えることはないと考えていました。こうした日本の立場については、先般のマララゴにおける日米首脳会談でも、私からトランプ大統領に申し上げているところです。

来るG7サミットでは、自由貿易を堅持するとの立場から、WTOルールにのつとつた解決を図ることが適切であるとの基本的な考え方の下、米国への措置への懸念を共有するG7各国やEUとともに、率直な議論を行いたいと考えています。

その上で、G7サミットは、あくまで首脳間での自由闊達な議論を行う場であり、首脳同士の交渉

を行なう場ではないことは付言しておきます。

農林水産業の重要な品目にに関する交渉結果についてお尋ねがありました。

今回のTPP交渉では、重要な品目について、乳製品などでは、関税割当てを導入することにより、枠外の関税については従来の関税を引き続き維持するとともに、牛肉などでは、十年を超えるような長期間の関税削減期間を確保することなどをによって、関税撤廃の例外をしっかりと確保したことになります。

実際に生産者に影響が出るかどうかなどということにしっかりと注目をしながら交渉し、結果として生産者が再生産可能となるような措置を交渉を通じて勝ち取ったものと考えております。

それでもなお、様々な不安を持つておられる方々がいらっしゃることは承知しております。総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化対策や経営安定対策などのきめ細やかな対策を講じることにより、こうした不安や懸念にもしっかりと向か合ってまいります。

TPPの関税引下げと予算措置の関係、TPP交渉の評価についてお尋ねがありました。

関税の引下げは、ハイスタンダードな協定を目指すTPPの大前提です。しかし、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく予算措置においても、特に農業者や中小企業の皆さんとの国際競争力の強化等はいずれにせよ実施すべき対策であり、こうした予算措置を関税引下げと比較する議論自体、おかしな議論です。

TPPは、単に関税を下げるだけでなく、知的財産保護、環境・労働規制、国有企業の競争条件の規律など幅広い分野について、二十一世紀型の規律などを含むものであります。良いものが良いと評価される広大なマーケットが生まれ

れ、品質の高いものをこしらえてきた我が国の農業者や中小企業にとって大きなチャンスが生まれます。

政府としては、農業者や中小・小規模事業者の皆さん海外販路開拓や、体質改善、商品開発などを支援し、協定の効果ができる限り早期に実現するよう全力を上げてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○國務大臣(茂木敏充君) 白議員にお答えをいたします。

最初に、本年四月の私の米国出張について御質問がありました。

四月の日米首脳会談では、経済分野に関し議論が行われることになったため、私も同席することになりました。

首脳会談では、日米両国がリードして、インド太平洋地域に自由で公正なマーケットをつくり上げていくための方策について、両首脳間で、ま

た、私やライトハイザー通商代表も参加して、率直な議論が行われたところであります。その上

で、私とライトハイザー通商代表との間で、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、いわゆるFTRを開始することと一致をいたしました。

今後、この協議の場を通じて、日米両国が日米経済関係及びアジア太平洋地域の発展にいかに協力をすべきか、多角的貿易体制の意義、そして自由貿易のルールを尊重する我が国の考え方やTPPの持つ意義も含めて、建設的な議論を行っていきたいと考えております。

次に、TPPの交渉における我が国の主張と結果について御質問がありました。

TPP交渉では、我が国が投資や電子商取引のルールの議論を主導いたしました。また、我が国が世界に誇る牛肉、水産物などの輸出拡大の重

点品目の全てで相手の国の関税撤廃を獲得した一方で、農林水産物の重要な五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得をいたしました。攻めるべきは攻め、守るべきは守ることができたと考えております。

昨年一月の米国TPP離脱以降は、世界的に保護主義が台頭する中で、十一か国で議論を深め、TPPのハイスタンダードを維持するとの観点から、知的財産関連などごく一部のルールのみを凍結し、早期の合意を目指すということで各国の共通認識を確立し、実際、この三月の八日にチリでの署名に至ったわけであります。

このように、ハイスタンダードでバランスの取れたTPP11を早期に実現できたことは、我が国及びアジア太平洋地域の将来にとって画期的な成果であると考えております。(拍手)

(國務大臣河野太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(河野太郎君) 米国による鉄鋼、アルミニウムへの輸入制限措置やトランプ大統領の発言についてのお尋ねがありました。

米国の鉄鋼、アルミニウムに関する広範な貿易制限措置は、世界市場を混乱させ、WTOルールに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものであり、極めて遺憾です。こうした日本の基本的立場については、安倍総理から、トランプ大統領を含め様々なレベルで伝えていきました。

トランプ大統領の発言の一々について、コメントすることは差し控えます。

米国大統領の訪日についてのお尋ねがありました。

確認した範囲内では、日本への入国の際に横田基地を使用した米国大統領は、トランプ大統領が初めてです。

昨年十一月のトランプ大統領訪日時には、到着後の大統領の日程等、諸般の事情を総合的に勘案し、日米で協議の上、関係省庁間で必要な調整を行い、横田飛行場を使用することとしたものであります。

米国による鉄鋼、アルミニウム及び自動車の追加関税の動きについてお尋ねがありました。

米国の鉄鋼、アルミニウムの関税措置に関する追加関税の賦課は、米国がWTOの協定上約束している譲許税率を超える税率の関税を賦課するものであり、関税及び貿易に関する一般協定第一条との整合性に懸念がある措置と考えます。

また、自動車及び自動車部品の輸入に関する調査については、具体的な措置が決定されたものではなく、現時点において予断を持つてコメントすることは差し控えます。(拍手)

○國務大臣(齋藤健君) 白議員の御質問にお答えいたします。

TPPの影響試算についてお尋ねがございました。

農林水産省の試算は、重要品目を中心に関税撤廃の例外をしつかり確保し、国家貿易の維持や長期の関税削減期間等も獲得したというTPPの大筋合意の内容を踏まえながら、国境措置の変更により輸入品が国産品に置き換わり得るかどうかと、そういう観点から試算をしたものであります。

また、TPP合意等を踏まえ、農林漁業者の方々が安心して再生産に取り組めるよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき万全の対策を講

ずることとしていることから、その効果を踏まえて試算を行つたところであります。

その結果、関税削減等の影響で国産品の価格低下により生産額の減少が生じるもの、生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでござります。

次に、具体的な経営安定対策についてのお尋ねがありました。

TPPにおきましては、牛肉、豚肉、乳製品などの重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしつかり確保するなど、我が国畜産、酪農の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保したところでございます。

それでもなお残る生産者の方々の不安や懸念に向き合い、安心して再生産に取り組むことができるように、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、畜産クラスター事業を始めとする体质強化対策を講じておるところでございます。

また、経営安定対策として、牛肉、豚肉につきましては、牛マルキン及び豚マルキンの補填率を八割から九割に引き上げるとともに、豚マルキンの国庫負担水準を国一対生産者一を国三対生産者一に引き上げる等の措置を協定発効に合わせて講じ、乳製品につきましては、加工原料乳生産者補給金制度の対象に生クリーム等の液状乳製品を追加する等の措置を協定発効に先立つて実施していくところでございます。

農林水産省といたしましては、生産者の方々の不安や懸念に向き合い、意欲ある生産者が将来にわたって希望を持って畜産、酪農経営に取り組んでいただけるよう、必要な対策をしつかりと講じてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) しばらくお待ちください。白君から再質疑の申出があります。これを許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕
○白眞勲君 改めまして、立憲民主党・民友会の白眞勲でございます。

御答弁ありがとうございました。

しかしながら、農産品の重要な五品目について、総理から、衆参の農林水産委員会決議の違反について、明確な私は御答弁いたいいないんじやないかなというふうに思つております。

重要五品目については、除外又は再協議とすることを決議で求めたにもかかわらず、結局全て手を付けられたんではないんでしょうか。これ、決議違反かどうか、それをはつきりと言つていただきたいといふふうに思います。

それから、茂木大臣、協定の内容やその結果が明らかになつてゐるのは、国会に提出されているので分かるんですよ。要は、今もし少し御答弁いただきましたけれども、それまでの結果に至るまでの交渉の中での日本の主張はどのようなものであつたのか、少し簽えられたけれども、それがどうれぐら反映され、どれぐら反映されなかつたということを知らなければ、茂木大臣です、そのTPP関連法案について賛否の判断できなくなるんではないんだろうかということです。

それから、農水大臣、資料の説明さっぱり分からぬから、私、理解できるようにお聞きしているんですよ。今の御答弁では、私、全く分からぬい。

関税が低くなれば、当然輸入された商品は安くなりますから、消費者はそちらを選ぶ、当たり前

じゃないですか。だから輸入量は増える、これも

当たり前。輸入量が増えれば、その分国内商品は苦戦を強いられる。ところが、対策を施すから國內生産量変わらないと言えば、これちんぶんかんぶんんですよ。農水省の説明だと、輸入量は増え、国内生産量も変わらない。ということは、日本に物があふれちゃうじゃありませんか。だから日本人の食べる量は一緒なんだと、だから分からないと言つておるんですよ。農水大臣、もう

一回ちゃんと説明してください。

以上です。(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 白眞勲議員の再質問にお答えをいたします。

明白な決議違反ではないかということでありました。私の答弁は不十分ではないかということであつたと思いますが、政府としては、国会決議等を踏まえ、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしつかりと確保し、結果として、生産者が再生産可能となるような措置を交渉を通じて勝ち取つたものと考へております。政府としてはそう考へているところでございます。

交渉結果が国会決議にかなつたものかどうかは、最終的に国会で御審議をいたしたこととなりますが、政府としては国会決議の趣旨に沿うものと評価していただけると考へております。(拍手)
〔国務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕
○国務大臣(茂木敏充君) TPPの交渉における我が国の主張、そしてその結果どうなつたのかと、こういつたことについて改めて御質問い合わせました。

まず、TPP 12 の交渉では、我が国は、投資や電子商取引のルールの整備が必要だ、こういう主張をいたしまして、結果として二十一世紀型の

ルールが確立をされたわけであります。また、我が国は、世界に誇る牛肉、水産物などの輸出拡大の重点項目の全てで相手国の関税撤廃、これを求め、そして結果として獲得いたしました。また、農林水産物の重要な品目を中心に関税撤廃の例外を確保すると、こういう主張をいたしまして、結果として関税割当てやセーフガード等の措置を獲得をいたしました。

また、TPP交渉におきましては、ハイスタンダードを維持し、知的財産関連など、一部のルールのみを凍結する、そして早期の合意を目指す、こういったことを主張いたしまして、そのとおりに合意をし、早期の署名に至つたと、いう結果を得ております。(拍手)

(国務大臣齋藤健君登壇、拍手)

○国務大臣(齋藤健君) 白議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、このTPP交渉におきましては、これ、物によりますので一つ一つ見ていただく必要があると思うんですけども、基本的に国境措置をしっかりと講ずること、これを交渉の結果として獲得をしております。例えば、長期にわたりて関税を少しずつ下げていく、あるいは何かあつたときのためのセーフガードを講じるということにしております。

それと同時に、対策によりまして、コストを下げる努力、品質を良くする努力、そういうことをしますので、徐々に関税が下がるのに従いまして日本の農産物の競争力も上がりますので、確かに関税が下がりますので金額への影響はありますけれども、そういう形で国内産業が再生産可能となるように対策も講じているということでございます。(拍手)

ルールが確立をされたわけであります。また、我が国は、世界に誇る牛肉、水産物などの輸出拡大の重点項目の全てで相手国の関税撤廃、これを求め、そして結果として獲得いたしました。また、農林水産物の重要な品目を中心に関税撤廃の例外を確保すると、こういう主張をいたしまして、結果として関税割当てやセーフガード等の措置を獲得をいたしました。

また、TPP交渉におきましては、ハイスタンダードを維持し、知的財産関連など、一部のルールのみを凍結する、そして早期の合意を目指す、こういったことを主張いたしまして、そのとおりに合意をし、早期の署名に至つたと、いう結果を得ております。(拍手)

(国務大臣齋藤健君登壇、拍手)

○国務大臣(齋藤健君) 白議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、このTPP交渉におきましては、これ、物によりますので一つ一つ見ていただく必要があると思うんですけども、基本的に国境措置をしっかりと講ずること、これを交渉の結果として獲得をしております。例えば、長期にわたりて関税を少しずつ下げていく、あるいは何かあつたときのためのセーフガードを講じるということにしております。

それと同時に、対策によりまして、コストを下げる努力、品質を良くする努力、そういうことをしますので、徐々に関税が下がるのに従いまして日本の農産物の競争力も上がりますので、確かに関税が下がりますので金額への影響はありますけれども、そういう形で国内産業が再生産可能となるように対策も講じているということでございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正案について、安倍晋三総理に質問いたします。

衆議院において、TPP11協定案は五月十八日に、TPP整備法案は二十四日に、多くの国民が反対する中、採決されました。

國政の私物化と批判されている森友、加計疑惑、自衛隊のイラク日報問題など、疑惑の解明には蓋をしながら、五千ページに及ぶ協定案の質疑は、外務委員会で僅か六時間、TPP整備法案も十七時間という短時間で質疑が打ち切られました。

参考人からは、何がメリットなのか曖昧だ、TPP11はTPP以上に大きな打撃となる、影響試算も納得できないなどの意見が出されました。

国民生活と国内産業、地域経済に大きな影響を及ぼす法案を、会期末が近づいたからといって採決を強行することがあつてはなりません。国民の意見を聞いて、丁寧に審議すべきではありませんか。答弁を求めます。

安倍総理、思い起こせば、あなたの通商政策は、国民を欺くばかりです。

自民党は、野党時代には、TPP断固反対、六つの選挙公約を掲げました。政権に就くや否や、アメリカを訪問し、聖域なき関税撤廃が前提でないことが分かったなどと言つて、TPP、環太平洋経済連携協定に参加しました。

アメリカのトランプ大統領がTPPからの離脱を表明すると、アメリカ抜きのTPPはあり得ないと言ひながら、いち早くアメリカを訪問し、ア

経済対話の枠組みをつくりました。

日米経済対話において日米交渉が進展しないことにアメリカが不満を漏らすと、アメリカのいら立ちを抑えるために、茂木大臣とライトハイザー

の整備に関する法律の一部改正案について、安倍通商代表との間で新たな経済協議の場、FTRを設けました。

日本農業新聞が四月に行つたモニター調査では、安倍農政を評価しないが七割を超えていました。安倍総理、あなたは、二年前、TPPの慎重審議を求めた農業者や消費者、地方自治体関係者の意見を忘れたのですか。

TPPは、トランプ政権が離脱したことで発効できなくなりました。

TPP11は、そのTPP協定の一部を除き、TPPをよみがえらせるものです。第一条でTPPの全条項を取り込み、二条でTPPの一部の項目を凍結しました。生物製剤などアメリカが押し込んだ項目に各国から不満が噴出したからです。第六条は協定の見直し規定で、TPP協定の効力発生が差し迫つている場合又はTPP協定が効力を生じる見込みがない場合に見直すことになつていますが、この凍結項目も含め、アメリカの意向に合わせた協定ではありませんか。

アメリカが抜けたとはいえ、TPPの本質は全く変わりありません。多国籍大企業や国際競争力の強い国の利益を優先し、関税の原則撤廃や投資の自由化を参加国に押し付け、各との経済王権や食料主権を侵害するものです。

日本にとっては、食の安全や医療、雇用、地域経済も脅かされ、農業は壊滅的な打撃を受けるものではありませんか。答弁を求めます。

TPP11は、アメリカが抜けたことで、日本の農業にとってメリットがあるのでしょうか。

TPPで譲歩したバターと脱脂粉乳の低関税輸入枠は残されたままです。七万トンの枠を、ニュージーランド、オーストラリア、カナダなどが対日輸出を迫つてくることになります。そうなれば、アメリカの畜産業界は不満を募らせ、日本と二国間交渉での圧力を強めるのは必至です。日本政府には、その場合、対抗できる手段ではあるのですか。お答えください。

攻めの農政によつて生産農業所得は直近で三兆八千億円となり、過去十八年で最も高い水準になつたと言われました。

しかし、食料自給率は三七・五%，一年間で約二%低下し、冷害で苦しんだ一九九三年を除けば最低です。販売農家は、二〇一〇年の約百六十三万戸から二〇一七年には百二十万戸に、基幹的農業従事者は約二百五万人から百五十万人に減少し、耕地面積も四百五十九万三千ヘクタールから四百四十四万ヘクタールへと減少しています。

今年の冬は、生産量が減つたという理由で野菜価格が高騰しました。これは一時的なものではありません。近年、野菜や果実、肉類などでは生産量、供給量が減り、価格が上昇しました。大手農機具メーカーの経営者は、食料の生産基盤はかなり厳しい状況であり、生産基盤の弱体化で食料問題になつてくる可能性があると語っています。価格が高騰しているのは、生産基盤が弱体化し供給量が減つたことに原因があるんです。

齋藤農水大臣は私の質問に生産基盤の弱体化を認めましたが、総理も同じ認識でしょうか。TPP整備法で経営安定対策を行ふと言いますが、生産基盤の弱体化に歯止めを掛けることができるのですが、答弁を求めます。

TPP11は、アメリカが抜けたことで、日本の農業にとってメリットがあるのでしょうか。

TPPで譲歩したバターと脱脂粉乳の低関税輸入枠は残されたままです。七万トンの枠を、ニュージーランド、オーストラリア、カナダなどが対日輸出を迫つてくることになります。そうなれば、アメリカの畜産業界は不満を募らせ、日本と二国間交渉での圧力を強めるのは必至です。日本政府には、その場合、対抗できる手段ではあるのですか。お答えください。

攻めの農政によつて生産農業所得は直近で三兆八千億円となり、過去十八年で最も高い水準になつたと言われました。

しかし、食料自給率は三七・五%，一年間で約二%低下し、冷害で苦しんだ一九九三年を除けば最低です。販売農家は、二〇一〇年の約百六十三万戸から二〇一七年には百二十万戸に、基幹的農業従事者は約二百五万人から百五十万人に減少し、耕地面積も四百五十九万三千ヘクタールから四百四十四万ヘクタールへと減少しています。

今年の冬は、生産量が減つたという理由で野菜価格が高騰しました。これは一時的なものではありません。近年、野菜や果実、肉類などでは生産量、供給量が減り、価格が上昇しました。大手農機具メーカーの経営者は、食料の生産基盤はかなり厳しい状況であり、生産基盤の弱体化で食料問題になつてくる可能性があると語っています。価格が高騰しているのは、生産基盤が弱体化し供給量が減つたことに原因があるんです。

齋藤農水大臣は私の質問に生産基盤の弱体化を認めましたが、総理も同じ認識でしょうか。TPP整備法で経営安定対策を行ふと言いますが、生産基盤の弱体化に歯止めを掛け

る攻めの農政によつて生産農業所得は直近で三兆八千億円となり、過去十八年で最も高い水準になつたと言われました。

しかし、食料自給率は三七・五%，一年間で約二%低下し、冷害で苦しんだ一九九三年を除けば最低です。販売農家は、二〇一〇年の約百六十三万戸から二〇一七年には百二十万戸に、基幹的農業従事者は約二百五万人から百五十万人に減少し、耕地面積も四百五十九万三千ヘクタールから四百四十四万ヘクタールへと減少しています。

今年の冬は、生産量が減つたという理由で野菜価格が高騰しました。これは一時的なものではありません。近年、野菜や果実、肉類などでは生産量、供給量が減り、価格が上昇しました。大手農機具メーカーの経営者は、食料の生産基盤はかなり厳しい状況であり、生産基盤の弱体化で食料問題になつ

の高いものをこしらえてきた我が国の農業者にとって大きなチャンスであります。

その上で、協定の第六条では、米国を含めたＴＰＰが発効する見込みがなくなつた場合等には、締約国の要請に基づき協定の見直しを行ふと規定しています。

この点、米国からの輸入量も念頭にＴＰＰ12協定で合意された個別の関税割当て等について、我が国として第六条に規定する将来の見直しの対象と考えております。こうした我が国の考え方は、各国に明確に伝え、十分理解を得ていると考えています。

米国も含め、将来の協議等について予断を持つてお答えすることは困難ですが、いずれにしても、我が国としては、いかなる国とも国益に反するような合意を行うつもりはありません。

ＴＰＰ11の影響試算についてお尋ねがありました。

ＴＰＰについて、カナダやニュージーランドなど、各國でそれぞれ経済効果を分析、公表していることは承知していますが、前提や試算の根拠が明らかでないため、コメントすることは差し控えたいと考えています。

ＴＰＰについては、我が国が交渉を主導することで、特に農業分野について、重要五項目を中心とし、関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得することができました。

それでもなお残る農業の方々の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、総合的な

TPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定など万全の対策を講じてまいります。

今回の農業についての試算は、こうした点を十分に勘案して、過大でも過小でもなく、適切に評

価した結果であると考えています。

食品安全についてお尋ねがありました。

食品安全に関する制度については、食品安全委員会のリスク評価を経ていない遺伝子組換え食品の輸入、販売等の禁止を始め、ＴＰＰ協定によつて一切変更を求められておりません。

消費者の健康を守るために、国産品であれ輸入品であれ、安全性が確保されたものでなければ流通は許されない、これは食品行政上の大原則であり、今後もこの原則を堅持してまいります。

ＴＰＰ11の情報公開についてお尋ねがあります。ＴＰＰについては、協定の内容等に関する各種説明資料、分野別の中小企業向けの資料など、これまで四千ページ以上に及ぶ資料を情報を公開しております。

交渉のやり取りを明らかにすることはお互いの信頼関係の下に控えるというのが、条約、協定交渉における一般的な考え方であります。可能な限り、一層の国民理解を得るために、積極的な情報提供と丁寧な説明を行うことにより、引き続き不斷の努力を積み重ねてまいります。(拍手)

ＴＰＰ11については、アメリカ通商代表部、ＵＳＴＲから発表されている二〇一八年版スペシャル三〇一条報告書では、新たに医薬品市場アクセス障壁に関する項目が設けられ、アメリカのバイオ医療イノベーション企業の保護に向けて、日本、カナダ、コロンビアなどにスポットが当てられました。

これに対して、米国研究製薬工業協会は、報告書を歓迎し、政府が、今後、不公平な手段を講じている一部の国々における公平な活動条件を求めていくだらうとの声明を出しています。

清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。○議長(伊達忠一君) 清水貴之君。
〔清水貴之君登壇、拍手〕

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。

会派を代表して、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

ＴＰＰ11については、アメリカの離脱があつたものの、ＴＰＰ11協定の署名に至つたことは、交渉を主導してきた日本政府の御尽力のたまものであります。

ＴＰＰ11には、経済成長が著しいアジア諸国があると思います。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

含まれる上、自由で公正な二十一世紀型の貿易ルールであることなどから、参加六か国以上の国内承認の手続が完了し、本条約が早期に発効されることが望れます。

しかし、一方、ＴＰＰ、イラン核合意、パリ協定からの離脱を表明し、アメリカ第一主義を貫くトランプ大統領は、三月に追加関税を課した輸入鉄鋼、アルミニウムに引き続き、先週には、輸入自動車及び自動車部品に対する最大二五%の関税を課す可能性を発表しています。

ＴＰＰが日米両国にとって最善と考えていると総理はおっしゃっていますが、自由と公正を担保するのはお互いが協議した約束を守ることが大前提であり、アメリカに合意を守らせるための強い政治力が必要だと思いますが、総理はその根拠をお持ちだと考えますでしょうか。

また、アメリカ通商代表部、ＵＳＴＲから発表されている二〇一八年版スペシャル三〇一条報告書では、新たに医薬品市場アクセス障壁に関する項目が設けられ、アメリカのバイオ医療イノベーション企業の保護に向けて、日本、カナダ、コロンビアなどにスポットが当てられました。

これに対して、米国研究製薬工業協会は、報告書を歓迎し、政府が、今後、不公平な手段を講じている一部の国々における公平な活動条件を求めていくだらうとの声明を出しています。

こうした流れを見ますと、今後、日米経済対話の中でも、日本の薬価政策等について議題とされ、アメリカ側から強い要求が押し込まれることが懸念されます。

今回の診療報酬改定では、海外製薬企業からの反発もありながら、薬価の引下げに踏み切りました。アメリカがこれまで強い姿勢を示してきた製

業分野において、日米経済対話及び日米二国間協

定を通じて切り崩されていくおそれもある中、この薬価問題について、総理、政府としてどのように方針で臨まるのでしょうか。

次に、ＴＰＰ11に伴う国内における規制緩和の推進について質問をいたします。

自由貿易体制の拡大を掲げ、ＴＰＰ11の実現にて日本が主導的役割を果たしていきますが、対外的な姿勢とは裏腹に、国内における規制緩和がほとんど進んでいないことに大きな矛盾を感じます。ＴＰＰによる国内での経済成長をTPP対策と銘打った補助金政策で実現することは、

TPPの自由競争の観点におけるメリットを根本から否定することになります。ガットのときは六兆円の予算を活用しながらも、経済効果という形では現れませんでした。同じことをやらずして経済の高い成果をつくり上げるというシナリオ、戦略があれば、総理の見解を是非お聞かせください。

また、農業競争力強化をうたいながら、農地法改革や農協改革も進んでおらず、旧態依然とした農業保護政策や規制が数多く残されている環境では、外交的努力で海外販路を拡大というチャンスを生み出したとしても、十分に生かし切れないことが強く懸念されます。

守りではなく攻めのＴＰＰと総理はおっしゃいますが、五百兆円のGDPを持つ日本が国内経済を高めるTPP戦略というのは、農業の一兆円程度の輸出を意味するものでは不十分だと思いまます。GDP一〇%、五十兆円規模を見据えた日本経済の新たな成長を促すような戦略的な政策を取るべきだと考えますが、具体的な目標や政策があるのかどうか、総理、いかがでしょうか。

また、ＴＰＰ11が真に日本の農業を始めとした各産業の国際競争力強化につながるよう、更なる

大胆な規制緩和が必要であると考えますが、特にTPP11に合わせて規制緩和すべき分野はどこなのか、総理の見解をお伺いします。

次に、総合的なTPP等関連政策大綱について質問をいたします。

この大綱は、TPP、日EU・EPAの発効を見据え、必要となる施策を目標とともにまとめたものであります。その内容については統一感がない、一見良いことのようであると受け止められそうな項目がちりばめられているという印象です。

例えば、TPP等を通じた地域経済の活性化の促進として、訪日外国人旅行者数や旅行消費額の増加を目標とした上で、地域に関する情報発信を行うというものがあります。しかし、既に、観光立国に向けた取組は、複数の省庁、関係機関等において関連事業が展開されていることからも、TPPによる地域産業への経済効果として位置付けられてくることは、TPPによる経済効果を不自然に大きく見せようとしているように思えてなりません。

TPP関連予算は、平成二十七年度補正予算以降、総合的なTPP等関連政策大綱を実現するため累計一・七兆円が計上されており、今後もTPPに関連するとの位置付けで予算が投入されていくことと思います。財政状況が逼迫する中、網羅的ではなく、真に経済効果の高い事業や取組だけに精査する必要があるのではないか。総理の考え方をお聞かせください。

平成三十一年度からTPP11が発効される可能性が高いですが、これらの対策事業についての検証をどのようなスケジュールで進めていくのでしょうか。また、これまで投入した予算累計額を上回る経済効果が出るのは何年先からになるとお

考えでしょうか。茂木經濟再生担当大臣にお伺いいたします。

サービス産業の労働生産性の向上について質問します。

革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境を整備して、二〇二〇年にはサービス産業の労働生産性上昇率を2%にする目標を掲げています。しかし、TPPによって労働生産性を上げるというのはどういうことでしょうか。TPPは締約国との間の交易において自由貿易を促進するものと捉えていますが、労働生産性を向上させるには国内的な別の施策が必要であるはずです。

TPPに伴い、どのような施策を実施してサービス産業の労働生産性を向上させるのでしょうか。総理にお伺いします。

次に、知的財産関連について質問いたします。

TPPを契機とした措置のうち、特許、商標関係の分野において、地域中小企業等の知財戦略の強化や、特許審査体制の整備強化を図ることとなっています。地域の中小企業が特許を取得したこととしても、同業他社によってその特許が侵害された場合、中小企業は多くの場合、大企業のようないくつかの特許に専門的に対応する組織を持っていないわけではありません。裁判の場において相手が特許を侵害したことを証明することは容易ではなく、必ずしも特許があるからといって権利が守られるわけではありません。

ですから、特許の取得を容易にするだけでは地方活性化をもたらすものではないと考えますが、その点を指摘した上で、私からの質問を終わります。

次に、チェックオフ制度について質問いたします。

諸外国においては、「品目」として生産者等から資金を徴収し、これを原資として生産者が主体となりて販売促進活動を行うものですが、日本においてもTPP対策として導入が検討されているところです。

新たな取組であることから、農林水産省において団体からの要望を踏まえて法制化に着手されことになりますが、具体的な事業効果についての評価体制や、費用負担のスキームについての考え方について、斎藤農林水産大臣の見解をお伺いします。

次に、収入保険制度についてお伺いします。

収入保険制度とは、農産物の販売価格の下落や災害によって、ある年の収入が基準収入の九割を下回ったときに、下回った額の八割から九割を補填する仕組みとされています。

天候要因だけではなく、市場価格が下落した場合にも対応可能なセーフティーネットという考え方についても、例えはある年の収入が減れば、それにつれて基準収入も下がり、補填後の収入も所得も下がるということになります。

アメリカのように、生産費を基準にして基準価格を決定し、市場価格が基準価格を下回った場合には、基準価格と市場価格の差額を補填すると、いったた仕組みの導入の必要性について、斎藤農林水産大臣などのようにお考えでしょうか。

また、生産者が安心して農業に従事できる環境整備のためにも、制度の更なる検討が必要と考えますが、併せて見解をお伺いいたします。

私たち日本維新の会は、自由貿易の拡充を支持します。TPPが自由貿易の拡充に寄与するかどうかは、これから先、参加各国が自由貿易から得られる優位性をいかに維持するかに懸かっている

る補助金にするのではなく、国際競争力を育て上げるものでなければなりません。

その点を指摘した上で、私からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 清水貴之議員の質問にお答えをします。

米国がTPPへ参加する場合に、その合意をどのようにして守らせるかについてお尋ねがあります。

した。

何よりも重要なことは、TPPに参加することでもたらされる大きなメリットを米国に十分に理解してもらうことであると考えます。米国のTPPへの輸出額は日本への輸出額の十倍であり、米国がTPPに入れば米国のマーケットは飛躍的に拡大するなど、我が国としては、TPPが日本だけでなく米国にとって最も最善であると考えております。

その上で、本年一月、TPP11の交渉が大詰めを迎え、現実味を帯びる中で、ダボス会議において、初めてトランプ大統領から米国がTPPに参加する可能性について言及があつたところです。

そうした意味で、TPP11の早期発効を目指すことが、TPPのメリットを具体的に示し、TPPが米国の経済や雇用にとってもプラスになるとの理解を深める大きな力になるものと考えております。

米国との関係での薬価の取扱いについてお尋ねがありました。

我が国としては、薬価制度は、すぐれて内政の問題であり、二国間交渉の対象とするることは受け入れられないとの立場であり、日米経済対話においても、その旨、米国に対して繰り返し説明していく必要があります。

御指摘のUSTRの報告書においては、我が国は優先監視国や監視国に指定されていません。

いざれにせよ、我が国としては、葉価に関する事項を含め、いかなる国とも国益に反するような合意を行うつもりはありません。

TPPと成長戦略、更なる規制緩和についてのお尋ねがありました。

規制改革は、これまでも、これからも、アベノミクス成長戦略の一丁目一番地であります。

農業分野では、これまで六十年ぶりの農協改革、農業委員会制度の改革、いわゆる減反の廃止、農地バンクを活用した農地集積など、様々な規制や仕組みの改革に大胆に取り組んでまいりました。その結果、四十年代以下の若手新規就農者が、統計開始以来、初めて三年連続で二万人を超えた。農林水産物、食品の輸出は五年連続で過去最高を更新するペースで伸び、生産農業所得も、過去二年で九千億円も伸び、直近で三兆八千億円になるなど、着実に成果が現れ始めています。

今後、更に林業改革や水産業改革など農政全般にわたる抜本的な改革を引き続き推し進め、強い農林水産業をつくり上げてまいります。

さらには、先般成立した規制のサンドボックス制度なども活用し、国際競争力のある革新的なビジネスの創出に向けて、あらゆる分野において規制改革を断行していく決意であります。

こうした中で、TPPによる経済効果を最大化するため、規制改革のみならず、税制予算など、あらゆる政策を総動員していく決意であります。総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、農業者や中小・小規模事業者の皆さんとの経営安定対策、体質強化対策に万全を期してまいります。

TPP11に関する項目ごとの戦略的な目標についてお尋ねがありました。

TPPやHEU・EPAによる自由で公正なルールに基づく経済圏を世界に広げていくこと

で、良いものをこしらえている日本の企業にとって、輸出拡大と成長の大きなチャンスが生まれる

と考えています。

その中で、中小企業の輸出額を二〇二〇年までに二十五兆円に拡大する、インフラ輸出について

は二〇二〇年までに三十兆円の受注を目指すなど

の目標を掲げており、その実現のために総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、個別分野ごとに

TTP等関連政策大綱に基づき、個別分野ごとに

戦略的に国際競争力強化に取り組んでまいります。

TPP関連予算の経済効果についてお尋ねがあ

りました。

TPP関連予算について、総合的なTPP等

関連政策大綱に基づき、我が国の経済再生、中小

企業や農林水産業の経営安定、体质強化の観点か

ら、真に効果の高いものに限定して実施していま

す。

その上で、政策目標をより効果的、効率的に実

施するという観点から、今後とも、予算編成過程

に於いて、既存施策を含め不断の点検、見直しを行っていく考えであります。

TPPに伴うサービス産業の労働生産性向上に

ついてお尋ねがありました。

自由で公正なルールに基づく経済圏が構築されることは、おもてなしの心に裏打ちされた我が國

の良質なサービスが真っ当に評価され、新たな付

加価値が生まれることを通じ、サービス産業の生

産性向上につながる大きなチャンスだと考えま

す。

こうした観点から、総合的なTPP等関連政策

大綱においては、サービス産業の高付加価値化に

係る取組を進めており、昨年から運用

を始めたおもてなし規格認証などによりサービスの質の見える化を推進することも、そうした制

度の海外展開にも取り組んでまいります。

TPPを契機として中小企業が知的財産を活用することによる地域経済活性化についてのお尋ね

がありました。

TPPは、自由で公正なルールに基づく経済圏を構築することにより、優れたオンラインの技術を持った中小企業の皆さんに海外展開の大きな

チャンスを生み出します。

このため、政府は、海外展開を目指す中小企業の皆さんに対し、全国四十七都道府県に設置した知財総合支援窓口を通じて、外国出願する際の支援、知的財産を侵害された場合の対応支援、訴訟リスクへの対応支援など、きめ細やかな対策を講じることとしております。

それぞれの地域経済を支える中小企業が持つ知識財産を世界の舞台で適切に管理、活用することを促すことで地域経済の活性化につながるよう、今後も全力で取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○国務大臣(茂木敏充君) 清水議員から、総合的なTPP等関連政策大綱の対象事業の検証スケジュールと、経済効果及びその時期について御質問がございました。

大臣に盛り込んだ農林水産業の体质強化策など

につきましては、各省庁が予算措置を講じておりましたが、予算編成の都度、内閣官房が各省庁の施

策の実施状況について確認、検証を実施しております。引き続き、適時必要な検証等を行ってまいります。

TPP11の経済効果につきましては、GDPの

押し上げ効果が七・八兆円、四十六万人の雇用増と、大きな効果が見込まれております。これらの効果が実際に生ずる時期については一概に言えないと、こういう面もあるわけですが、日本の工業品輸出額の約九割の関税はこのTPP11によりまして即時撤廃されること、こういったことを考えますと、発効直後から大きな経済効果が見込まれると、このように期待をされております。

TPP11の経済効果につきましては、GDPの

押上げ効果が七・八兆円、四十六万人の雇用増と、大きな効果が見込まれております。これらの効果が実際に生ずる時期については一概に言えないと、こういう面もあるわけですが、日本の工業品輸出額の約九割の関税はこのTPP11によ

りまして即時撤廃されること、こういったことを考えますと、発効直後から大きな経済効果が見込まれると、このように期待をされております。

TPP11の絏済効果につきましては、GDPの

押上げ効果が七・八兆円、四十六万人の雇用増と、大きな効果が見込まれております。これらの効果が実際に生ずる時期については一概に言えないと、こういう面もあるわけですが、日本の工業品輸出額の約九割の関税はこのTPP11によ

りまして即時撤廃されること、こういったことを考えますと、発効直後から大きな経済効果が見込まれると、このように期待をされております。

TPP11の絏済効果につきましては、GDPの</p

こうしたグローバル企業の窓口役が規制改革推進会議ではありますか。その対極とも言える共助・共生システムの共同体である生協、農協、漁協などを既得権益、岩盤規制と攻撃し、ドリルで壊して市場を奪つて自らの既得権益にしようとするウォール街は、郵貯のマネーに続き、貯金、共済のJ.A.マネーにも手を伸ばそうとしています。こうしたマネーレースの動きが日本の国民を幸せにすると本当にお考えですか。外務大臣、お答えください。

解消どころか、牛乳が消える事態が生じることになるのではありませんか。農水大臣の現状認識と対策を求めます。

せん。農冰大臣の答弁を求めます。

ありません

新薬のデータ保護期間及びT₀は
これまでの結果より多くなっています。

P P 11 協定の意義

せん。農水大臣の答弁を求めます。

農産物輸出国は対日輸出の大増加を見込んでおり、政府試算の妥当性には大きな疑問があります。豚肉については、カナダだけで日本の生産減少見込額の二倍以上、牛肉についてもほぼ見込額に相当します。日本の国内生産の減少を政府試算の範囲内とすることは無理ではないですか。答弁を求めます。

国民の命、健康、生活、雇用、食料を守ることが国政の最大の課題ではないでしょうか。とりわけ

新薬のデータ保護期間及びTPP11協定の意義についてのお尋ねがありました。

自由で公正な投資ルールを維持発展させていくことは、世界経済、ひいては日本経済全体の成長につながると考えます。こうした考え方の下、我が国は投資家の保護に関するルールを含む経済連携や投資協定を積極的に推進してきており、TPP11は投資家のみを保護するものとの御指摘は当たらないと考えます。

TPP12で米国市場へのアクセスとの引換えで受け入れていた条項を凍結したいという項目を各國が八十も挙げたのに対し、日本は何も提出しませんでした。つまり、アメリカの要求を全て受け入れるという意思表示ではないですか。外務大臣、お答えください。

差し出すことにしたのです。これら企業は、払下げで手に入れた種をベースに遺伝子組換え種子にして特許化して独占するため、農家はそれを買えない限り米の生産が継続できなくなり、価格もつり上げられます。この重大な危機にどう対応するのか、答弁を求めます。

け、どんなときにも安全、安心な食料や医療を
定的に国民に供給することです。世界が不安定
状況を増している今、国家安全保障の要として
国として農林水産業を支え、食料自給率を維持
するのは、独立国家としての最低条件ではない
でしょうか。農水大臣の答弁を求めます。

私は根っこからの自由貿易論者でありますが
TPP11が、トランプ大統領などが指摘する、
ローバル企業の一部の経営者だけがもうかり、
金が下がり、失業が増え、国家主権が侵害され
食の安全が脅かされるものであるならば反対せ
るを得ないことを申し上げ、私の質問を終わり
ます。(拍手)

また、医薬品のデータ保護期間について、交渉経緯を承知しているかを含めお答えすることは差し控えますが、TPP12協定においては、生物製剤とそれ以外の医薬品の保護期間について、それぞれ八年間及び五年間と規定されています。これは、新薬の開発の促進、新薬の安全性の確保、医薬品への迅速なアクセスのバランスの観点から、柔軟性のある適切な水準の規範であると考へております。

さらに、自由貿易はグローバル企業のみを利するものではないかとの御指摘ですが、例えば、TPP協定では、中小企業章を設けるなど、中小企業及び地方産業のグローバルサプライチェーンへ

るを得ないことを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

ま
P.P.協定では、中小企業章を設けるなど、中小企業及び地方産業のグローバルサプライチェーンへの参画を積極的に推進する方針である。

昌益として製品開発を矢張りしたカーブスを見習うべきだと思いますが、いかがですか。

EPAとTPP11の市場開放に加えて、改正畜安法、畜産經營の安定に関する法律によって、バター不足の理由とされた酪農協の弱体化が進められています。EUでは生乳生産者団体の組織化と販売契約の明確化による取引交渉力の強化が進められているとのとは真逆の対応と思われますが、農水大臣の答弁を求めてます。

生乳生産の減少が加速しており、バター不足の

のTPP11で、日本の自動車、半導体、鉄鋼等の主要輸出産業はどれほどどの輸出増を見込んでいるのか、どの産業が何年後にどれ程度の恩恵を受けられるのか、経産大臣は数値を示してお答えください。

我が国としては、T·P·Pが日米両国にとって善と考へており、様々な機会を捉え、米側に対して説明してきました。その立場を踏まえ、引きき米国との議論に臨んでまいります。

ISDS制度は、投資家にとって、海外の投資先の国におけるビジネスへのリスクを軽減できるツールであり、海外投資を行う日本企業を保護する上で有効な制度であると考えています。また、ISDS条項は、公共の福祉に係る正当な目的のために、必要かつ合理的な規制措置を差別的でない態様で講ずることを妨げるものではありません。

我が国としては、ISDS条項が有する意義を踏まえて、投資家の保護と国家の規制権限との適切なバランスの確保等に努めつつ、我が国が締結する投資関連協定にISDS条項が盛り込まれるよう取り組んでいきます。その上で、ISDS改革に関する議論にも建設的に貢献していく考えであります。

TPPと規制改革についてのお尋ねがありました。TPP協定の投資章の規定は、投資受入れ国が正当な目的のために、必要かつ合理的な規制措置を差別的でない態様で講ずることを妨げるものではなく、このことは投資章の複数の規定において確認されています。

また、我が国は、TPP協定等の投資関連協定において必要な例外規定を置くなど、国内法との整合性を確保しています。また、ISDS手続で仲裁廷が裁定で命じができるのは損害賠償又は原状回復のみで、国内法の改正を求めることはできません。よって、TPP協定によって、我が国の生協、農協、漁協といった仕組みが影響を受けることは想定されません。

日本が凍結項目を提出しなかつたことについてのお尋ねがありました。

我が国としては、今回凍結されることとなつた二十二の項目全てを含め、TPP協定全体について、幅広い分野において二十一世紀型の公正なルールを作り出すものと考えていました。連携協定のスタンダードになるものと考えていました。このような考え方に基づき、我が国から凍結提案は行いませんでした。

このように、我が国がアメリカの要求を全て受け入れる意思表示をしたものではありません。

TPP協定における乳製品の関税割当て枠についてのお尋ねがありました。

TPP11においては、元々のTPP12の特徴であるハイスタンダードを維持するという観点から、米国不在であつても協定の内容自体は維持した上で、ごく一部のルール分野の適用の停止のみを行なうことで合意したものです。御質問の、乳製品を含むいわゆるTPPワイルドの関税割当てについては、カナダなど、我が国と同じ制度を持つている状況にある国が幾つかある中で、現時点では修正を行わず、発効後必要と判断した時点で、TPP11協定第六条に従い、見直しを行うということで合意したものです。

（拍手）

○國務大臣齋藤健君登壇、拍手

（國務大臣齋藤健君登壇、拍手）

○國務大臣齋藤健君登壇、拍手

（國務大臣齋藤健君登壇、拍手）

（國務大臣齋藤健君登壇、拍手）

（國務大臣齋藤健君登壇、拍手）

の、平成二十九年度の二歳未満の乳用牛の飼養頭数が前年に比べて増加するなど、生産基盤の回復の兆しが見え始めたところであります。

農林水産省としては、この動きを確固たるものとし、農業者が安心して再生産に取り組めるよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、収益力、生産基盤の強化を進めるとともに、経営安定対策において、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金の対象に追加するなどの見直しを協定発効に先立つて実施をしたところです。

引き続き、農業者の不安や懸念にしっかりと向き合い、新たな国際環境においても、消費者への牛乳、乳製品の安定供給が図られるよう、万全の対策を講じてまいります。

種子法の廃止についてのお尋ねがございました。主要農作物種子法は、戦後、食糧増産のために制定され、全ての都道府県に種子生産の奨励を義務付けてきましたが、米の供給不足の解消や消費者ニーズの変化等を踏まえ、法律による義務付けを廃止し、民の力を活用して多様なニーズに応じた種子が供給されるよう措置したものです。

また、一般に、大口ソートで種子を販売する外資系企業は、小ロットで地域ごとの品種が必要な我々農家が消費者ニーズに応えて創意工夫を生かせる環境の整備が重要な課題であると考えております。

こうしたことを踏ままして、改正畜産經營安

定法により、加工原料乳生産者補給金の交付対象を拡大し、指定生乳生産者団体が条件不利地域における集送乳を今後も安定的かつ確実に行なう体制を整備したところでござります。

農林水産省としては、引き続き、良質な種子の供給のため必要な施策を責任を持って講じてまいります。

TPP11の影響試算についてお尋ねがございました。

TPP11の農林水産物の生産額への影響につきましては、まず、重要品目を中心に関税撤廃の例外をしつかり確保し、国家貿易の維持や長期の関税削減期間等も獲得したという合意内容を踏まえ定性的な影響分析を行いました。

その上で、それでもなお残る農林水産業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき万全の対策を講じていくこととしております。

その結果、関税削減等の影響で、価格低下によりまして約九百億円から千五百億円の生産額の減少が見込まれるもの、体质強化対策による生産コストの低減、品質向上や、経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量は維持されるものと見込んだところです。

このように、TPP11の影響試算は様々な要素を考慮しながら個別品目ごとに試算を積み上げた結果であり、国内生産の減少額を意図的に過小評価しているということはございません。

食料自給率についてのお尋ねがございました。

食料の安定供給を将来にわたって確保していくことは、國家の国民に対する最も基本的な責務のことです。

これは、食料自給率についてのお尋ねがございました。

食料の安定供給を将来にわたって確保していくことは、国家の国民に対する最も基本的な責務のことです。

一つであります。世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有している中で食料の安定供給を図るために、食料自給率目標を掲げ、国内生産の増大を図ることが重要であると認識しています。

そのためには、食料自給率目標を掲げ、国内生産の増大を図ることが重要であると認識しています。

他方、我が国の農林水産業は、人口減少に伴うマーケットの縮小や、農林漁業者の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など、大きな曲がり角に立つていてと認識しております。

このような中、我が国の農林水産業に活力を取り戻し、魅力ある成長産業にしていくためには、

河野大臣に伺います。

条約は、法的効力において法律に優位します。

解釈変更と安保法制は、限定的なものを含めありますか。国際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないで

ありますか。そのことを徹底的に明文化した安保条約三条に違反する無効の暴挙であるとの認識はありませんか。國際承認した条約を勝手に読み替え、条約違反の閣議決定や法案提出を行い、戦争行為を行えるようにした内閣なら、本協定を勝手に読み替えることなど平気で行うのではないで

ありますか。國際承認した条約を勝手に読み替えて、他の条項についても重大な懸念を禁じ得

るようか。

なお、あつたはずのものをなかつたと言ひ張るこの間の一連の不正と異なり、解釈変更は、絶対ないものがあると言い張っている不正行為であり、安倍総理のみがどこまでも立証責任を負い、そして、その主張が虚偽であることは誰でも證明可能、理解可能であります。したがつて、河野大臣が一政治家としての良心に基づく限り、四十七年見解の中に集団的自衛権行使を許容する法理が作成時から存在するという安倍総理の主張は到底容認できないはずですが、大臣の見解を伺いま

す。

さて、この憲法、法の支配、立憲主義の破壊を契機として、森友、加計学園問題、自衛隊の日報隠蔽等々、安倍内閣による国民民主権、議会政治の破壊が繰り広げられることとなりました。これら、まさに、民主主義の破壊、すなわち安倍レジームとも言うべき惨状も本協定に深刻な問題を投げかけています。すなわち、本協定には、透明性、腐敗行為の防止と銘打った第二十六章が置かれ、その中では、何と、締約国に対しても虚偽の文書を使用すること、書類を故意に廃棄することなどが明文で禁止されているのであります。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

河野大臣に伺います。

TPP11の中で、近年において、国会から提出要求された文書を改ざんし、国会と国民を欺いた政府があるのでしようか。また、国会で追及を受けて文書を故意に廃棄したような政府があるのでしようか。さらに、その上で、安倍内閣の下で御意向やそんたくなどを強いられる公務員が、憲法九十八条に定める条約遵守義務に従い、虚偽文書の使用、文書廃棄などを二度と絶対に行わないとして誠実にお答えください。

また、第二十六条・八条には、締約国は、腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにすべきで

あるという、安倍総理や麻生大臣らの言動を踏まえたとき、当惑と絶望を禁じ得ないような規定があります。

菅長官に伺います。

廉直性とは心が清らかで私欲がなく正直なことという意味ですが、公務員たる安倍総理ら閣僚にこうした倫理、道徳規範まで求められるのであれば、安倍内閣は、TPP加盟のため内閣総辞職以

外に道はないのではないかでしょうか。

また、安倍総理はうみを出し切る決意を繰り返

せんでした。安倍総理の言ううみは、いつから

まつていったのでしょうか。まさに、戦後、第二

次安倍内閣以降に初めてこれらの不正のうみが生

まれ、安倍レジームが増殖されているのではない

ですか。そうだとすると、これら行政を腐敗させ

る元凶は一体誰なのでしょうか。まさに、最高権

力者の安倍総理そのものが、各方面からの指摘に

あるように、不正のうみの生みの親であり、民主主義の破壊、すなわち安倍レジームからの脱却これが、日本政治、日本社会の最大の課題なのではありますか。菅長官の見解を求めてます。

さて、他の条項についても重大な懸念を禁じ得

ず、以下質問します。

牛肉のセーフガード発動基準や乳製品の関税割

當て枠について、政府は凍結の主張を一切行っていません。しかし、アメリカの参加を前提に設けられたこれらの数量は、当然削減すべきではない

でしようか。さらに、政府は、これらの数量基準の見直しについて、各国に文書による確認をしていません。口約束だけで済ませたのは意図的な国益放棄ではないでしょうか。

また、トランプ政権は、投資紛争についてISDSではなく国内法廷を使う意向との指摘があり、EUに至っては、ISDSは死んだとまで主張しています。アメリカに追従し、ISDSを必要不可欠と言った我が国は、北朝鮮問題と同じく、はしごを外されているのではないでしよう

か。加えて、こうした安倍外交のおはこになりつ

つあるはしご外しの危険を踏まると、アメリカ

第一主義の下に日米FTAを強要された際にには、TPP協定が自由化の上限どころかアメリカの要

求の最低ラインになるおそれはないのでしょうか。

最後に、政府は、農林水産業への打撃などの懸念に対し、総合的なTPP等関連政策大綱を策定し、万全の対策を講じていると繰り返し豪語して

います。しかし、この大綱は、僅か十七ページ、

農業などの悪影響への数値評価は全くなく、輸出促進、産業競争力強化は既存の政策を束ね合わせたものがほとんどで、新規施策は数えるほどしか

ありません。各政策分野の数値目標も既存の成長

戦略の引き写しであり、政策実現の工程表など、PDCAサイクルも全く措置されていません。

これのどこが、攻めるべきは攻め、守るべきは守り、国民の不安を払拭するものなんでしょうね

か。攻めることも守ることもできず、国民と国益を犠牲にした無能で無責任な失政というべきものではないでしょうか。茂木大臣より明確な答弁を

求めます。

以上、政権打倒、民主主義の破壊である安倍レジームからの脱却、眞の通商産業政策の実現の決意を訴え、私からの代表質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(河野太郎君) 平和安全法制と日米安保条約第三条についてお尋ねがありました。

日米安保条約第三条は、「憲法上の規定に従う

ことを条件として、」との文言から明らかなどお

り、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではなく、

我が国自身が行う憲法解釈の下で実施されるもの

です。

平和安全法制は、新三要件を満たす場合には、

従来の政府見解の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上

許容されるとの判断に至つたものであることが

ら、日米安保条約に違反するとの御指摘は当たり

ません。

TPP11の影響及び条約提出についてのお尋ねがありました。

TPPは、単に関税を下げるだけでなく、幅広い分野について、二十一世紀型の自由で公正なルールを作り出すものです。その結果として、消費者の皆さん域内に様々な良い商品をより安く安心して手に入れることができるようになります。

○國務大臣（茂木敏充君） 小西議員にお答えをいたします。

まず、牛肉のセーフガード発動基準や乳製品の関税割当て枠数量についてお尋ねがありました。

ダードを維持するという観点などから、米国がいなうことと踏まえた協定内容の修正は行わず、知

的財産関連など、一部のルールのみを凍結する
ということで合意をしたものであります。

十一か国としては、米国のTPP復帰を促すと
いう立場から、我が国と同様の制度を持つ国も含
めて、現時点で修正を行わず、発効後、必要とさ
れる時点で見直しをすることが望ましいと判断を
したものであります。

具体的には、協定第六条において、「TEPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力発生を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。」旨を規定しているところであります。

ありますが、TCP/IPワード枠等に関する懸念に対しても、第六条に規定されていることだけではなくて、見直しの必要性が生じた場合に修正を行うことについて各国の理解が得られていると考えております。

米国の復帰が見込まれなくなった場合には、各国としても見直しが必要な項目があると承知をしており、各国から個別にもそのような意向を聞いております。もちろん、我が国の意向も各国にしっかりと説明をしており、各国が、我が国が修正を行うことに理解を示したものであります。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明
な利害関係を日本が主導して調整をし、強固な信　　い影響が懸念されるものです。

まず、外務大臣にお聞きします。

一昨年秋の臨時国会での審議でも、多くの国民から、重要項目を余すから二回会議に進

からも、重要項目を除外するとした国会決議は達成され、農業とその関連産業に及ぼす壊滅的な影響を防ぐことに成功した。

響、ISDS条項による主権侵害、食の安全を始めとする国民の命と暮らし、健康を脅かすこと、

国内産業の空洞化など、深刻な問題点を危惧する声が上がりました。

ところが、安倍内閣は、この懸念にどれ一つと

してまとまることなく、アメリカの離脱方針表明により発効の見込みもない下で、協定の

国会承認の議決を强行する暴挙を行いました。

政府は、今回の「H11」は「H」の一部の多功
が凍結されたと言います。しかし、条文と譲許表

などをそのまま組み込むものであり、国会審議で指摘されたTPP協定の抱える本質的な問題は全

く変わつていないのでありますか。

私は、一昨年秋の本会議で安倍総理に対して、一旦離脱を決めた後、アメリカはどう対応する

か、二国間のFTAを日本に求めてくるか、アメ

い方は更に有利になるとよろしく再交渉を求めてくることになるとただしました。この危惧がいよいよ

トランプ政権の口ス商務長官は、五月一日、ア
現実になろうとしています。

アメリカCNNテレビとのインタビューで、TP

TPPを欠陥協定だと述べ、トランプ大統領はTPP離脱によりアジアから離れたのではなく、欠陥の

ある協定から離脱したと述べました。文子は、兵团の裏書き二手の二、三、四、五の等

政府は米国の復帰を待つとして、TPP11の締結がそのために役立つかのように言います。しか

し、トランプ大統領がTPP離脱を撤回してそのまま復帰する可能性がどこにあると考えているの

ですか。具体的な論拠を示していただきたい。

米商務長官の発言を見れば、より米国の利益になる再交渉や新協定を求めるのは明らかではあります。TPP11は、日本が国際的に約束した市場開放や規制緩和の到達点であり、防波堤どころか、米国からはより大幅な讓歩を求める出発点となるのではないですか、お答えください。

ライトハイザー米通商代表は、三月二十一日、米下院貿易委員会公聴会で証言に立ち、日本に対して、適切な時期に二国間FTAを結びたいとの要望を伝えたとし、日本はTPP11を締結させる過程にあるが、米国が日本とより緊密な経済関係を持つことが米国の利益であり日本の利益であると考えていることについて、日本は非常によく分かつていると発言しました。

そして、TPP参加国への輸出拡大についてトランプ政権の方策を問われたのに對し、米国と二国間FTAを締結していない五か国に関して、群衆を抜いて最も重要なのが日本だ、日本と協定を結べば、本質的に問題は解決すると述べました。この発言は、トランプ政権にとって輸出拡大の最大の狙いが日本市場であることを示しているではありませんか。認識を伺います。

また、この発言のように、米国がFTA協議を求めてきた事実はありますか。今後、協議に応じるのですか。米国の更なる要求に道を開く協議は行うべきではありません。明確な答弁を求めます。

米通商代表部が二月に提出した年次報告書は、国家安全保障に資する通商政策を五つの柱の冒頭に掲げました。実際、トランプ政権は、三月、鉄鋼、アルミの輸入が米国の安全保障を切り崩していくとして一方的に関税を課し、さらに五月には、自動車の輸入関税引上げの検討に入りました

た。いざれもその対象には日本も含まれていません。安倍総理は、大統領の就任以前から訪米するなど、幾度もトランプ氏と会談し、首脳間の信頼関係を築いてきたとされていました。その相手からいきなり制裁を言われる事態に、経済界のみならず、国民の多くが驚きました。こうした事態が生まれる関係を果たして信頼関係と呼ぶのですか。

安倍政権は、日米同盟の強化を推進してきました。にもかかわらず、米国の安全保障上の一方的な措置の検討対象となっている事実をどう認識しているのですか。日本の立場を説明して米国に理解を得たいとしてきましたが、現時点での制裁対象としないとの確約を得ることはできたのですか、お答えください。

米通商代表は、さきに述べた公聴会において、一方的な制裁の根拠である通商法について、我々はWTOでの訴訟において我が国の通商法を積極的に擁護すると述べて制裁の構えを崩していません。これこそが、米国ファーストの立場そのものではないですか。その認識はありますか。

WTOのルールと貿易制裁について日米で見解の違があるのか。以上、外務大臣、お答えください。

四月に行われた日米首脳会談では、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議を開始することが合意されました。

日米間の経済協議の枠組みとして日米経済対話が既に存在するにもかかわらず、なぜ新たな協議を行うこととしたのですか。米通商代表部の年次報告書に挙げられた項目も協議の対象になるのではないかですか。協議の目的、対象を具体的に説明されたい。米国からすれば、二国間FTAを持ち

た。いざれもその対象には日本も含まれていません。安倍総理は、大統領の就任以前から訪米するなど、幾度もトランプ氏と会談し、首脳間の信頼関係を築いてきたとされていました。その相手からいきなり制裁を言われる事態に、経済界のみならず、国民の多くが驚きました。こうした事態が生まれる関係を果たして信頼関係と呼ぶのですか。

安倍政権は、日米同盟の強化を推進してきました。にもかかわらず、米国の安全保障上の一方的な措置の検討対象となっている事実をどう認識しているのですか。日本の立場を説明して米国に理解を得たいとしてきましたが、現時点での制裁対象としないとの確約を得ることはできたのですか、お答えください。

米通商代表は、さきに述べた公聴会において、一方的な制裁の根拠である通商法について、我々はWTOでの訴訟において我が国の通商法を積極的に擁護すると述べて制裁の構えを崩していません。これこそが、米国ファーストの立場そのものではないですか。その認識はありますか。

WTOのルールと貿易制裁について日米で見解の違があるのか。以上、外務大臣、お答えください。

四月に行われた日米首脳会談では、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議を開始することが合意されました。

日米間の経済協議の枠組みとして日米経済対話が既に存在するにもかかわらず、なぜ新たな協議を行うこととしたのですか。米通商代表部の年次報告書に挙げられた項目も協議の対象になるのではないかですか。協議の目的、対象を具体的に説明されたい。米国からすれば、二国間FTAを持ち

木大臣に答弁を求めるます。

さらに、首脳会談では、安倍総理の側から、厳しい安全保障環境に対応するため、今後とも、米

国装備品を含め、高性能な装備品を導入することが我が国の防衛力強化のために重要なことを伝え、トランプ大統領がこれを歓迎したとされました。首脳会談で、日本側から米国製武器の積極的な購入を表明したのは初めてではありませんか。

安倍政権の下で、軍事費は過去最高を更新し続けています。首脳会談で、日本側から米国製武器の調達額は既に大きく膨れ上がっています。FMS調達額は十年前の約六倍の四千百二億円に達し、中央調達額の年度別調達先ランキンギングでは、二〇一五年度以降連続してトップに立つのは、三菱重工でも川崎重工でもなく、米国政府となつていています。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

これらは地域での緊張を高め、周辺国との軍拡競争にもつながるものであり、憲法の平和原則にも反するものです。米国製武器の巨額の購入と軍事費増大は中止すべきです。防衛大臣の見解を求めてます。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

これらは地域での緊張を高め、周辺国との軍拡競争にもつながるものであり、憲法の平和原則にも反するものです。米国製武器の巨額の購入と軍事費増大は中止すべきです。防衛大臣の見解を求めてます。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

これらは地域での緊張を高め、周辺国との軍拡競争にもつながるものであり、憲法の平和原則にも反するものです。米国製武器の巨額の購入と軍事費増大は中止すべきです。防衛大臣の見解を求めてます。

いる格差や不平等を解消し、各国の食料主権、経済主権を尊重した平等互恵の経済関係を発展する道に進むことではありませんか。

外務大臣の見解を求めて、質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣河野太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(河野太郎君) TPP協定の問題点についてのお尋ねがありました。

TPP協定については、合計百三十時間以上に及ぶ国会審議や三百回以上に及ぶ説明会を通じ、その意義について説明するとともに、国民の皆様から寄せられる不安の声にも丁寧に応えてきました。

その中でも説明してきたとおり、農産品については、関税撤廃の例外を確保するとともに、重要五品目を中心に、国家貿易制度の堅持やセーフガード等の有効な措置をしっかりと獲得しております。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

これらは地域での緊張を高め、周辺国との軍拡競争にもつながるものであり、憲法の平和原則にも反するものです。米国製武器の巨額の購入と軍事費増大は中止すべきです。防衛大臣の見解を求めてます。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

トランプ政権は、軍事産業強化を推進しています。昨年の本会議で総理は、米国製武器の購入は、米国の経済や雇用にも貢献すると述べました。なぜ米国の軍需産業の利益増大に力を入れるのですか。

政府としては、こうした点を引き続き丁寧に説明していく考えです。

米国のTPPへの復帰についてのお尋ねがありました。

TPPは、日本がリードして、世界で二十一世紀型の経済秩序をつくり上げるという観点から、米国と共に十二か国で推進してきたものです。米国にとってTPPは、経済的、戦略的重要性を有しております。米国は、TPP離脱以来、様々な機会に米国に対してTPPへの復帰を働きかけてきた結果、トランプ大統領も、より良い合意内容ができるのであればTPPに参加する可能性がある旨述べています。

これらを踏まえて、米国に対しては、TPPが五品目を中心いて、国家貿易制度の堅持やセーフガード等の有効な措置をしっかりと獲得しておられることを引き続き訴えてまいります。

米国に対してTPPへの復帰を働きかけてきた結果、トランプ大統領も、より良い合意内容ができるのであればTPPに参加する可能性がある旨述べています。

これらを踏まえて、米国に対しては、TPPが五品目を中心いて、国家貿易制度の堅持やセーフガード等の有効な措置をしっかりと獲得しておられることを妨げるものではありません。また、我が国は、TPPを含む投資関連協定の締結に当たつては、必要な例外規定を置くことなどにより、内法との整合性をしっかりと図っています。

また、TPPでは、中小企業章を設けるなど、FITAについてのお尋ねがありました。

ライトハイザー米国通商代表の発言の意味するところについてコメントする立場にはありません。

ライトハイザー米国通商代表の発言及び二国間FTAについてのお尋ねがありました。

米国から我が国に対しても、日米経済対話の議論の中で、二国間FTAに関する米側の考え方が示されています。他方、我が国としてはTPPが日本両国にとって最善と考えており、様々な機会を捉え、米側に対して説明してきました。その立場を踏まえ、引き続き米国との議論に臨んでまいります。

なお、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議は、日米FTA交渉と位置付けられるものではなく、その予備協議でもないことを明確にしておきます。

日米首脳間の信頼関係、米国による鉄鋼、アルミニウムに関する措置及び自動車等に対する調査に関するお尋ねがありました。

トランプ大統領就任以降、約三十回にも及ぶ日米首脳会談を通じて構築された安倍総理とトランプ大統領の強固な信頼関係の下、日米同盟はかつてないほど盤石です。

鉄鋼、アルミニウムに関する広範な貿易制限措置は、世界市場を混乱させ、WTOルールに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものであり、極めて遺憾です。

我が国としては、この立場に立つて、除外を獲得すべく、引き続き米国に粘り強く働きかけていきたいと思います。

また、自動車及び自動車部品の輸入に関する調査については、具体的な措置が決定されたものでなく、現時点において予断を持つてコメントするところではありません。

米国の米国第一主義とWTOルールと貿易制裁に関する日米の認識についてお尋ねがありました。

ライトハイザー米国通商代表の発言の意味するところについては、政府としてコメントする立場

にありません。

その上で申し上げれば、今般の米国の鉄鋼、アルミニウムに関する追加関税の賦課は、米国がWTO協定上約束している譲許税率を超える税率の関税を賦課するものであり、関税及び貿易に関する一般協定第二条との整合性に懸念がある措置を考えています。

また、自動車及び自動車部品の輸入に関する調査については、具体的な措置が決定されたものではなく、現時点において予断を持つてコメントするところは差し控えます。

TPPと多国籍企業についてのお尋ねがありました。

自由貿易の利益を社会全体に及ぼすためには、大企業のみならず、中小企業、農業者、ひいては労働者や消費者にとって適切な経済的機会をつくり出すものにしなければなりません。

自由で公正な貿易圏をつくるTPPは、知的財産保護、労働・環境規制、国有企業の競争条件の規律など、幅広いルールを定め、頑張った人が報われる公正な競争環境を整えるもので、まさにこれが実現するものです。

TPPを含め、グローバル化の中での自由貿易に対しても、多国籍企業のみを利するとの誤解がありますが、TPPの新しいルールによって大きくなっていますが、これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかつた地方の中堅・中小企業や農業者です。よって、TPPが多国籍企業の利益を優先するものとは考えておりません。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○国務大臣(茂木敏充君) 米国製装備品の購入についてお尋ねがありました。

四月の日米首脳会談における安倍総理の発言は、我が国の防衛力を強化する上で高性能の装備品の導入が重要であるという我が国の従来からの考え方を述べたものであります。米国製装備品の積極的な購入を表明したとの御指摘は当たりません。

昨年の本会議における安倍総理の答弁は、安全保障と経済の問題は別物であることを前提とした上で、我が国における米国製装備品の購入が、結果として米国の経済や雇用にも貢献するとの見方もあることを述べたものであります。政府として、米国の利益のため米国製装備品の購入に力を入れるという事実はありません。

○国務大臣(茂木敏充君) 井上議員にお答えをいたします。

自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議を行つていきたと考えております。

についでお尋ねがありました。

四月の日米首脳会談で合意した自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、いわゆるFFRではありますが、これは、日米双方の利益となるよう、日米間の貿易や投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域を実現することを目的に行われるものであります。

一方、日米経済対話につきましては三点、一つは、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、二つ目に経済及び構造政策分野での協力、三つ目に分野別の協力、こういった三つの柱について議論をしておりまして、FFRよりも広範囲のテーマを対象といたしております。

FFRにつきましては、私とライトハイザー通商代表との間で協議を行いますが、これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話を報告する、こういった枠組みといたしております。

次に、協議の対象について、米通商代表部の年次報告書の項目が含まれるのかとのお尋ねがありますが、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、まさにこれから始まるところであります。

ましたが、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、まさにこれから始まるところであります。

今後調整していく、このように考えております。

次に、協議の目的、対象についてあります

が、四月の日米首脳会談で合意したFFRは、日米双方の利益となるように日米間の貿易や投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域を実現するための方策について議論するものであります。そして、この協議を通じて、日米両国が日米経済関係及びアジア太平洋地域の発展にいかに協力すべきか、建設的な議論を行つていきたと考えております。

議論を行つていきたと考えております。

FFRの基本的な目的、そして大枠での議論の方向はこのような形であります。まさに協議、これからであります。具体的な議論の対象は今後も強調をしたところであります。本協議は、日米FTA交渉と位置付けられるものではなく、その予備交渉ではありません。日米二国間の協議イコール二国間の協定といふわけではなくて、双方の利益となるような様々な成果が考えられます。

我々として、二国間FTAは念頭に置いておりません。この点につきましては、日米首脳会談でも米側に強調をしたところであります。本協議は、日米FTA交渉と位置付けられるものではなく、その予備交渉でもあります。日米二国間の協議イコール二国間の協定といふわけではなくて、双方の利益となるような様々な成果が考えられます。

いきました。

我々として、二国間FTAは念頭に置いておりません。この点につきましては、日米首脳会談でも米側に強調をしたところであります。本協議は、日米FTA交渉と位置付けられるものではなく、その予備交渉でもあります。日米二国間の協議イコール二国間の協定といふわけではなくて、双方の利益となるような様々な成果が考えられます。

いざれにしても、我が国としては、いかなるとも国益に反するような合意を行つつもりはないかもしれません。(拍手)

いざれにしても、我が国としては、いかなるとも国益に反するような合意を行つつもりはないかもしれません。(拍手)

〔国務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅義偉君) 米国製装備品の購入についてお尋ねがありました。

四月の日米首脳会談における安倍総理の発言は、我が国の防衛力を強化する上で高性能の装備品の導入が重要であるという我が国の従来からの考え方を述べたものであります。米国製装備品の積極的な購入を表明したとの御指摘は当たりません。

昨年の本会議における安倍総理の答弁は、安全

保障と経済の問題は別物であることを前提とした上で、我が国における米国製装備品の購入が、結果として米国の経済や雇用にも貢献するとの見方もあることを述べたものであります。政府として、米国の利益のため米国製装備品の購入に力を入れるという事実はありません。

国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは政府

の重大な責務であります。そのための防衛力確保は憲法の平和主義に反するものではありません。今後とも、中期防衛力整備計画に基づき、米国製を含め、我が国の防衛に不可欠な装備品を計画的に取得する必要があると考えています。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 浅田均君。

(浅田均君登壇、拍手)

○浅田均君 日本維新の会、浅田均です。

私は、我が党を代表して、環太平洋パートナー・シップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求める件について質問いたします。

この多国間協定TPP11は、経済成長が著しいシンガポール、ベトナム、マレーシア等アジア諸国を含むこと、そして何よりも、自由で公正な二十一世紀型の貿易ルールを明確にした条約であることなどから、参加六か国以上が国内承認の手続を完了させ、早期に発効されることが望まれます。外需を取り込むTPP11の発効は、日本経済の活性化、そして消費者の利益につながるものと大いに期待されます。

しかしながら、このTPP11には二つの大きな問題点があります。一つはアメリカの不参加、もう一つは二十二の凍結項目を設定したことです。アメリカをどのようにしてTPPに復帰、加盟させるのかは大きな課題です。外務大臣に伺いまさるTPP11のうち七か国は東アジア地域包括協定、RCEPのメンバーであります。中国、韓国を含むRCEP十六か国の交渉をまとめ上げることがアメリカのTPP復帰を促す有効な方法であります。河野外務大臣のお考えをお聞かせください。

また、日欧EPAが七月にも署名の見通しと報

道されておりますが、日欧EPAと東アジア地域包括協定、RCEPでは、TPP11で凍結された二十二項目はどうな扱いになつてゐるので

しょうか、河野外務大臣にお尋ねいたします。

次に、凍結項目二十二のうち一点、著作権等の保護期間について質問します。

現在、アメリカの議会では録音についての著作権を百四十四年に延長する法案が審議されていると聞いております。アメリカは知的財産が多いの

で、知財保護を強化する方が有利になることが多い我が国は著作権法では残存期間は七十年になります。ところで、我が国は著作権法では残存期間は七十年になります。ところが、法律が効力を持つのはTPPの発効日以降とされているので、現在でも五十年のままであります。

FITAであれTPPであれ、将来のアメリカとの交渉カードという意味で著作権は五十年にしておくべきではなかつたのかと思ひます

が……(発言する者あり)ありがとうございます、茂木経済再生担当大臣ほどのように理解されています。

戦後の貿易体制を支えたガットが世界貿易機関WTOとして発展的に改編され、世界は自由貿易の拡大に向かつて進み始めたかに見えました。ところが、昨年度、貿易額世界第一位の中国が自由貿易の拡大に積極的ではなく、自國に有利な貿易ルールを実施することによって、自由貿易を守るべき立場にあるはずのアメリカからの強引かつ理不尽な交渉姿勢に対して、日本は自由貿易を守る立場から毅然とした態度でこの措置の不当性を主張すべきと考えます。

FTAに持ち込みたい思惑が透けて見える中、今後はFTA交渉と同じスタンスで強硬にセーフガード発動基準値の拡大を押し込むことが想定されます。FTAに持ち込みたい思惑が透けて見える中、今後はFTA交渉について、対等かつ公正な態度で臨むことが必要と考へます。国益に関して、アメリカは簡単に折れてこないでしよう。

今後は日米交渉をどのように進めていくのか、政府の方針について河野外務大臣の答弁を求めます。

また、アメリカのこうした対抗措置が世界情勢に与える影響についてどのように分析されているのか、河野外務大臣、併せてお答え願います。

アメリカとの関係について河野外務大臣に質問します。

先週、五月二十三日に、アメリカのトランプ大統領が、輸入自動車及び自動車部品に対しても最高

25%の関税を新たに課税することを発表しました。これを受け、アメリカ商務省は、国家安全保障上の脅威を根拠として、輸入車に対し最大25%の関税を課す可能性について調査に着手することを発表しております。

三月に追加関税を課した輸入鉄鋼、アルミニウムに引き続き、このような保護貿易を助長する発表が行われたことは、日本の自動車関連メーカーに大きな衝撃を与えております。アメリカとの関係からいえば、日本の自動車メーカー各社は、輸出ばかり行つてゐるのではなく、アメリカ国内に投資をし、現地で自動車製造を行うことで多くの雇用を生み出すなど、両国の良好な関係づくりに大きく寄与してきました。

今回のアメリカの言い分は、安全保障を理由にしているものの、これは明らかにWTO違反ではないでしょうか。自由主義経済の中心、自由貿易を守るべき立場にあるはずのアメリカからの強引かつ理不尽な交渉姿勢に対して、日本は自由貿易を守る立場から毅然とした態度でこの措置の不当性を主張すべきと考えます。

FTAに参加を表明した場合であつても、二国間FTA交渉と同じスタンスで強硬にセーフガード発動基準値の拡大を押し込むことが想定されます。

FTAに参加を表明した場合であつても、二国間FTA交渉と同じスタンスで強硬にセーフガード発動基準値の拡大を押し込むことが想定されます。

FTAに持ち込みたい思惑が透けて見える中、今後はFTA交渉について、対等かつ公正な態度で臨む

ことが必要と考へます。国益に関して、アメリカは簡単に折れてこないでしよう。

今後は日米交渉をどのように進めていくのか、政府の方針について河野外務大臣の答弁を求めます。

また、アメリカのこうした対抗措置が世界情勢に与える影響についてどのように分析されているのか、河野外務大臣、併せてお答え願います。

FTAの構築が自由貿易圏拡大の一つのゴールであると考へております。FTAAPは、GDPで世界の約半分、貿易額でも約半分、そして人口で約四〇%を占めるAPEC、アジア太平洋経済

であります。

FTAAPとして設定されたセーフガードの発動基準が、TPP11では見直しのまま残されたこと

で、ニュージーランド、オーストラリア、カナダなどの農業大国にとっての対日輸出枠が実質的に増加していることについて、衆議院で安倍総理からは、TPP交渉で生まれたモメンタムを維持するため協定の修正は行わなかつたが、米国との交渉が見込めなくなつた場合には見直しが可能とした旨の答弁がありました。

この総理答弁の中にあります米国の参加見込みがなくなつたということを判断するのは、どのような条件がそろつたときを想定されているのでしょうか。締約国の要請に基づき協定の見直しを行ふとありますが、要請がなければ見直しが行われないのでしょうか。

米国が今後日本との間のFTA交渉を進めてくる場合、高いセーフガード発動の基準を押し込んでくることは明らかです。また、逆に米国がTPP11に参加を表明した場合であつても、二国間FTA交渉と同じスタンスで強硬にセーフガード発動基準値の拡大を押し込むことが想定されます。

FTAに持ち込みたい思惑が透けて見える中、今後はFTA交渉について、対等かつ公正な態度で臨む

ことが必要と考へます。国益に関して、アメリカは簡単に折れてこないでしよう。

今後は日米交渉をどのように進めていくのか、政府の方針について河野外務大臣の答弁を求めます。

また、アメリカのこうした対抗措置が世界情勢に与える影響についてどのように分析されているのか、河野外務大臣、併せてお答え願います。

協力に参加する二十一か国で構築する自由貿易圏です。そこには、アメリカも、中国、ロシアも入っております。この意味は非常に大きいと思います。

環太平洋パートナーシップ、TPP協定を早期に批准することが、東アジア地域包括協定、RCEPや、日本とEUのEPA等、経済連携協定を日本が主導して進めていくための足掛かりになると考えていますし、それがやがてFTAAPにならるものであると確信しておりますが、外務大臣はどうのようにお考えでしようか。

私たち日本維新的会は、自由貿易圏の拡大を公約の柱にしております。TPP11によって世界の自由貿易体制が拡充するかどうかは、これから先、TPP11参加各国が自由貿易からもたらされる利益が享受され、自由貿易のアドバンテージを世界の国々にしっかりと認識させるだけの実績を示すことから始まると考えます。同時に、農業や他の産業の規制緩和を大胆に進める必要があります。自由貿易の拡大にリードーシップを發揮すると言ひながら、国内は規制でがんじがらめ。これでは世界の笑い物です。

消費者の利益のためには、自由貿易圏の拡大と国内での規制緩和による競争力の強化はセットで進める必要があることを指摘し、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(河野太郎君) 米国のTPP復帰に向けたRCEP交渉の役割についてのお尋ねがありました。

RCEPは、TPPに参加していない中国や韓国を交渉参加国に含んでおり、我が国企業にとつて、世界で最もダイナミックに成長する地域のサ

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求める件(趣旨説明)

プライチエーン構築に寄与するものです。こうした観点から、我が国は質の高いRCEPの早期妥結を目指し、精力的に交渉を進めていく考えです。

我が国としては、RCEPやTPP11協定を通じたアジア太平洋地域での自由貿易の推進が、結果として米国のTPP復帰につながることを期待しています。

TPP11の凍結項目が日EU・EPA及びRC E Pにおいてどのように扱われているかについてのお尋ねがありました。

日EU・EPAは、TPP11とは交渉相手も協定内容も異なり、TPP11の凍結項目の扱いを單純に比較してお答えすることは困難です。

その上で、日EU・EPAにおいては、例えば、医薬承認審査に基づく特許期間延長及び著作権等の保護期間などは、TPP11で凍結された規定と同様の規定があります。

RCEPは、現在交渉中であるため、交渉の具体的な内容についてはお答えを差し控えさせていただきます。

TPP11協定の意義と活用法についてお尋ねがありました。

TPP11協定は、二十一世紀型の自由で公正な貿易・投資ルールをアジア太平洋地域に作り上げ、人口五億人、GDP十兆ドル、貿易総額五兆ドルという巨大な一つの経済圏をつくり出していくものであり、参加国及び世界の自由貿易に対して大きな効果が期待されます。

また、TPPに結実した自由で公正なルールは、今後の通商交渉のモデルとなっていくものであります。TPP11協定が早期に発効し、実際に活用され、十一か国の企業や人々がそのメリットを実感することにより、TPPの魅力は更に高まり、そ

の輪が世界に広がっていくものと考えます。米国による自動車などへの関税賦課の動きに関し、今後の日米交渉の方針及び米国の措置が与える影響についてお尋ねがありました。

自動車及び自動車部品の輸入に関する調査について、具体的な措置が決定されたものではなく、現時点において予断を持つてコメントすることは差し控えます。

その上で申し上げれば、ルールに基づく多角的貿易体制を重視する我が国としては、いかなる貿易上の措置もWTO協定と整合的であるべきと考えており、今後も、日本に影響が生じることのないよう動向を注視してまいります。

FTAAP実現に向けて、考えについてのお尋ねがありました。アジア太平洋地域の成長と繁栄のためには、質の高いFTAAPの実現が重要だと考えており、こうした観点から種々の経済連携協定を進めています。

我が国はTPP11が合意に至ったことは、FTAAP実現に向けた大きな一歩です。同様に、FTAAP実現への道筋の一つでもあるRCEPも、質の高い協定を早期に妥結できるよう、精力的に交渉を進めています。

FTAAPの実現に向けて、TPP11早期発効を目指すとともに、今後とも、APECのメンバーと協力して必要な取組を実施していく考えあります。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○國務大臣(茂木敏充君) 浅田議員にお答えをいたします。

まず、著作権の保護期間についてどう考えていました。

TPP11協定交渉を主導してきた我が国とし

涉中の立場を実践する観点から、TPP11協定発効を機に著作権の保護期間等の全ての凍結項目を含むTPP12協定の内容について、我が国において実施することいたしました。

また、内外における著作権等の保護期間の延長によって、長期間にわたり得られる収益によって新たな創作活動や新たなアーティストの育成が進み、文化の発展に寄与することが期待されていることから、TPP12協定どおりに実施すべきものと考えております。

なお、TPPに關し、米国復帰を促すために一つの特定の項目をカードやレバーレッジとして使うことは考えておりません。

次に、セーフガードの発動基準の見直しについてであります。TPP11協定の第六条においては、米国を含めたTPP12協定が発効する見込みがなくなつた場合等には、締約国の要請に基づき協定の見直しを行ふ旨規定をいたしております。

これは、例えば、米国の通商政策の新たな動向などを踏まえて判断することが考えられます。また、この場合、締約国の中うち一か国でも、例えは我が国が要請を行えば見直しを実施することになります。

なお、米国との協議でFFRについては、これからまさに協議が始まることころであります。この段階で相手の主張等を予断することは差し控えたいと思つております。

いずれにしても、FFR、日米双方の利益となるような成果を求めるものであります。我が国として、いかなる国とも国益に反するような合意を行つつもりはございません。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

官 報 (号 外)

○議長(伊達忠一君) 日程第一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長竹谷とし子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○竹谷とし子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民生活に必要不可欠である郵政事業のユニーバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長古屋範子君から趣旨説明を聴取した後、金融二社の窓口業務委託手数料引下げの懸念への対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

<p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">賛成</td><td style="width: 15%;">投票総数</td><td style="width: 15%;">反対</td><td style="width: 15%;">二百二十七〇</td></tr> </table> <p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p>	賛成	投票総数	反対	二百二十七〇	<p>○議長(伊達忠一君) 日程第一 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長島村大君。</p> <p>[島村大君登壇、拍手]</p> <p>[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]</p> <p>○島村大君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化、教育訓練施設に入學する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数の増加等の措置を講じようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、生活困窮者の定義の明確化及び基本理念創設の意義、生活困窮者自立支</p>		
賛成	投票総数	反対	二百二十七〇				
<p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>質疑を終局しましたところ、立憲民主党・民友会、日本共産党及び希望の会(自由・社民)を代表して石橋通宏委員より、医療の給付について、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする生活保護法第三十四条の改正規定を削ることを内容とする修正案が提出されました。</p> <p>次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より原案に反対、希望の会(自由・社民)を代表して福島みづほ委員より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。</p> <p>討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>[投票開始]</p> <p>○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>[投票終了]</p>							

投票総数	三百二十八
賛成	二百七
反対	二十一
よつて、本案は可決されました。（拍手）	よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長柘植芳文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柘植芳文君登壇、拍手〕

○柘植芳文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果と御報告を一言三行。

結果を御報告申し上げます。

地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行う

とともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じることとする。

委員会におきましては、地方分権改革及び地方

創生に対する基本認識 地方分権改革に関する提案募集の対象範囲の在り方、マイナンバーの利活

が、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案、生活困窮者等の自立を促進するための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

共産党的田村委員より反対、希望の会(自由・社民)の山本委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高階恵美子君登壇、拍手〕

○議長(伊達忠一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び所有者等が作成する重要文化財保存活用計画等の文化庁長官による認定並びにこれらの計画に基づく現状変更の許可等の特例について定めるとともに、条例により地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務の管理等をすることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、文化財の保存と活用のバランスの在り方、文化財の継承を担う人材の確保、文化財の保護に関する事務を地方公共団体の長が担当することのはず等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党的吉良理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

本法律案は、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、准組合員制度を導入する意義、土地改良区の貸借対照表作成に対する支

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決を行いました。

なお、本法律案に対しても附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決を行いました。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔舞立昇治君登壇、拍手〕

○舞立昇治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改

良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

午後二時五十三分散会

援体制、土地改良施設の維持管理の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決を行いました。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後二時五十三分散会

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

官報 (号外)

スポーツ基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第二八号)
 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第二九号)
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(衆第二四号)審査報告書
 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五四号)審査報告書
 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書
 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書
 同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二二〇号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員
 玄葉光一郎君 (福田昭夫君の補欠)
 同予備員
 第五 齊木 武志君 (もとむら賢太郎君の補欠)

審査報告書
 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案
 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
 平成三十年五月三十一日

参議院議長 伊達 忠一殿	総務委員長 竹谷とし子
要領書	

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、国民生活に必要不可欠である郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認め
 る。

二、費用
 本法施行のため、別に費用を要しない。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案
 右の本院提案をここに送付する。

平成三十年五月二十四日

参議院議長 伊達 忠一殿	衆議院議長 大島 理森
記	

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機関法の一部を改正する法律
 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
 目次中第三節 簡易生命保険管理業務(第十六条第一十八条)を「第三節 簡易生命保険管理業務(第十六条第一十八条)」を「第四節 郵便局ネットワーク支援業務(第十八条の二)」に改め
 条第一十八条(第十八条の二)に改め
 支援業務(第十八条の二)に改め
 第十条中「職員は」の下に「、第十三条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)並びに同条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)に附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」という。)に改める。
 第三条中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に、「履行し、もつて郵政民営化に資する」を「履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。)による基本的な役務の提供の確保を図り、もつて利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与する」に改める。

第六条第二項中「一人」を「二人」に改める。

第九条第一項第一号中「その」を「日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の」に、「次号及び第三号」を「以下この項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 関連銀行(日本郵便株式会社法(平成十七年法律第二百号)第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。)又は関連保険会社(同

条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。)の役員
 第九条第二項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。
 第十条中「職員は」の下に「、第十三条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)並びに同条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)に附帯する業務(以下「簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」という。)に改める。
 第十四条第二項中「前条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)を「郵便貯金管理業務」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)を「簡易生命保険管理業務」に改め、同条第四項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。
 第二章に次の二節を加える。

第四節 郵便局ネットワーク支援業務

(交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金(以下単に「交付金」という。)を交付する。

前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局(日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。)で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するため不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

二 次条第二項の按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めることにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額(第一項各号に掲げる額を含む。)及び交付方法を通知しなければならない。

5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の徴収)

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条の二第三項又は

一項第三号の業務及びこれに附帯する業務(以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。)に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務にかかる事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とする。

一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務

二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務

三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金(以下単に「拠出金」という。)の額を算定し、当該拠出金の額及び徵収方法について総務大臣の認可を受けなければならぬ。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 機構は、前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(提出及び公表)

第十八条の四 機構は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定により交付金又は拠出金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

2 総務大臣は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定による認可をするため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

3 前二項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第十八条の五 機構は、拠出金の納付義務者が納付期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、総務大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、第二十五条第一項中「機構は」の下に「郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において」を加え、「この項において」を「この項及び第三項において」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 機構は、郵便局ネットワーク支援勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

(号外)

「簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワー
ク支援業務」に改める。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(審議会等への諮詢)

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合に
は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法
律第百二十号)第八条に規定する機関をいふ。)
で政令で定めるものに諮詢しなければならな
い。

一 第十八条の二第二項第一号又は第十八条の
三第二項の総務省令を定めようとするとき。

二 第十八条の一第三項又は第十八条の三第三
項の規定による認可をしようとするとき。

第三十八条中「第三十一条第一項の規定による
報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「二十
万円」を「三十万円」に改め、同条に次の各号を加
える。

一 第十八条の四第三項の規定による資料の提
出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第三十一条第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
たとき。

第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業者が、その法
人又は人の業務に関して前条の違反行為をした
ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人
に対して同条の刑を科する。

附則第二条第三項中「第十四条第二項中「の業
務」を「第十条中の業務並びに」に改め、「第二
号の業務」の下に「並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定(「独立行政法人郵便貯
金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット
ワーク支援機構」に改める部分を除く。)、第
六条第二項の改正規定、第九条第一項の改正
規定、第十条の改正規定、第十三条第一項の
改正規定、第十四条第二項の改正規定及び同
条第三項の改正規定、第十九条に一号を加え
る改正規定、第二十五条の改正規定、第二十
六条の改正規定並びに第三十二条の次に一条
を加える改正規定並びに附則第二条第三項の
改正規定並びに附則第三条、第十二条(郵政
民営化法等の一部を改正する等の法律(平成
二十四年法律第三十号)附則第十九条第一項
第一号の改正規定中第四条の規定による改
正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
险管理機構法(以下「新法」という。)第十八条の二
第一項及び第十八条の三第一項の規定は平成三
十一年四月一日の属する年度(新法第十八条の
二第一項に規定する年度をいう。以下この条に
おいて同じ。)から、新法第十八条の六の規定は
当該年度の翌年度から適用する。

(郵便局ネットワーク支援勘定への繰入れの特
例)

二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険
管理機構は、新法第十九条の規定にかかるわらず、
平成三十一年三月三十一日までの間、新法第十
三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業
務を要する費用の一部に充てるため、新法第十
三条に規定する郵便貯金管理業務又は簡易生命保
险管理業務の運営に支障のない範囲内の金額と
して総務大臣の承認を受けた金額を、新法第十
九条第一号に定める郵便貯金勘定(次項において単
に「郵便貯金勘定」という。)又は同条第二号
九条第二項の改正規定並びに第十四条第四項
に定める簡易生命保険勘定(次項において単
に「簡易生命保険勘定」という。)から同条第三号に
定める郵便局ネットワーク支援勘定(次項にお
いて単に「郵便局ネットワーク支援勘定」とい
う。)に繰り入れることができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の
前日までの間における前項の規定の適用につい
ては、同項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命
保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とあ
るのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
険管理機構」とする。

4 附則第十三条第一項第三号の交付金の
交付に関する規定その他の新法の規定について
は、新法の施行の状況等を勘案し、郵便の役
務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役
務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が将
来にわたりあまねく全国において公平に利用でき
るようにすることを確保するために郵便局
ネットワークを維持する観点から検討が加えら
れ、必要があると認められるときは、その結果
に基づいて速やかに所要の措置が講ぜられるも
のとする。

(検討)

第五条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政
法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット
ワーク支援機構」に改める部分に限る。)、第
八条第二項の改正規定並びに第十四条第四項
に定める簡易生命保険勘定(次項において単
に「簡易生命保険勘定」という。)又は同条第二号
九条第一号に定める郵便貯金勘定(次項において単
に「郵便貯金勘定」という。)の規定は、新法第十
九条第一号の規定による改定の施行の日の前日
までの間における前項の規定の適用について
は、同項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命
保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とあ
るのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
険管理機構」とする。

第六条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政
法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネット
ワーク支援機構」に改める部分に限る。)、第
八条第二項の改正規定並びに第十四条第四項
に定める簡易生命保険勘定(次項において単
に「簡易生命保険勘定」という。)又は同条第二号
九条第一号に定める郵便貯金勘定(次項において単
に「郵便貯金勘定」という。)の規定は、新法第十
九条第一号の規定による改定の施行の日の前日
までの間における前項の規定の適用について
は、同項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命
保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とあ
るのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
険管理機構」とする。

附則第十八条第一項及び第二十三条第一項中

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

附則第七十四条第一項第一号及び第二号中

「機構又は機構法」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」に、「受けた機構法」を「受けた同法」に改める。

(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十二条 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項第一号中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第二百一号)」に、「第十四条第二項を「第十条に改め、同項第二号中「第十条第三項」を「第十条」に改める。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案は、多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三十年五月三十一日

厚生労働委員長 島村 大

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数の増加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成三十年度一般会計予算において、生活困窮者会計改善支援事業の国庫補助率の引上げ等に係る経費が生活困窮者就労準備支援等事業費約百八十三億円の内数として、また、進学準備給付金の支給に係る経費約七億円が、それぞれ計上されている。

三、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が努力義務化されることを受け、両事業に地方自治体が取り組みやすくなるよう必要な支援措置を講じつつ、今後三年間で集中的に実施体制の整備を進め、全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指すこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差の是正を図りながら、次期改正における必須化に向けて検討を行うこと。

八、生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たつては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承を図る観点から、価格面での競争力や単年度実績のみで評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に勘案して判断するよう、地方自治体に周知徹底すること。また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働くよう雇用の安定と待遇の改善とともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

九、各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るために、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。また、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図ること、適切な人員体制を確保すること。

となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

六、就労支援期間中の講習・企業実習等に要する交通費等の支給や、子どもの学習・生活支援事業における食事や教材の提供など、支援の効果を高めるための方策について、運用上柔軟な対応を行うとともに、今後の更なる拡充に向けて検討を行うこと。

孤立や経済的困難など多様な理由や生活環境により自立に向けた支援を必要とする者に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や国民への周知・啓発を徹底すること。また、支援が必要な者ができるだけ早期に適切な支援につなげるとともに、断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの確保に努めること。

七、生活困窮世帯の子どもに对する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。

五、支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿

十、後発医薬品の使用の促進は全ての国民が等しく取り組む課題であることを再確認し、医療扶助に係る後発医薬品の使用に当たっては、患者の心身の状況を踏まえた対応となるよう十分に留意するとともに、医師等から生活保護受給者に対し説明が十分に行われるよう指導を徹底すること。また、医療扶助においては、入院における精神・行動の障害の占める割合が高いことを踏まえ、その改善に向けた対策を早期に行うこと。

十一、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援については、貧困の連鎖を解消し、教育の機会均等を確保する観点から、更なる改善と拡充に向けて、進学準備段階に必要とされる支援の在り方や、進学時の世帯の取扱いも含めて早期に検討を行い、給付型奨学金の検討・実施状況も踏まえ必要な措置を講ずること。また、進学準備給付金の支給に当たっては、個々の実情に柔軟に対応した支給基準とするよう努めること。

十二、自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であることから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年四月二十七日

参議院議長 伊達 忠一殿 衆議院議長 大島 理森

十�、生活保護制度は、憲法第二十五条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であることから、生活保護基準の次期改定に向けて、関係者の意見も踏まえつつ、最低限度の生活水準を下回ることがないよう十分に留意とともに、新たな検証方法の開発に早急に取り組むこと。また、憲法が保障する最低限度の生活を営むために必要な生活費の在り方や、より正確に生活保護の捕捉状況を把握する方法について検討を行うこと。

十四、生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること。また、生活保護基準の見直しにより、保護を受けられなくなつた世帯の数や対応状況等の把握に努めること。

十五、児童扶養手当の支払方法については、隔月支給の実施状況やそれによる効果などを検証しつつ、将来的に毎月支給とすることも含めて検討すること。

十六、専門職の資格を取得することがひとり親家庭の自立した生活の確保に資することから、高等職業訓練促進給付金等の自立支援給付金について、その利用が促進されるよう周知を強化するとともに、本人の希望や地域の雇用動向を踏まえた資格が取得できるよう努めること。

十七、学校における健康診断の事後措置について、文部科学省と厚生労働省が連携して家庭に対して必要な受診を促すよう取り組むこと。対して必要な受診を促すよう取り組むこと。

右決議する。

第十九条を第二十七条とし、第四章中第十九

条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とし、第十七条を第二十四条とし、第十六条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行つて当たつて、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に對し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第十五条を第二十一条とし、第十一條から第十四条までを六条ずつ繰り下げる。

第十一条第三項中「第十五条第二項」を「次項及び第二十一条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第九条第一項第十条を第十六条とする。

第十二条第一項第一号及び第二号中「第七条」を「第十二条」に改め、同項第三号及び第四号中「前条」を「第十三条」に改め、同条第二項第一号中前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第三号及び前条第三号」を「第十二条第三号及び第十三条第三号」に改め、同項第二号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第四号及び前条第四号」を「第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところによ

り、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用について

は、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第一号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いざれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く）並びに第十三条第五号」とす

第二章中第九条を第十五条とする。

第八条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」を一項に改め、同条第二号中「第五条第一項」を

「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第五号に「生活困窮者就労準備支援事業並びに同項第一号及び第三号」に改め、同条に次の二号を加える。

五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

第八条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費

用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

第七条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を

「第六条第一項」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同

条第四号中「前条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第二項中「第四条第二項」を「第五条第一項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第一項中「生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者居住確保給付金の支給」を「前項に規定するもの」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「その他」を「その他の」に改め、同号を同項第三号

とし、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者居住確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行ふよう努めるものとする。

第六条に次の二項を加える。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行ふに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福社法昭和三十九年法律第二百二十九号（第

三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条

第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に關し必要な事項は、支援会議が遂行に當たつて、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 支援会議の事務に従事する者又は従事して協力するものとする。

8 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

9 支援会議の事務に従事する者又は従事して協力するものとする。

10 都道府県は、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）

11 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修

（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）

12 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行ふための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提

供、助言その他の事業

13 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行ふ場合について準用す

る。

（福祉事務所を設置していない町村による相談等）

14 第十一条 福祉事務所を設置していない町村（次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。）は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者から

及び検討を行つたために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

15 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

16 前各項に定めるものとし、支援会議の事務に関する秘密を漏らしてはならない。

17 支援会議の事務に従事する者又は従事して協力するものとする。

18 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

19 支援会議は、前項の規定による情報の交換

の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の奨励その他必要な援助を行う事業を行なうことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

第五条第一項中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関(次項第二号において単に「関係機関」という。)」を「関係機関」に改め、同条第二項第一号及び第三項中「支給並びに」を「支給」に、「生活困窮者一時生活支援事業 生活困窮者家計相談支援事業その他」を「及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに對し学習の援助を行う事業及びその他の」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に際し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けられるよう、広報その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行なうため必要な人員を配置するように努めるものとする。

第一章第三条を第四条とする。

第二条第一項中「とは」の下に「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」を加え、同条第二項第一号中「生活困窮者」の下に「及び生活困窮者の家族その他の

関係者」を、「助言」の下に「をし、並びに関係機関との連絡調整」を加え、同項第二号中「第十一条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同項第三号中「当該」を削り、「一體的」を「包括的」に改め、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあつせんを行う事業をいう。

第二条を第三条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に對する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

附則第三条から第十一条までを削る。

第二条 生活困窮者自立支援法の一部を次のように改正する。

第三条第六項を次のように改める。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業

7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 生活困窮者である子どもに対し、学習の保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を

帶に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であつて、現に一定の住居を有するもの

ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であつて、地域社会から孤立しているもの

口 第三条に次の二項を加える。

二 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であつて、地域社会から孤立しているもの

第三条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

四目中「就労自立給付金(第五十五条の四、第五十五条の五)」を「就労自立給付金及び進学準備給付金(第五十五条の四—第五十五条の六)」に、「第五十五条の六」を「第五十五条の七」に改め。

第十九条第二項中「対する」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「(施設介護)(第十五条の二第二项に規定する施設介護をいう。以下同じ。)に限る。」を介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)を「を当該各号に定める者若しくは施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 居宅介護(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)(特定施設入居者生活介護(同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)に限る。) 居宅介護を行う者

二 施設介護(第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。) 介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)

三 介護予防(第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)(介護予防特定施設入居者生活介護(同項に規定する介護予防を行なう者に限る。) 介護予防を行う者

第二十七条の二中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改める。

第三十四条第三項中「被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努める」を原則として、後発医薬品によりその給付を行うに改める。

第三十四条の二第二項中「(第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)及び(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)を削り、「同条第七項」を「第五十五条の六を第五十五条の七と二第七項」に改める。

第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする。

第八章の章名中「就労自立給付金」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十五条の四第一項中「(以下「支給機関」という。)を削り、「同条第三項中「支給機関は」を「第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は」に、「他の支給機関を「他の就労自立給付金を支給する者」に改める。

第五十五条の五中「支給機関」を「第五十五条の四第一項により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者」に改める。

〔関〕といふ。」に改め、「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、「者の雇主」を「者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に次の一条を加える。

(進学準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

第五十七条中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加える。

第五十八条中「保護金品」の下に「及び進学準備給付金」を加え、「これ」を「これら」に、「差し押さえられるを「差し押さえられる」に改める。

第五十九条中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収する)ことが適當でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定めの全部又は一部をその者から徴収することができる。

〔第五十五条の五第一項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。〕

第六十四条中「第五十五条の四第二項」の下に「(第五十五条の五第一項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。)」を加える。

段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条第三項中「により就労自立給付金の下に「若しくは進学準備給付金」を「就労自立給付金費」の下に「又は進学準備給付金費」を十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。」を加え、同条第六号中「第五十条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十一条第五号中「含む。」の下に「及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給(同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)」を加え、同条第六号中「第五十条の六」を「第五十五条の七」に改める。

第七十二条の二第一項又は「を」の下に「第七十七条の二第一項又は「を」を加え、同条第二項中「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改め、「一部を」の下に「第七十七条の二第一項又は「を」を加え、同条第三項中「により」の下に「第七十七条の二第一項又は「を」を加える。

第七十三条第三号中「同じ。」の下に「及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費用をいう。次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において同じ。)」を加え、同条第四号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十五条第一項第二号中「就労自立給付金費」の下に「及び進学準備給付金費」を加える。

第七十六条の三中「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加える。

第七十七条の次に次の二条を加える。

(都道府県の援助等)

第八十二条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(情報提供等)

第八十三条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対する同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他の

適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十五条第二項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第八十六条第一項中第五十五条の六第三項】を「第五十五条の七第三項】に「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者」に改める。

第八十六条第一項中第五十五条の五】を「第五十五条の六】に改める。

〔若しくは進学準備給付金」を加える。

〔第五十五条の二中第五十五条の六第三項】を「第五十五条の七第三項】に「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者」に改める。

〔若しくは進学準備給付金」を加える。

〔第五十五条の六】に改める。

〔若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第一の六の項第一号中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同項第六号中〔平成二十五年法律第二百五号〕を削り、同表の七の項に次の一号を加える。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中第五十五条の四、第五十五条の五】を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項(これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条の五第一項、第五十五条の六】に改め、同表都道府県の項中「第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項(第七十八条第四項において準用する場合を含む)、第七十八条第一項から第三項まで並びに」に改め、同表市町村の項中「及び第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項(第七十八条第四項において準用する場合を含む。)及び第七十八条第一項から第三項まで」に改める。

第四条 生活保護法の一部を次のように改正す

る。

目次中「被保護者就労支援事業(第五十五条の七)」を「被保護者就労支援事業及び被保護者健

康管理支援事業(第五十五条の七—第五十五条の九)」に改める。

第二十七条の一中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業」を加える。

第三十条第一項ただし書中「更生施設」の下に「日常生活支援居住施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設)」を加える。

「日常生活支援居住施設に入所中の被保護者により提供しなければならない。

三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。」を加える。

第九章の章名中「被保護者就労支援事業」の下に「及び被保護者健康管理支援事業」を加える。

第五十五条の七に見出しとして「(被保護者就労支援事業」を付し、第九章中同条の次に次の二条を加える。

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るために事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものと

第五十五条の八の規定により行う被保

護者健康管理支援事業」を加える。

第七十条第一号ハ中「被保護者」の下に「日常生活支援居住施設若しくはその他の」を加え、「入所を適当な」を「入所をこれらの」に改め、同条第六号中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保

護者健康管理支援事業」を加える。

第七十一条第六号中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保

護者健康管理支援事業」を加える。

2 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健

康管理支援事業を行う場合について準用する。

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健

康管理支援事業の実施に資するため、被保護者

者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被

保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対しても、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対し、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事業の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六十二条第一項中「更生施設」の下に「日常生活支援居住施設」を加える。

第六十二条の見出しを「(社会福祉施設の設置)」に改める。

第六十三条の見出しを「(社会福祉施設に係る届出事項等の変更)」に改める。

第六十四条の見出しを「(社会福祉施設の廃止)」に改める。

第六十五条の見出しを「(社会福祉施設の基準)」に改める。

第六十六条の見出しを「(社会福祉施設の管理者)」に改める。

第六十八条の見出しを「(施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止)」に改め、同条第六号の二に「(社会福祉施設の設置)」に改める。

第六十八条の次に次の五条を加える。

第一種社会福祉事業の変更及び廃止」という。)を設置した地の都道府県の二第二項中「被保護者就労支援事業」の下に「及び第五十五条の八の規定により行う被保

護者健康管理支援事業」を加える。

第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、

住居の用に供するための施設を設置して、第

二種社会福祉事業を開始したときは、事業開

始の日から一月以内に、その施設(以下「社会

福祉居住施設」という。)を設置した地の都道

官報 (号外)

府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。
一 施設の名称及び種類
二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
三 条例、定款その他の基本約款
四 建物その他の設備の規模及び構造
五 事業開始の年月日
六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
(社会福祉住居施設に係る届出事項の変更)
第六十八条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積
三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
3 前条第二項の規定による届出をした者は、同条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
二 社会福祉住居施設を設置する幹部職員の氏名及び経歴
三 其他の社会福祉住居施設の運営についての規定
四 建物その他の設備の規模及び構造

第六十九条の見出しを「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等」に改め、同条第一項中「者は」の下に「届け出なければならない」。
二項の規定による届出をした者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
二項若しくは第六十九条第一項の規定による「許可を受けて」を規定による許可を受け条例で基準を定めなければならない。
二 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。
一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数
二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積
三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
四 社会福祉住居施設の利用定員

(社会福祉住居施設の廃止)

を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中の規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加え、同条第二項中「若しくは第六十九条第一項の」を「第六十八条の二第一項若しくは第六十九条第一項の規定による許可を」に改め、「第六十八条」の下に「第六十八条の三」を加え、同条第二項中「若しくは第六十九条第一項の」を「第六十八条の二第一項若しくは第六十九条第一項の規定による許可を」に改め、「第六十八条」の下に「第六十八条の三」を加える。

第二項若しくは第六十九条第一項の規定によると、「許可を」を「規定による許可を」に改め、「第六十八条」の下に「第六十八条の三」を加える。

第三項若しくは第六十九条第一項の規定によると、「許可を」を「規定による許可を」に改め、「第六十八条」の下に「第六十八条の三」を加える。

第四項若しくは第六十九条第一項の規定によると、「支給機関」を「第五十五条の四第四項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十五条第三項及び第四号、第七十六条第一項、第七十七条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第四項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学

準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附

則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の

日

二 第一条の規定 平成三十一年四月一日

三 第六条中児童扶養手当法第七条第三項の改

正規定並びに附則第六条第二項及び第三項の

規定 平成三十一年九月一日

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハ

の改正規定並びに同法附則に一項を加える改

正規定並びに第五条の規定(社会福祉法第百

六条の三第一項第三号の改正規定を除く。)並

びに附則第五条、第十条から第十三条まで、

第十五条、第十六条及び第十九条から第二十

二条までの規定 平成三十一年四月一日

五 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除

く。) 平成三十一年一月一日

(進学準備給付金の支給に関する特例)

第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法

(次条及び附則第四条において「第三条改正後生

活保護法」という。)第五十五条の五の規定は、

平成三十年一月一日から適用する。

(保護の実施機関についての特例に係る経過措

置)

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護(生活

保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護

をいう。以下この条において同じ。)(特定施設

入居者生活介護(同項に規定する特定施設入居

者生活介護をいう。)に限る。)を居宅介護を行う

者に委託し、又は介護予防(同条第五項に規定

する介護予防をいう。以下この条において同一

じ。(介護予防特定施設入居者生活介護(同法第

十五年の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)に限る。)を介護予防を行ふ者に委託して行つておる場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、

第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

第十四条 第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護を要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

(住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に関する経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の社会福祉法第六十九条第一項の規定による届出をして第二種社会福祉事業(住居の用に供するための施設を設置しているものに限る。)を行つておる国及び都道府県以外の者は、同号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、当該都道府県知事に第

五条の規定による改正後の社会福祉法(以下この条において「新社会福祉法」という。)第六十八条の二第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。この場合において、その届出をした者は、新社会福祉法第六十八条の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条 平成三十年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例によ

る。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を次のよう改正す

る。

別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の項第一号中「第五十五条の四、第五十五条の五」を「第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項(これら規定を第五十五条の五第一項、第五十五条の六」に改め、

第五条において準用する場合を含む。)、第五同項第二号中「第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項(第七十八条第四項において準用する場合を含む。)に改め、同項第三号中「及び第七十八条」を「第七十七条の二第一項、同条第二項第七十八条第四項において準用する

場合を含む。)及び第七十八条第一項から第三項

までに改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。)又は

新児童扶養手当法第七条第三項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、同年十一月に支払うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 当分の間、前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「更生施設、日常生活支援居住施設(以下この項において「日常生活支援居住施設」という。)又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援居住施設若しくは」とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十二条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三千七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十条第一項ただし書の規定により」の下に「同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。)又は

新児童扶養手当法第七条第三項(ただし書を除く。)及び第七十八条第一項から第三項

の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。)に」を加え、「生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 当分の間、前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「同法第三十条第二項の規定の適用に

し書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。)又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とある。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)
第十四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第十条第三項」を「第十六条第一項ただし書」に改める。

(老人福祉法の一部改正)
第十五条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項ただし書中「第二号」の下に「の規定により入所している六十五歳以上の者を、「により」の下に「同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設」にを加え、「その六十五歳以上」を「これら」に改める。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 当分の間、前条の規定による改正後の老人福祉法第五条の四第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「若しくは同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設若しくは同項ただし書」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十七条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四中「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を、「第七十七条第一項」の下に「第七十七条の二第一項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)
第十八条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十四中「第十条第一項及び第十五条第二項」を「第十六条第一項及び第二十二条第一項」に改める。

(児童手当法の一部改正)
第十九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「若しくは」を「」に改め、「更生施設」という。」の下に「若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。)又は同項ただし書と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設」に改め、「更生施設」という。」の下に「若しくは同法第三十三条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。)を加える。

「日常生活支援住居施設」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 当分の間、前条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「同法第三十条第一項ただし書」とあるのは「同法第三十条第一項ただし書に規定する施設を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 第二十三条第一項第一号の九の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

(政令への委任)
第二十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

(政令への委任)
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

法律案
この項において「日常生活支援住居施設」という。又は同項ただし書と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設」に改め、「更生施設」という。」の下に「若しくは同法第三十三条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。)を加える。

「日常生活支援住居施設」を加える。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)
第二十二条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「若しくは」を「」に改め、「更生施設」という。」の下に「若しくは同法第三十三条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。)を加える。

要領書
内閣委員長 柚植 芳文
参議院議長 伊達 忠一殿
平成三十年五月三十一日

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公

共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

平成三十一年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、関係法律の整備に関する法律案

平成三十一年三月九日

目次

第一章 内閣府関係(第一条～第五条)

第二章 厚生労働省関係(第六条～第十三条)

第三章 経済産業省関係(第十四条)

第四章 土木交通省関係(第十五条)

附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第七十四条の三を第七十四条の四とする。

第二条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、関係法律の整備に関する法律案

第七十四条の二第一項中「同条第一項」の下に「第七十四条第一項」を加え、「当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)」を「災害発生市町村長」に改め、同条を第七十四条の三とする。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は

同条第二項の規定による要求のみによつては、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されない

と認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」といいう。)を応援することを求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため

特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めるこ

とができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害発生市町村長を応援することを求めるこ

とができる。

4 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害弔慰金の支給等に関する法律(一部改正)

第九十二条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改める。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正)

第七十四条の三を第七十四条の四とする。

四八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「その利率を延滞の場合を除き年三パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(以下単に「指定都市」を「又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市及び次条において「災害発生市町村長」とい

う。)を応援することを求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため

特に必要があると認めるときは、当該都道府

県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めるこ

とができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害発生市町村長を応援することを求めるこ

とができる。

4 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和

改め、「都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。」を削る。

第十九条第一項中「指定都市等の区域内に所存する」を「指定都市等所在施設である」に改め、「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を

削る。

第二十六条中「第十三条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市」を「及び指定都市等」に、「指定都市所在施設」を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の長、当該認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。)が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあっては当該中核市」を「指定都市等」に改め、同条第三項中「指定都市等」に、「指定都市所在施設」に、「当該指定都市」を「当該指定都市等」に改め、同条第五項中「指定都市所在施設」に、「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項中「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項、第八項及び第十項等を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の」を「指定都市等」に改める。

第七条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項、第八項及び第十項等を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の」を「指定都市等」に改める。

第七条第三項中「指定都市」を「指定都市等」に改め、同条第七項、第八項及び第十項等を「指定都市等所在施設」に、「指定都市の」を「指定都市等」に改める。

2 都道府県又は指定都市等が第十三条第一項の規定により条例を定めるに当たつては、保育の実施に対する需要その他の条件を考慮し

て主務省令で定める基準に照らして主務大臣が指定する地域にあつては、政令で定める日

までの間、同条第二項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積については、同項に規定する主務省令で定める基準を標準として定めるものとする。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「定めようとする」を「定めた」に改め、「あらかじめ」を削り、「協議しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第二十二条第一項中「設置者は」の下に「利用定員」を、「利用定員」の下に「を」をいう。

第三十四条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。」を加え、「同項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中第二十七条第一項の確認において定めた」を削り、「変更しようとするときは、あらかじめ」を「変更したときは」に、「協議しなければ」を「届け出なければ」に改め。

第三十三条第二項中「第二十七条第一項の確認において定められた」を削り、「前項」を「同項」に改める。

第三十四条第一項第一号中「指定都市(以下「指定都市」)を「指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「指定都市等」)に、「指定都市所在認定こども園」という。)については、当該指定都市を指定都市等所在認定こども園」という。」を削り、「(指定都市所在認定こども園については、当該指定都市所在認定こども園(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)(都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において

「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。)については、当該指定都市等」を削り、「が幼保連携型認定こども園」の下に「(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)」を加え、同条第三項第一号

も園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。」を加え、「同項」を「利用定員をいう。第七十七条第一項第一号」に、「利用定員」という」を「同じ」に改める。

第三十九条第二項中「指定都市所在認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)」を削り、「(認定こども園において同じ。)」に改め、「同項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中第二十七条第一項の確認において定めた」を削り、「変更しようとするときは、あらかじめ」を「変更したときは」に、「協議しなければ」を「届け出なければ」に改め。

第三十三条第二項中「第二十七条第一項の確認において定められた」を削り、「前項」を「同項」に改める。

第四十条第一項第二号中「指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在認定こども園」を「指定都市等所在認定こども園」に改める。

第四十四条第一項中「特定地域型保育事業者は」の下に「利用定員(を、「利用定員」の下に「を」を削り、「(認定こども園法第二条第七項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

別表第二の九の項中「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園」を「指定都市等所在認定こども園」に改める。

第三十三条第二項中「第二十九条第一項の確認において定められた」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十五条第二項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十七条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十二条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「(第二十九条第一項の確認において定められた)」を削り、「同項」を「第二十九条第一項」に改める。

を「同じ」に改め、同条第四項中「及び」を「及び」に改める。

第六十二条第三項第一号中「特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項中「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合を

児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

別表第二の十六の二の項の次に次のように加える。

十六の三 都道府県知事	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	都道府県知事又は市町村長

別表第二の十八の項中

市町村長	都道府県知事等 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
市町村長	都道府県知事等 地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十の項及び五十三の項中「住民票関係情報」を

生活保護関係情報又は中国残 地税関係情報又は住民票関 係情報であつて主務省令で定 めるもの
--

「地方税関係情報、住民票関係情報」に改め、同表の百十九の項中

医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
都道府県知事等 の	生活保護関 係情報 であつて主 務省令で定 めるもの

を
係情報又は中国残
地税関係情報
であつて主務省令で定
めるもの

第一 章 厚生労働省関係 (児童福祉法の一部改正)	一 正当な理由がなく、第五十六条第四項 (同条第二項の規定による第五十条第五 号、第六号、第六号の二若しくは第七号の 四号)の一部を次のように改訂する。 第六十二条の五を次のように改める。 第六十二条の五次の各号のいづれかに該當す る者は、十万円以下の過料に処する。
二 第五十七条の三の三第四項から第六項ま での規定による報告若しくは物件の提出若 しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若 しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせ し、又はこれらの規定による当該職員の質 問に対しても、答弁せず、若しくは虚偽の答 弁をした者	3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法 律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づ き准看護師試験に係る手数料を徴収する場合 においては、准看護師試験(第一項の規定に より指定試験機関が試験事務を行つるものに限 る。)を受けようとする者に、条例で定めると ころにより、当該手数料の全部又は一部を当 該指定試験機関へ納めさせ、その収入とする ことができる。

三 第五十七条の三の四第一項の規定により
委託を受けた指定事務受託法人の職員の第
五十七条の三の三第四項の規定による質問
に対しても、答弁せず、又は虚偽の答弁をし
た者

(保健師助産師看護師法の一部改正)
第七条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法
律第二百三号)の一部を次のように改訂する。
目次中「第四十五条の二」を「第四十五条の三
に改める。

第二十四条を削り、第二十三条を第二十四条
とし、第二十二条の二を第二十三条とする。

第二十五条第一項中「事務」の下に「(以下「試
験事務」という。)」を加える。
第二十六条を削る。

第二十七条中「つかさどる者」の下に「(指定試
験機関(次条第一項に規定する指定試験機関を
いう。)の役員又は職員(第二十七条の五第一項
に規定する指定試験機関准看護師試験委員を含
む。第二十七条の六において同じ。)を含む。)」を加
え、同条を第二十六条とし、同条の次に次
の十五条を加える。

第二十七条 都道府県知事は、厚生労働省令で
定めるところにより、一般社団法人又は一般
財團法人であつて、試験事務を適正かつ確実
に実施することができると認められるものと
して当該都道府県知事が指定する者(以下「指
定試験機関」という。)に、試験事務の全部又
は一部を行わせることができる。

は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試
験機関に試験事務の全部又は一部を行わせる
こととしたときは、当該試験事務の全部又は
一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づ
き准看護師試験に係る手数料を徴収する場合
においては、准看護師試験(第一項の規定に
より指定試験機関が試験事務を行つるものに限
る。)を受けようとする者に、条例で定めると
ころにより、当該手数料の全部又は一部を当
該指定試験機関へ納めさせ、その収入とする
ことができる。

第二十七条の二 試験事務に從事する指定試験
機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事
の認可を受けなければ、その効力を生じない
い。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、
この法律(この法律に基づく命令又は处分を
含む。)若しくは第二十七条の四第一項に規定
する試験事務規程に違反する行為をしたと
き、又は試験事務に關し著しく不適当な行為
をしたときは、当該指定試験機関に対し、當
該役員の解任を命ずることができる。

第三条の三 指定試験機関は、毎事業年
度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事
業年度の開始前に(指定を受けた日の属する
事業年度にあつては、その指定を受けた後遅
滞なく)、都道府県知事の認可を受けなけれ
ばならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の終過後三月
以内に、その事業年度の事業報告書及び収支

官報(号外)

決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の四 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この条において「試験事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十七条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、試験の問題の作成及び採点については、指定試験機関准看護師試験委員(以下この条において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 第二十七条の二第一項の規定は試験委員の選任及び解任について、同条第二項の規定は試験委員の解任について、それぞれ準用する。

第二十七条の六 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第二十七条の七 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する規程(以下この条において「試験事務規程」という。)を定め、都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第二十七条の九 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二十七条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条の十 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十七条の十一 都道府県知事は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財團法人でなくなつたときその他厚生労働省令で定める場合には、その指定を取り消さなければならない。

第二十七条の十二 第二十七条第一項、第二十七条の二第一項(第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項又は第二十七条の十の規定による指定、認可又は許可是、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第二十七条の十三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用について、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十七条の十四 都道府県知事は、指定試験機関が第二十七条の十の規定による許可を受け試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十七条の十一第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとす

る。

第二十七条の十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十七条の十の規定による許可をしたとき。

三 第二十七条の十一の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うとき、又は同条の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととしたとき。

第五条の規定により試験事務の全部若しくは一部を行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととしたとき。

第二十八条中「受験手続」の下に「指定試験機関」を加える。

第四十二条の五中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

二 第二十七条の六第一項の規定に違反して、試験事務に關して知り得た秘密を漏らした者

三 第二十六条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役

の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、「」を削り、「販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業者」に改め、「について、これらの人」を削り、「その」の下に「営業の」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「厚生労働大臣は、」の下に「保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」を加え、「指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を削り、「第一項から第四項まで」を「前各項に、」に基づくを「による」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十条第二項中「厚生労働大臣又は」及び「指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」を削る。

第二十一条第一項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物劇物営業者」に、「又は営業所」を、「営業所又は店舗」に、「を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者」を「販売業」に、「都道府県知事に」を「が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長に」に改め、同条第二項中「譲渡及び譲受け」を「譲渡し及び譲受け」に、「第三条の二第十項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「又は特定毒物使用者」を「若しくは特定毒物使用者」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第二十二条第一項中「の定める」を「で定める」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一項中「規定に基づく」を削り、「同項の」の下に「規定の」を加え、同条第四項中「第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条、第十八条」に、「第六項を第五項に、「都道府県知事に」とあるのは「」を「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の」に、「」にと、第十五条の三中「」を「第十五条の三、第十八条第一項並

びに第十九条第三項及び第五項において同じ」と、第十五条の三中「都道府県知事」に、「」とあるのは「第二十二条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者(同条第五項に規定する者を含む))の事業場」と、「」を「の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長に、「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「第十二条の三」を「第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ」に、「第十七条第二項及び第十九条第三項」と、「又は特定毒物研究者の行つ」とあるのは「の行う」を「都道府県知事」に改め、同条第五項中「第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条並びに第十八条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第六項中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第七項中「第四項」を「第四項において」に、「場合に」を「場合について」に改める。

第二十三条を削り、第二十三条の二を第二十一条とする。

第二十三条の三を削る。

第二十三条の四第一項中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「事務は」を「事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)」は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため」に改め、同条を第二十三条规定の五とする。

第二十三条の五を削る。

第二十三条の六を第二十三条の三とし、第二十三条の七を第二十三条の四とし、第二十三条の八を第二十三条规定の五とする。

第二十五条第三号中「第十六条の二」を「第十七条」に改め、同条第四号中「第十七条第一項又

は第二項(これらの規定を)を「第十八条第一項に改め、「厚生労働大臣」を削り、同条第五号中「第十七条第一項又は第二項(これらの規定を)を「第十八条第一項に改め、「」とあるのは「第二十二条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む)の事業場」と、「」を「の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域においては市長又は区長に、「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「第十二条の三」を「第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ」に、「第十七条第二項及び第十九条第三項」と、「又は特定毒物研究者の行つ」とあるのは「の行う」を「都道府県知事」に改め、同条第五項中「第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項まで」を「第十七条並びに第十八条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第六項中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第七項中「第四項」を「第四項において」に、「場合に」を「場合について」に改める。

第二十七条中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

本則に次の二章を加える。

第五章 罰則

第三十三条 正当な理由がなく、第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。
(老人福祉法の一部改正)

第十二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百九号)の一部を次の二項に改めることとする。

第二十二条の二を削る。

第四章 国土交通省関係
(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第十五条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改めることとする。

第十二条の二を削る。

第五十三条の見出し中「申込み等」を「申請等」に改め、同条中「土地鑑定委員会又は」、「第十二条の二」及び「申込み」を削り、「申込み等」を「申請等」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

第十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改めることとする。

第六十九条の三十八第二項中「又は、当該都道府県の」を「若しくは当該都道府県の」に、「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「は、当該介護支援専門員」を「、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの(以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。)が介護支援専門員として業務を行つたときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者」に改める。

第六十九条の三十九第三項第三号中「行つた」を行ひ、情状が特に重いに改める。

第十四条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改めることとする。

第二条中「及び都道府県知事」を削る。

第四章 國土交通省関係
(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第十五条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改めることとする。

第十二条の二を削る。

第五十三条の見出し中「申込み等」を「申請等」に改め、同条中「土地鑑定委員会又は」、「第十二条の二」及び「申込み」を削り、「申込み等」を「申請等」に改める。

第五十五条中「第十二条の二」を削る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年であつて、正当な理由がなく、第三十六条

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附

則第十一條から第十三条まで、第十六条及び
第十七条の規定 公布の日

二 第三条(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則

第二項の改正規定に限る。)、第四条(第四号に掲げる改正規定を除く。)及び第十四条の規

定並びに附則第四条の規定
算して三月を経過した日 公布の日から起

三 第十五条の規定並びに附則第十四条(地方
自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第

一不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の項の改正規定に限

る)及び第十五條の規定 平成三十一年一月
一日

四 第二条 第三条(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第四条(子ども・子育て支援法第三条第一項第一号、第三・七条第二項、文

三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。)及び第七条の規定並びに二条及び付則第三条

五 及て第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日

五 第二条の規定並びに附則第八条及び第一四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定
定 平成三十二年四月一日

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正
に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、

前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する

る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯に対する災害援護資金の貸付けについては、主にお従前の例による。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(次項において「旧認定こども園法」という。)第三条の規定又は第三項の認定を受けている施設(中核市(地方自治法第二百五十二条の二十一第一項に規定する中核市をいう。以下この条において同じ。)が設置するものに限る。)については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において当該中核市の長が第三条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(次項において「新認定こども園法」という。)第三条第十一項の規定による公示をしたものとみなす。この場合においては、同条第十二項の規定は、適用しない。

推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
による改正前の子ども・子育て支援法(以下この条において「旧支援法」という。)第三十一条第三項(旧支援法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第三項の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の子ども・子育て支援法(以下この条において「新支援法」という。)第三十一条第三項(新支援法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第三項の規定によりされた届出とみなす。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定による改正後の児童福祉法第六十二条の五第一号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(次条から附則第十条までにおいて「施行日」という。)以後に要することとなつた児童福祉法第四十九条の二、第五十条第七号若しくは第七号の二又は第五十二条第二号、第四号若しくは第五号に規定する費用(以下この条において「費用」という。)に係る同法第五十六条第一項の規定による負担能力の認定又は同条第二項の規定による費用の徴収に関する同条第四項の規定による報告の求めを受けた者について適用する。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の身体障害者福祉法第三十八条第三項の規定は、施行日以後に要することとなつた身体障害者福祉法第三十五条第三号(同法第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。)又は第三十六条の二に規定する費用の同法第三十八条第一項又は第二項の規定による徴収について適用する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第九条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この条に

（新精神保健福祉法）といふ。）第三十一条第二項の規定は、施行日以後に要することとなつた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項に規定する費用の新精神保健福祉法第三十一条第一項の規定による徴収について適用する。

（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第十条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法第二十三条の規定により納付すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条において「新知的障害者福祉法」という。）第二十七条第二項の規定は、施行日以後に要することとなつた知的障害者福祉法第二十二条第三号又は第四号（同法第十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。）に規定する費用の新知的障害者福祉法第二十七条第一項の規定による徴収について適用する。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第十二条の規定による改正後の老人福祉法第四十三条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に要することとなつた老人福祉法第二十一条各号に規定する費用に係る同法第二十八条第一項の規定による徴収に関する同法第三十六条の規定による報告の求めを受けた者について適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為による罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の項を削り、同表不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の項中「第十二条の二」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項中「第三条」を「第八条」に改める。

別表第五第二十七号中「第十二条の二」を削る。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第十六条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「に準用する」を「について準用する」に、「報告」を「報告しなければ」に、「通知」を「通知しなければ」に改める。

第三十一条中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「準用する」を「、それぞれ準用する。」に改める。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域における文化財の総合的な計画的な保存及び活用を図るために、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び所有者等が作成する重要文化財保存活用計画等の文化庁長官による認定並びにこれらの計画に基づく現状による修理及び修理に必要な原材料・用具の確保が必要であることを踏まえ、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。

二、文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体は、文化財の確実な継承のためには、適切な周期による修理及び修理に必要な原材料・用具の確保が必要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財の修理のための十分な支援を行うこと。また、文化財の修理においては、国が必

第七十四条の三第一項

係る災害

	災害応急対策	当該災害	緊急事態応急対策	当該原子力災害
第七十四条の三第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策		

要な予算を安定的に確保し、計画的な修理の実施が行われるよう努めること。

四、重要文化財等の保存活用計画のうち、文化庁長官の認定を受けたものに認められる「美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例」については、美術工芸品の一般公開を目的とせずに節税等の目的で濫用されることがないよう、運用に十分に留意すること。

五、本法律案による罰則の見直しについて、文化財の毀損等の行為に対しても被害の現状に応じた実効性のある抑止力が整備されるよう、十分に周知徹底をすることともに、文化財保護法における罰則の在り方等について、不斷の検討を行うこと。

六、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を担当する場合に当たつては、文化財の本質的な価値が毀損されないよう十分に留意するとともに、地方文化財保護審議会の役割の明確化及び機能強化、文化財保存活用地域計画の作成並びに文化財保護法第百八十三条の九に規定する協議会の設置が図られるよう、国の指針等においてその方向性を示すこと。

七、文化財保護の推進は我が国の観光基盤の拡充等に資することに鑑み、国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)により創設される「国際観光旅客税」について、文化財を保存しつつ活用する取組の財源としても活用できるよう検討を行うなど、文化財保護の財源の更なる拡充に努めること。

右決議する。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿
衆議院議長 大島 理森

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 公開(第四十七条の二—第五十三条)」を「第四款 重要文化財保存活用計画(第五十三条の二—第五十三条の八)」に、「第五款」を「第六款」に、「第六款」を「第七款」に、「第一百三十三条」を「第一百三十三条の四」に、「第三節 地方公共団体及び教育委員会(第一百八十二条—第一百九十二条)」を「第三節 地方公共団体及び教育委員会(第一百八十二条—第一百九十二条)」に、「第四節 文化財保存活用支援団体(第一百九十二条の二—第一百九十二条の六)」に改める。

第二条 文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

第三条 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

第四条 計画期間

一 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

二 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
三 当該重要文化財(建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。)の公開目

四 その他文部科学省令で定める事項

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

七 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

第五章 第一節 第六款を同節第七款とする。

第五十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「現状の変更」を「現状変更」に改め、同項第二号中「き損して」を「毀損して」に改め、同項第三号中「き損し」を「毀損し」に改め、「虞を「おそれ」に改め、同項第四号中「あらためて」を「改めて」に改める。

第三章第一節中第五款を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

第六款 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該重要文化財の名称及び所在の場所

二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

七 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

第八条 第二項第一号に改める。

第三十二条の二第五項中「第十一章」を「第一百八十七条第一項第一号」に改める。

第四十三条第一項ただし書、第三項及び第四項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合す

るものであると認めるときは、その認定をす

るものとする。

一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確實に実施されると見込まれること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし

適切なものであること。

四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

七 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合に必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

八 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者があつた場合において、その重要文化財

保存活用計画が次の各号のいずれにも適合す

るものであると認めるときは、その認定をす

るものとする。

九 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十一 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十二 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十三 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十四 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十五 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

十六 当該重要文化財の修理に関する認定を受けた者は、当該修理の実施が当該重要文化財の公

開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合す

るものであること。

要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号

に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第一百五十三条第二項第六号において同じ。)を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の規定にかかるわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号

に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行なければならないときは、同項の規定にかかるわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の規定により認定を受けなければならないときは、同項の規定にかかるわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の規定により認定を受けなければならないときは、その認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遅滞なく、その旨を当該認定を受けた後遲

二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けている者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三条の八 都道府県及び市・特別区を含む。以下同じ。町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長。第一百四十三条第三項、第一百八十三条の八第四項、第一百九十条第一項及び第一百九十九条第一項を除き、以下同じ。)は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の内滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言ができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の内滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言ができる。

円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第五十七条第二項に次のただし書を加える。
ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第百八十三条の五第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。

第六十条第二項中「特別の事情」を「当該登録有形文化財の適切な管理のため必要に、「適当な」を「第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な」に改め定を受けている者に通知しなければならない。

第六十四条第一項ただし書及び第三項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第六十七条の次に次の六条を加える。
(登録有形文化財保存活用計画の認定)

第六十七条の二 登録有形文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財の保存及び活用に関する計画(以下「登録有形文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録有形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 当該登録有形文化財の保存及び活用のために行なう具体的な措置の内容
二 計画期間
三 その他文部科学省令で定める事項

5 文化庁長官は、当該登録有形文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が登録有形文化財の現状変更を適切に行なうために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものである。

5 文化庁長官は、当該登録有形文化財(建造物であるもの)の内滑かつ確実な実施に関し必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものである。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 当該登録有形文化財保存活用計画の実施が当該登録有形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らしがれが適切なものであること。

4 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が登録有形文化財の現状変更を適切に行なうために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものである。

5 文化庁長官は、当該登録有形文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が登録有形文化財の公開を適切かつ確実に行なうために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものである。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の六に関する報告の微収)

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の六

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一一部を改正する法律案

平成三十年六月一日 参議院会議録第一十四号

五三

(認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更)

第六十七条の三 前条第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更の届出の特例)

第六十七条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この節及び第一百五十三条第二項第七号において同じ。)を受けた場合において、当該登録有形文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならぬときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定登録有形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第六十七条の五 文化庁長官は、第六十七条の二第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の二第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持団体に対するものとし、以下この章において「保持者等」という。)の実施状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第六十七条の六 文化庁長官は、認定登録有形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更前のもの。次条第一項及び第七十六条の二第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持団体に対するものとし、以下この章において「保持者等」という。)を記載するものとし、当該認定を受けた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第六十七条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又

は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするよう努めなければならない。

第七十四条第一項中「を適当と認める者」を「が適当と認められる者(以下この章において「保持者等」という。)」に改める。

第七十六条第一項中「保持者若しくは保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適當と認める者」を「保持者等」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(重要無形文化財保存活用計画の認定)

第七十六条の二 重要無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めるところにより、重

要無形文化財の保存及び活用に関する計画(以下この章及び第百五十三条第二項第八号において「重要無形文化財保存活用計画」といふとするときは、文化庁長官の認定を受けな

う。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

(認定重要無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第七十六条の四 文化庁長官は、第七十六条の二第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等に対し、当該認定(前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第一百五十三条第二項

第八号において同じ。)を受けた重要無形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の二第三項において「認定重要無形文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告をするものとする。

一 当該重要無形文化財保存活用計画の実施が当該重要無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第一百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

(認定の取消し)

第七十六条の五 文化庁長官は、認定重要無形文化財保存活用計画(第七十六条の二第三項

各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

3 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第一百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められていないときは、これらに照らし適切なものであること。

(保持者等への指導又は助言)

第七十六条の六 都道府県及び市町村の教育委員会は、重要無形文化財の保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は

(登録有形民俗文化財保存活用計画の認定)

第九十条の二 登録有形民俗文化財の所有者

(管理団体(前条第三項において準用する第六

十条第三項の規定による指定を受けた地方公

共団体その他の法人をいう)がある場合は、

その者は、文部科学省令で定めるところに

より、登録有形民俗文化財の保存及び活用に

関する計画(以下「登録有形民俗文化財保存活

用計画」という)を作成し、文化庁長官の認

定を申請することができる。

2 登録有形民俗文化財保存活用計画には、次

に掲げる事項を記載するものとする。

1 当該登録有形民俗文化財の名称及び所在

のために行う具体的な措置の内容

2 当該登録有形民俗文化財の保存及び活用

のために行う具体的な措置の内容

3 前項第一号に掲げる事項には、当該登録有

形民俗文化財の現状変更に関する事項を記載

すことができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の

申請があつた場合において、その登録有形民

俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれに

も適合するものであると認めるとときは、その

認定をするものとする。

1 当該登録有形民俗文化財保存活用計画の

実施が当該登録有形民俗文化財の保存及び

活用に寄与するものであると認められるこ

と。

2 円滑かつ確実に実施されると見込まれる

ものである。

3 第百八十三条の二第一項を除く。)及び第百八十七

項に規定する認定文化財保存活用地域計画

が定められているときは、これらに照らし

適切なものであること。

四 当該登録有形民俗文化財保存活用計画に

前項に規定する事項が記載されている場合

には、登録有形民俗文化財の現状変更を適

切に行うために必要なものとして文部科学

省令で定める基準に適合するものであるこ

と。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、

遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に

通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第九十条の三 前条第三項に規定する事項が記

載された登録有形民俗文化財保存活用計画が

同条第四項の認定(次条において準用する第

六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第

百五十三条第二項第十四号において同じ。)を

受けた場合において、当該登録有形民俗文化

財の現状変更をその記載された事項の内容に

即して行うに当たり、第九十条第三項におい

て準用する第六十四条第一項の規定による届

出を行わなければならないときは、同項の規

定にかかわらず、当該現状変更が終了した後

遅滞なく、文部科学省令で定めるところによ

り、その旨を文化庁長官に届け出ることをも

つて足りる。

(準用)

第九十条の四 登録有形民俗文化財保存活用計

画については、第六十七条の三及び第六十七

条の五から第六十七条の七までの規定を準用

する。この場合において、第六十七条の三第

一項中「前条第四項」とあるのは第九十条の

二項第十一項と、同条第二項中「前条第四項及び

第五項」とあるのは第九十条の二第四項及び

第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の

二第四項」とあるのは「第九十条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の

二第四項各号」とあるのは「第九十条の二第四

項各号」と読み替えるものとする。

四 第百九条第四項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、「に前項」を「同項」に改める。

第五百五十五条第一項中「及び第十二章」を「第百

三十三条の二第一項を除く。」及び第一百八十七条

第一項第三号に改める。

第一百九条第二項中「特別の事情」を「当該史

跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要」

に、「適當な」を「第一百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適當なに、「第十二章」を「第一百八十七条第一項第三号」に改める。

第一百二十六条中「第一百八十四条第一項」の下に「又は第一百八十四条の二第一項」を加え、「市」の

を「市町村」に改める。

第一百二十九条の次に次の六条を加える。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第一百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理

団体又は所有者は、文部科学省令で定めると

ころにより、史跡名勝天然記念物の保存及び

活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物

保存活用計画」という)を作成し、文化庁長

官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次

に掲げる事項を記載するものとする。

1 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在

地

2 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用

のために行う具体的な措置の内容

3 計画期間

4 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第一号に掲げる事項には、当該史跡名

勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができ

る。

四 文化庁長官は、第一項の規定による認定の

申請があつた場合において、その史跡名勝天

然記念物保存活用計画が次の各号のいずれに

も適合するものであると認めるときは、その

認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の

実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び

活用に寄与するものであると認められるこ

と。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれる

ものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化

財保存活用地域計画に規定する事項を記載さ

ずる場合は、当該地域計画に規定する事項を記

載するものとする。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に

前項に規定する事項が記載されている場合

には、その内容が史跡名勝天然記念物の現

状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切

に行うために必要なものとして文部科学省

令で定める基準に適合するものである」と。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、

遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に

通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用

計画の変更)

第一百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた

史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用

計画の変更(文部科学省令で定める軽

<p>微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>(現状変更等の許可の特例)</p> <p>第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第一百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならぬときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。</p> <p>(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)</p> <p>第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。)の実施の状況について報告求めることができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の四のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その認定を取り消すことが</p>
<p>(管理団体等への指導又は助言)</p> <p>第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならぬときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。</p> <p>(登録記念物保存活用計画の認定)</p> <p>第百三十三条の二 登録記念物の管理団体(前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。</p> <p>2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 当該登録記念物の名称及び所在地</p> <p>二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容</p>
<p>2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。</p> <p>(現状変更の届出の特例)</p> <p>第百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項二十四号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行う。</p> <p>3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。</p> <p>4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。</p> <p>二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。</p> <p>四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。</p>
<p>5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。</p> <p>(現状変更の届出の特例)</p> <p>第百三十九条第一項ただし書及び第三項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。</p> <p>第百四十三条第三項に次のただし書きを加える。</p> <p>第百五十三条第二項第二号中「き損」を「毀損」に改め、同項第十八号中「限る。」の下に「又は第百八十四条の二第一項の政令(第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限りる。)」を加え、同号を同項第二十七号とし、同項中第十七号を第二十五号とし、同号の次に一号を加える。</p> <p>二十六 第百八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認</p>

定(第百八十三条の四第一項の変更の認定を含む)。

第百五十三条第二項中第十六号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の

第百二十九条の二第四項の認定

二十四 登録記念物保存活用計画の第百三十

三条の二第四項の認定

五百三十二条第二項中第十五号を第二十一号

とし、第十四号を第二十号とし、同項第十三号

中「き損」を「毀損」に改め、同号を同項第十九号

とし、同項第十二号を第十八号とし、第九号

から第十一号までを六号ずつ繰り下げ、第八号

を第十一号とし、同号の次に次の三号を加え

る。」

十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第

八十五条の二第四項の認定

十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第

八十九条の二第三項の認定(第八十九条の

三において準用する第七十六条の三第一項

の変更の認定を含む)。

十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第

九十五条の二第四項の認定

五百三十二条第二項中第七号を第十号とし、

第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を

加える。

二第四項の認定

七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七

条の二第四項の認定

八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六

条の二第三項の認定

五百四十四条第一項中「次項及び次条にお

いて同じ。」を削り、同項第二号及び第五号中

「で準用する」を「において準用する」に改め、同

条第二項中「文化庁長官」の下に「(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において準用する)」を加え、「で準用する」を「において準用する」に改める。

五百五十六条第一項中「市の」を「市町村の」に

改め、同項第二号中「で準用する」を「において準用する」に改める。

五百五十六条第一項中「市」を「市町」に

改め、同項第二号中「で準用する」を「において準用する」に改める。

大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

二百七十四条の六 文部科学大臣は、第百七十七条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画(いずれも変更があつたときは、その変更後のもの)の実施の状況について報告を求めることができ

る。

二百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法

人があ作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天

然記念物保存活用計画については、それぞれ

第五十三条の二から第五十三条の八までの規

定 第八十五条の二から第八十五条の四まで

の規定又は第百二十九条の二から第百二十九

条の七までの規定を準用する。

二百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法

人があ作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天

然記念物保存活用計画については、それぞれ

第五十三条の二から第五十三条の八までの規

定 第八十五条の二から第八十五条の四まで

の規定又は第百二十九条の二から第百二十九

条の七までの規定を準用する。

二百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法

人があ作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天

然記念物保存活用計画については、それぞれ

第五十三条の二から第五十三条の八までの規

定 第八十五条の二から第八十五条の四まで

の規定又は第百二十九条の二から第百二十九

条の七までの規定を準用する。

二百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法

人があ作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天

然記念物保存活用計画については、それぞれ

第五十三条の二から第五十三条の八までの規

定 第八十五条の二から第八十五条の四まで

の規定又は第百二十九条の二から第百二十九

条の七までの規定を準用する。

二百七十四条の二 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法

人があ作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天

然記念物保存活用計画については、それぞれ

第五十三条の二から第五十三条の八までの規

定 第八十五条の二から第八十五条の四まで

の規定又は第百二十九条の二から第百二十九

条の七までの規定を準用する。

変更」を「現状変更」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第百七十九条の二 国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を管理する各省各局の長は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画がそれぞれ第六十七条の二第四項各号、第九十条の二第四項各号又は第三百三十三条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その同意をするものとする。

第百七十九条の三 前条第二項の同意を得た各省各局の長は、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十九条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、第九十条の二第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画又は第三百三十三条の二第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画について第百七十九条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条にお

いて同じ。）を得た場合において、当該登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところによることをもつて足りる。

第百七十九条の五 文部科学大臣は、第百七十九条の二第二項の同意を得た各省各局の長に対し、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第百八十三条の次に次の八条を加える。

（文化財保存活用大綱）

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」といいう。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）の意見を聽かなければならぬ。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱が定められ

して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

三 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聽かなければならぬ。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

（文化財の登録の提案）

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会

るものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められるこ

と。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

（文化財の登録の提案）

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

は、第百八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む)。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができればならない。

(市町村への助言等)
各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)
各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進される

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徵収)

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。
(認定の取消し)
第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項

行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 当該市町村
二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
存活用支援団体

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以後にされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行ふこととなる者のした処分等の行為又は当該者に對して行った申請等の行為とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以後にされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行ふこととなる者のした処分等の行為又は当該者に對して行った申請等の行為とみなす。

6 第百八十七条第一項中「所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者」を次の各号に掲げる者に、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く)、修理若しくは」を「当該各号に定める管理、修理又は」に改め、同項に次の各号を加える。

7 第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるとこにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

8 第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条

第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。)及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前にされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は許可の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以後にされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行ふこととなる者のした処分等の行為又は当該者に對して行った申請等の行為とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

6 第百八十七条第一項中「所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者」を次の各号に掲げる者に、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く)、修理若しくは」を「当該各号に定める管理、修理又は」に改め、同項に次の各号を加える。

7 第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるとこにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

8 第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条

一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く)、修理又は)

二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(当該重要有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く)、修理又は)

八十九条において準用する第三十一条第二項

三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)又は復旧(特定地方公共団体であるものを除く。)を、「より」の下に「文化財に關して優れた識見を有する者により構成される」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

第百九十二条第一項中「都道府県」の下に「及び市町村」を、「教育委員会」の下に「(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)」を加える。

第十二章に次の一節を加える。

(文化財保存活用支援団体の指定)

第一百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法令その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第百九十七条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第一百九十条第一項中「市町村」の下に「(いづれも特定地方公共団体であるものを除く。)」を、「より、」の下に「文化財に関する優れた識見を有する者により構成される」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対する情報の提供、相談その他の援助を行う

により、地方文化財保護審議会を置くものとする。
第百九一条第一項中「都道府県」の下に「及び市町村」を、「教育委員会」の下に「(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)」を加える。

第三百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行ふものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対する貸し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けすること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

第四節 文化財保存活用支援団体の指定（文化財保存活用支援団体の指定）

第一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

第二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るために事業を行ふ者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

第三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けうこと。

第四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域内における文化財の保存及び活用を図

るために必要な業務を行うこと。
(監督等)
第二百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講ずべき

があるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

第二百三十二条第一号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第二号中「で準用する」を「において準用する」に改め、「第四十三条の二第一項」の下に「第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第一百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「第七十三条」を「第六十七条の四、第七十三条」に改め、「第八十四条第一項本文」の下に「第八十五条の三(第一百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)」、第九十条の三」を、「第一百二十七条第一項」の下に「第一百二

十九条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む)、第百三十三条の三〔を加え、同条第三号中「で準用する」を「において準用する」に改める。〕

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

三 文化財の保護に関すること。

附 則

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第四条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府

第八号)の一部を次のように改正する。
第七条の二第一項中「文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く)」を「同項第二号に掲げる事務」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十一条第六項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第二号)の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「文化に関する事務を除く」を「同項第二号の一部を次のように改正する。

第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。」を加え、「同法を「文化財保護法」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第七条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第一百九十条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「教育委員会」の下に「若しくは当該市町村」を加える。

第十二条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聽くことを要しない。

第十三条第四項及び第十五条第四項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

(文化芸術基本法の一部改正)

第五条 文化芸術基本法(平成十三年法律第百四

十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く)」を「同項第二号に掲げる事務」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十三条第一項第二号中「文化に関する事務を除く」を「同項第二号に掲げる事務」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十一条第六項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第二号)の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「文化に関する事務を除く」を「同項第二号の一部を次のように改正する。

第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府

県の知事。次項において同じ。」を加え、「同法を「文化財保護法」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第七条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第一百九十条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「教育委員会」の下に「若しくは当該市町村」を加える。

第十二条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聽くことを要しない。

第十三条第四項及び第十五条第四項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

第十七条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

第二十四条第一項中「教育委員会」の下に「(当該認定町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定町村の長。次項から第四項までにおいて同じ。)」を加え、同条第五項中「教育委員会」の下に「(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長)」を加え、同条第六項に次のただし書きを加える。

ただし、当該認定市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「農林水産委員会」の下に「農林水産委員会」の下に「農業用水」を加え、「農業用水」を改める。

第六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十一条第六項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第二号)の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「文化に関する事務を除く」を「同項第二号の一部を次のように改正する。

第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府

県の知事。次項において同じ。」を加え、「同法を「文化財保護法」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第七条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第一百九十条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「教育委員会」の下に「若しくは当該市町村」を加える。

第十二条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聽くことを要しない。

第十三条第四項及び第十五条第四項に次のただし書きを加える。

ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくために必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。

土地改良法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十一年五月三十一日

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのでき

ない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくために必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

土地改良法が事業参加資格者は耕作者とする

ことを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。

土地改良法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十一年五月三十一日

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのでき

ない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくために必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

土地改良法が事業参加資格者は耕作者とする

ことを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。

土地改良法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十一年五月三十一日

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのでき

ない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくために必要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

土地改良法が事業参加資格者は耕作者とする

ことを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。

土地改良法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十一年五月三十一日

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

参議院議長 伊達 忠一殿

農林水産委員会

理 事 舞立 昇治

3 総代は、組合員でなければならない。	3 総代には、第十八条第三項、第七項から第十 一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項並 びに第二十九条の三第一項、第三項及び第四項 の規定を準用する。この場合において、同条第 一項中「五分の一」とあるのは、「三分の一」と読 み替えるものとする。
4 総代会には、總会に於ける規定(次条第二 項、第四項及び第五項の規定を除く。)これに 係る罰則を含む。)を準用する。この場合におい て、第三十一条第五項中「その組合員と住居及 び生計を一にする親族又は他の組合員」とある のは「他の組合員」と、同条第六項中「四人」とあ るのは「二人」と読み替えるものとする。	4 第二項又は前項の總会において第一項の規定 による通知に係る事項を承認しなかつた場合に は、当該事項についての總代会の決議は、その 效力を失う。
5 総代会には、總会に於ける規定(次条第二 項、第四項及び第五項の規定を除く。)これに 係る罰則を含む。)を準用する。この場合におい て、第三十一条第五項中「その組合員と住居及 び生計を一にする親族又は他の組合員」とある のは「他の組合員」と、同条第六項中「四人」とあ るのは「二人」と読み替えるものとする。	5 第二項又は前項の總会において第一項の規定 による通知に係る事項を承認しなかつた場合に は、当該事項についての總代会の決議は、その 正当な理由がないのに總会招集の手続をしないと きは、監事は、總会を招集しなければならな い。
6 総代会においては、前項の規定にかかわら ず、總代の選挙及び改選をすることができな い。	6 第二十六条中「得」を「得て」に、「目的たる」を 「目的である」に改め、同条に次の二項を加える。 2 前項の場合において、電磁的方法(電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法であつて農林水産省令で定め ることをいう。以下同じ。)により議決権を行う ことが定款で定められているときは、當該書面 の提出に代えて、當該書面に記載すべき事項及 び理由を當該電磁的方法により提供することが できる。この場合において、當該書面に記載す べき事項及び理由を當該電磁的方法により提供 した組合員は、當該書面を提出したものとみな す。
7 第二十四条 総代会において土地改良区の解散又 は合併の決議があつたときは、理事は、当該決 議の日から五日以内に、組合員に當該決議の内 容を通知しなければならない。	3 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定め する方法を除く。)により行われた當該書面に記載 すべき事項及び理由の提供は、土地改良区の使 用に係る電子計算機に備えられたファイルへの 記録がされた時に當該土地改良区に到達したも のとみなす。
8 第二十三条第七項から第九項までを削る。	4 第二十九条第一項中「管理規程」の下に「第五 十七条の三の二第一項の利水調整規程」を、「書 類」の下に「(次条第一項に規定する決算関係書類 を含む。)」を加え、同条第四項中「組合員」を「組 員等」に、「掲げる」を「規定する」に、「正当の事 由」を「正当な理由」に改める。
9 第二十四条を次のように改める。 (総代会における解散又は合併の決議)	5 第二十九条の三を第二十九条の四とする。
10 第二十四条 総代会において土地改良区の解散又 は合併の決議があつたときは、理事は、当該決 議の日から五日以内に、組合員に當該決議の内 容を通知しなければならない。	6 第二十九条の二第一項中「規定による」を削り、 「基づいて」を「基づいて」に改め、「管理規程」の下に 「第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を 加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「規 定による」を削り、同条第四項中「写」を「写し を」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十九 条の三とする。
11 第二十三条第七項から第九項までを削る。	7 第二十九条の次に次の二項を加える。 (決算関係書類)
12 第二十三条第七項から第九項までを削る。	8 第二十九条第一項第二号中「規約又は」を「規約、」 に改め、「管理規程」の下に「又は第五十七条の三 の二第一項の利水調整規程」を加え、同項第七号 中「事業報告書、収支決算書及び財産目録」を「決 算関係書類」に改め、同条第三項中「その旨」を 「その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組 員等」に改める。
13 第二十三条第七項から第九項までを削る。	9 第三十一条第一項第二号中「規約又は」を「規約、」 に改め、「管理規程」の下に「又は第五十七条の三 の二第一項の利水調整規程」を加え、同項第七号 中「事業報告書、収支決算書及び財産目録」を「決 算関係書類」に改め、同条第三項中「その旨」を 「その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組 員等」に改める。
14 第二十三条第七項から第九項までを削る。	10 第三十一条第二項中「第二十八条(第二十九条の四 第三項)」を「第二十八条第一項第二十九条の四 第二項」に改め、同条第六項に後段として次のよ うに加える。
15 第二十三条第七項から第九項までを削る。	11 この場合において、電磁的方法により議決権 を行うことが定款で定められているときは、當 該書面の提出に代えて、代理権を當該電磁的方 法により証明することができる。
16 第二十三条第七項から第九項までを削る。	12 第三十一条中第六項を第七項とし、第五項を第 六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中 「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項と し、同条第二項の次に次の二項を加える。
17 第二十三条第七項から第九項までを削る。	13 組合員は、定款で定めるところにより、前項 の規定による書面をもつてする議決権の行使に 代えて、議決権を電磁的方法により行うことが できる。
18 第二十三条第七項から第九項までを削る。	14 第三十二条第一項中「定が」を「定めが」に改め、 同条に次の二項を加える。
19 第二十三条第七項から第九項までを削る。	15 準組合員等は、定款で定めるところにより、 總会に出席して意見述べることができる。

第三十四条中「第二十八条第二十九条の三第二項」を「第二十八条第一項(第二十九条の四第二項)に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に第一項」を「ただし、第二十九条の四第一項」に、「定が」を「定めが」に改める。

第三十六条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第九項とし、同項を同条第七項中「又は第二項」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「組合員」の下に「又は准組合員」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「組合員」の下に「又は准組合員」を加える。

第三十七条中「定款の」を「定款で」に改め、「組合員」の下に「又は准組合員」を加える。

第三十八条中「政令の」を「政令で」に、「第三項若しくは第八項又は第三十六条の二」を「第二項、第三項若しくは第九項又は第三十六条の三」に、「次条まで」を「この条及び次条第一項」に改める。

第四十二条中「第三条第二項の規定による」を「第三条に規定する資格の」に改める。

第四项若しくは第九项又は第三十六条の三に、「次条まで」を「この条及び次条第一項」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を得喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は喪失した者は、それ第一項の規定による通知を受けて行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、利水規程を定めなければならない。

2 前項の利水調整規程は、次に掲げる要件のいづれにも適合するものでなければならない。

一 当該土地改良区の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者への農業用水の供給が適正に行われるものであること。

二 農業用水の供給の決定方法が、適正であり、かつ、明確に定められてること。

第三十六条の二第一項中「政令の」を「政令で」に、「前条第一項」を「第三十六条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第三項中「左に」を「その旨」に改め、同条第十二項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第十一項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第十二項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第十一項中「左に」を「次に」に改め、同条第十六項の次に次の二項を加える。

(土地改良施設の管理への協力)

第三十六条の二 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るために必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

第三十七条中「定款の」を「定款で」に改め、「組合員」の下に「又は准組合員」を加える。

第三十八条中「政令の」を「政令で」に、「第三項若しくは第八項又は第三十六条の二」を「第二項、第三項若しくは第九項又は第三十六条の三」に、「次条まで」を「この条及び次条第一項」に改める。

第四十二条中「第三条第二項の規定による」を「第三条に規定する資格の」に改める。

第五十七条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第五十七条の三の次に次の二項を加える。

(利水調整規程)

第五十七条の三の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用の用水施設(農林水産省令で定めるものに限る)の管理(委託を受けた行う管理を含む)を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、利水調整規程を定めなければならない。

2 前項の利水調整規程は、次に掲げる要件のいづれにも適合するものでなければならない。

一 当該土地改良区の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者への農業用水の供給が適正に行われるものであること。

二 農業用水の供給の決定方法が、適正であり、かつ、明確に定められてること。

第三章第一節第三款第一目に次の二項を加える。

(土地改良施設に関する情報の提供)

第五十七条の九 国、地方公共団体その他の土地改良事業を行う者(土地改良区を除く)は、当該土地改良事業により新設し、又は変更した土地改良施設の適切な管理に資するよう、当該土地改良施設の管理を行なう土地改良区に対し、当該土地改良施設に関する情報の提供を行なうよう努めるものとする。

第三十六条の二第一項中「政令の」を「政令で」に、「前条第一項」を「第三十六条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第三項中「左に」を「その旨」に改め、同条第十二項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第十一項中「左に」を「次に」に改め、同条第十六項の次に次の二項を加える。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

条第八項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「添付すればよい」を「添付すれば足りる」に改め。

第五十七条第一項中「土地改良区は」を「二以上以上の土地改良区は」に改め、「共同して」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「土地改良事業計画」を「事業の実施に関する計画」に改め、「事業」の下に「(第八十一条において「定款等」という。)」を加える。

第七十二条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第七十七条第一項中「土地改良区は」を「二以上以上の土地改良区は」に改め、「共同して」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「土地改良事業計画」を「事業の実施に関する計画」に改め、「事業」の下に「(第八十一条において「定款等」という。)」を加える。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区連合の事業年度」に改める。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区連合の事業年度」に改める。

第八十二条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第三項中「理事の下に」「設立当時の理事を除く。」を加え、「監事の定数の少なくとも二分の一は、議員を「は、次に掲げる要件の全て(当該土地改良区連合の所屬土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件)に該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

4 当該土地改良区連合の議員であること。

二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。

第八十二条に次の一項を加える。

一 土地改良区連合の監事(設立当時の監事を除く。)のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区連合の業務及び会計についての監査に關し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

二 一、当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の議員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

三、当該土地改良区連合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第八十四条中「定の」を「定めの」に改め、「規定の下に「これに係る罰則を含む。」」を加える。

第八十九条の二第二項中「第二十八条」を「第十八条第一項」に改め、同条第六項中「行なう」を行なうに改め、同条第十一項中「の定める」を「で定める」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「の定める」を「で定める」に改める。

第九十三条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行なう」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中の「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「その」に改める。

第九十五条の二第一項及び第二項中の「定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「あり、」の下に「及び」を加え、「組合員を除く。」を「組合員等に、「者を除く。」を「者に改める。

土地改良法の一部を改正する法律案
第九十六条の四第一項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第八項まで」に、「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に、「同条第四項中「組合員」を「同条第五項中「組合員又は准組合員」に改め、「第一項に規定する者」との下に「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」とを加え、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第一百条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第一百十一条の十八第二項中「次の理由」を「次に掲げる事由」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 除名は、次のいずれかに該当する会員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、連合会は、その総会の会日から十日前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与へなければならない。

一 経費の支払その他連合会に対する義務を怠つた会員

二 その他定款で定める行為をした会員

第一百十一条の十八第四項中「その会員」を「当該会員」に改める。

第一百十一条の二十第一項第三号中「事業報告書」の下に「貸借対照表」を加える。

第一百十一条の二十三中「第十八条第十二項から第十五項まで」を「第十八条第十三項から第十六項まで」に、「第二十八条まで」を「第二十七条まで、第二十八条第一項に、「第三十一条から第三十二条まで」を「第二十九条の二、第三十一条、第三十二条の二、第三十二条第一項から第三項まで」に改め、「第十九条の四第三号」の下に「及び第二十九条の二第四項」を加え、「第十八条第十六項」を

「第十八条第十七項」に、「規定及びを「規定並びに」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。

第二百三十二条第一項中「管理規程」の下に、「利水調整規程」を加え、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二百三十三条中「組合員が、総組合員」を「組合員等が、その総数に、「基いて」を「基づいて」に改め、「管理規程」の下に、「利水調整規程」を加え、「疑が」を「疑いが」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

第二百三十四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「管理規程」の下に、「利水調整規程」を加える。

第二百三十六条第一項中「組合員が、総組合員」を「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。

第二百三十六条の二中「第二百三十二条第二項」を「第二百十一條の二十三において読み替えて準用する第二十九条の二第四項の規定並びに第二百三十二条第二項」に、「政令」を「政令」でに改める。

第二百三十八条中「」を「いずれかに」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二百三十二条」を「第二百三十二条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の二号を加える。

四 第二百三十二条第一項若しくは第二項又は第二百三十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百四十三条中第十二号を第十四号とし、第十九号を削り、第八号を第十一号とし、同条第七号中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第六十九条の二第一項(第一百十一条の二十三において準用する場合を含む。)の期間内に債権者に弁済をしたとき。

第一百四十三条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「第二十五条第一項、第二十六条又は」を「第二十四条第二項若しくは第四項又は第二十五条第一項、第二十六条第一項若しくは」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十四条第一項の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第一百四十三条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条第六項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(土地改良事業に参加する資格の交替に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう)前にされたこの法律による改正前の土地改良法(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による承認の申出であつて、この法律の施行の際現にこれに対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、なお從前との例による。

反対者氏名

矢田わか子君	相原久美子君
石橋	通宏君
小川	勝也君
風間	直樹君
川田	龍平君
斎藤	嘉隆君
杉尾	秀哉君
難波	獎二君
鉢呂	吉雄君
真山	勇一君
宮沢	由佳君
市田	筋君
蓮	忠義君
市田	智子君
紙	明子君
倉林	智子君
田村	良介君
武田	聰平君
仁比	拓君
山村	徹君
東	苗子君
藤巻	健史君
石井	片山虎之助君
木戸口	貴之君
又市	征治君
行田	邦子君
松沢	英司君
糸数	成文君
藤末	慶子君
野田	健三君
渡辺	国義君
喜美君	喜美君

名

(内閣提出、衆議院送付)
賛成者三七名

二〇七名

足立	敏之君	生活困窮者等のウ 古立支援法等の
愛知	治郎君	
青山	繁晴君	
朝日健太郎君		
井原	巧君	
石井	浩郎君	
石井みどり君		
磯崎	仁彦君	
猪口	邦子君	
宇都	隆史君	
江島	潔君	
小川	克巳君	
尾辻	秀久君	
大沼みづほ君		
太田	房江君	
岡田	広君	
金子原二郎君		
北村	経夫君	
佐藤	信秋君	
鴻池	祥肇君	
古賀友一郎君		
酒井	庸行君	
自見はなこ君		
島村	大君	
末松	信介君	
高橋	克法君	
滝波	宏文君	
柘植	芳文君	
堂故	茂君	
豊田	俊郎君	
中川	雅治君	
中西	健治君	

二〇七名
ア達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井繪理子君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
木村 義雄君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日々君
関口 昌一君
滝沢 求君
高野光二郎君
鶴保 康介君
徳茂 雅之君
武見 敬三君
中曾根弘文君
中泉 松司君
中西 哲君

中西	祐介君
長峯	誠君
二之湯武史君	
野上浩太郎君	
馬場	成志君
羽生田	俊君
古川	林
福岡	芳正君
藤川	資磨君
松山	政人君
牧野たかお君	俊治君
新平君	平新君
松下	俊治君
三木	章君
三宅	伸吾君
宮沢	洋一君
宮本	周司君
森	まさこ君
柳本	卓治君
山下	雄平君
山田	卓治君
山本	一太君
吉川ゆうみ君	宏君
和田	政宗君
渡辺美知太郎君	
秋野	公造君
石川	博崇君
河野	義博君
佐々木さやか君	
杉	久武君
竹内	真二君
谷合	正明君
西田	実仁君
平木	大作君
宮崎	勝君
山本	香苗君

中野	正志君
二之湯	智君
西田	昌司君
長谷川	哲郎君
橋本	岳君
平野	達男君
藤井	基之君
橋本	聖子君
舞立	眞也君
松川	昇治君
藤木	和也君
丸山	和也君
三原じゅん子君	和也君
水落	敏栄君
宮島	喜文君
森屋	宏君
山崎	正昭君
山田	俊男君
山谷えり子君	俊男君
元榮太一郎君	順三君
元榮太一郎君	博美君
渡辺	猛之君
渡邊	伊藤
里見	魚住裕一郎君
高瀬	孝江君
竹谷	正士君
新妻	弘美君
矢倉	子君
浜田	隆治君
三浦	秀規君
山本	克夫君
山本	昌良君
博司君	信祐君

渡辺	喜美君	国義君	野田	藤末	薬師寺みちよ君	健三君	成文君	邦子君	光男君	大介君	片山	石井	浅田	吉川	沙織君	哲郎君	洋之君	芳生君	有田	柳田	森本	江崎	小川	敏夫君	孝君	神本美恵子君	芝	那谷屋正義君	白	眞勲君	福山	小西	洋之君	芳生君	柳田	舟山	浜野	喜史君	康江君	真治君	小林	正夫君	榮賀津也君	元裕君	羽田雄一郎君	工リ君	徳永	大野	元裕君	横山	足立	信一君	俊雄君	信也君	信也君
----	-----	-----	----	----	---------	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	--------	---	--------	---	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	-----	-------	-----	--------	-----	----	----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----

若松 謙維君
伊藤 哲史君
大塚 耕平君
磯崎 孝典君
川合 充君
櫻井 田名部匡代君
浜口 博行君
誠君
藤田 幸久君
増子 輝彦君
石橋 矢田わか子君
相原久美子君
小川 直樹君
川田 龍平君
杉尾 通宏君
斎藤 勝也君
風間 稔二君
鉢呂 吉雄君
真山 嘉隆君
難波 秀哉君
蓮 勇一君
宮沢 由佳君
東 石井 苗子君
勝也君
岐阜市
清水 貴之君
藤巻 片山虎之助君
中山 恭子君
郡司 アントニオ猪木君
平山佐知子君
和之君 彰君

官 報 (号 外)

反対者氏名

日程第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

二〇名

宇都	猪口	邦子君
江島		隆史君
小川		潔君
尾辻		克巳君
秀久君		
大沼	みづほ君	
太田	房江君	
岡田	広君	
金子原二郎君		
北村	経夫君	
古賀友一郎君		

今井絵理子君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君

松川るい君
松村祥史君
丸山和也君
三原じゅん子君
水落敏栄君
宮島喜文君
元榮太一郎君
森屋宏君
山崎正昭君
山田俊男君
山谷えり子君

松下 新平君
政司君 亨君
三宅 伸吾君
宮沢 周司君
山本 洋一君
柳本 まさらじゅん
森 雄治君
宮本 まさらじゅん
山田 宏君
山下 幸平君
一大君

増子 矢田わか子君
輝彦 相原久美子君
勝也 石橋通宏君
君 勝也君
直樹君 川田平左衛門君
嘉隆君 杉尾斎藤君
秀哉君 難波鉢呂君
二君 吉雄君

森本 真治君
柳田 慎君
有田 芳生君
小川 敏夫君
江崎 孝君
神本 美惠子君
那谷屋 正義君
白 芝 洋之君
小西 博一君
芝 哲郎君
福山 眞勲君

日程第四 文化財保護法及び地方教育行政の組織
及び運営に關する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

反对者氏名

一七名

真山 勇一君

牧山ひろえ君

名二二

鴻池
祥肇君

佐藤
啓君

山本
順三君

吉川ゆうみ君

勇一君

牧山ひろえ君

日程第五 土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

石井みどり君	磯崎仁彦君	宇都隆史君
大沼みづほ君	邦子君	小川克巳君
太田房江君	廣君	岡田秀久君
鴻池祥肇君	北村経夫君	江島尾辻
佐藤信秋君	古賀友一郎君	金子原二郎君
酒井庸行君	島村大君	橋本聖子君
自見はなこ君	未松信介君	西田昌司君
高階恵美子君	高橋克法君	野村哲郎君
柘植宏文君	鶴保庸介君	長谷川岳君
芳文君	徳茂雅之君	西田昌司君
中曾根弘文君	中泉松司君	野村哲郎君
高橋克法君	中野正志君	長谷川岳君
柘植宏文君	二之湯智君	橋本聖子君
鶴保庸介君	中西哲君	福岡資麿君
徳茂雅之君	中野正志君	藤川政人君
高橋克法君	二之湯智君	古川俊治君

石田	昌宏君	磯崎	陽輔君	今井繪理子君
上野	通子君	衛藤	晟一君	小野田紀美君
大野	泰正君	岡田	直樹君	大家敏志君
木村	義雄君	片山さつき君	こやり隆史君	木村良祐君
佐藤	啓君	佐藤	正久君	上月良祐君
佐藤	昭子君	佐藤	一郎君	佐藤
山東	島田	山東	進藤金子君	高野光二郎君
閔口	三郎君	閔口	昌一君	豊田
高野光二郎君	求君	堀	雅治君	中川
高野光二郎君	敬三君	堀	茂君	中西
高野光二郎君	俊郎君	堀	健治君	長峯
高野光二郎君	一郎君	堀	俊郎君	中西
高野光二郎君	三郎君	堀	雅治君	平野
高野光二郎君	四郎君	堀	茂君	馬場
高野光二郎君	五郎君	堀	健治君	羽生田
高野光二郎君	六郎君	堀	俊郎君	野上浩太郎君
高野光二郎君	七郎君	堀	雅治君	二之湯武史君
高野光二郎君	八郎君	堀	茂君	基之君
高野光二郎君	九郎君	堀	健治君	眞也君
高野光二郎君	十郎君	堀	俊郎君	昇治君

牧野たかお君
松下・新平君
松山政司君
三木亨君
三宅伸吾君
宮沢洋一君
宮本周司君
山下まさこ君
山田宏君
柳本・卓治君
森まさこ君
山本一大君
吉川ゆうみ君
和田政宗君
河野渡辺美知太郎君
秋野公造君
石川博崇君
杉義博君
佐々木さやか君
竹内久武君
谷合真二君
西田正明君
平木寒仁君
宮崎大作君
山本香苗君
横山勝君
石上俊雄君
大島九州男君
小林正夫君
大野元裕君
徳永榛葉賀津也君
浜野羽田雄一郎君
舟山喜史君
康江君

森本 真治君	柳田 横君	有田 稔君	江崎 稔君
小川 敏夫君	芳生君	孝君	
神本美恵子君	芝 博一君	洋之君	
小西 洋之君	白 真勲君	福山 哲郎君	那谷屋正義君
牧山ひろえ君	吉川 沙織君	浅田 均君	福山 哲郎君
片山 章君	石井 大介君	儀間 光男君	高木かおり君
福島みづほ君	山本 太郎君	青木 愛君	青木 愛君
中山 恭子君	伊波 洋一君	アントニオ猪木君	平山佐知子君
郡司 彰君	平山佐知子君	和之君	伊波 洋一君
山口	和之君		平山佐知子君
井上 哲君			伊波 洋一君
岩渕 友君			伊波 洋一君
吉良 よし子君			伊波 洋一君
小池 晃君			伊波 洋一君
山下 芳生君			伊波 洋一君
大門実紀史君			伊波 洋一君
辰巳孝太郎君			伊波 洋一君
江崎 稔君			伊波 洋一君
芳生君			伊波 洋一君

矢田わか子君 相原久美子君 石橋通宏君
 山添仁比武田田村倉林紙市田忠義君 小川勝也君 風間直樹君
 渡辺野田藤末糸数薬師寺みよ君 東石井蓮真山鉢呂難波杉尾斎藤
 松沢行田又市片山虎之助君 藤巻健史君 清水貴之君 由佳君 嘉隆君
 戸口英司君 門子君 征治君 舩君 勇一君
 喜美君 国義君 成文君 邦子君 健三君 聰平君
 智子君 明子君 健慶子君 仁比良介君
 拓君

足立 敏之君
愛知 治郎君
朝日健太郎君
青山 繁晴君
井原 巧君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
石井みどり君
猪口 邦子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みづほ君
岡田 太田 岡田 広君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
鴻池 祥鑑君
佐藤 信秋君
酒井 庸行君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
徳茂 雅之君
中曾根弘文君
鶴保 康介君
松司君

三二九名	阿達	雅志君
	青木	一彦君
	赤池	誠章君
	井上	義行君
	石井	正弘君
	石田	昌宏君
	磯崎	陽輔君
	今井繪理子君	
	上野	通子君
	衛藤	晟一君
	小野田紀美君	
	大家	敏志君
	大野	泰正君
	岡田	直樹君
	片山さつき君	
	木村	義雄君
	こやり隆史君	
	佐藤	正久君
	佐藤	啓君
	山東	昭子君
	島田	三郎君
	進藤	金日子君
	高野光二郎君	
	濱沢	求君
	武見	敬三君
	塙田	一郎君
	関口	昌一君
	豊田	茂君
	中川	堂故
	健治君	俊郎君
	西中	雅治君

官 報 (号 外)

平成二十年六月一日 参議院会議録第二十四号

中西	西田	中野	正志君
二之湯	野村	哲郎君	智君
長谷川	橋本	聖子君	
平野	藤井	達男君	
藤井	藤木	基之君	
舞立	松川	昇治君	
丸山	松村	るい君	
三原じゅん子君	松村	眞也君	
水落	丸山	和也君	
宮島	丸山	祥史君	
森屋	水落	敏栄君	
喜文君	宮島	元榮太一郎君	
山崎	喜文君	俊男君	
吉田	山崎	正昭君	
博美君	吉田	猛之君	
渡邊	伊藤	孝江君	
渡邊	伊藤	正士君	
山谷えり子君	熊野	魚住裕一郎君	
山谷えり子君	山本	順三君	
宏君	山本	順三君	
正昭君	山崎	正昭君	
猛之君	吉田	博美君	
孝江君	伊藤	正士君	
弘美君	熊野	魚住裕一郎君	
隆治君	里見	正士君	
秀規君	竹谷	とし子君	
昌良君	高瀬	弘美君	
信祐君	浜田	里見	
克夫君	新妻	秀規君	

中西	祐介君
長峯	誠君
二之湯	武史君
野上浩太郎君	
羽生田	俊君
馬場	成志君
林	芳正君
福岡	資麿君
藤川	政人君
古川	俊治君
牧野たかお君	
松下	新平君
松山	政司君
三木	享君
三宅	伸吾君
松下	新平君
宮沢	洋一君
宮本	周司君
森	まさこ君
柳本	卓治君
山下	雄平君
山田	宏君
山本	一太君
吉川ゆうみ君	
和田	政宗君
秋野	公造君
杉	渡辺美知太郎君
竹内	佐々木さやか君
河野	義博君
西田	久武君
平木	大作君
宮崎	勝君
山本	香苗君

山本若松伊藤磯崎大塚川合櫻井田名部長浜浜口幸久人耕平孝典充堺匡代哲史耕平孝典君博行君誠君相原久美子輝彦君通宏君矢田わかな子君石橋小川風間石橋小川風間杉尾川田真山鉢呂難波斎藤宮沢蓮市田倉林由佳里秀哉君吉雄君龍平君嘉隆君勇一君勲君忠義君智子君明子君智子君仁比武田田村石井片山虎之助君苗子君良介君聰平君拓堺君徹貴之助君清水

横山	信一君	大島九州男君
足立	信也君	元裕君
石上	俊雄君	大野
小林	正夫君	榛葉賀津也君
徳永	エリ君	舟山
羽田雄一郎君	喜丈君	森本
浜野	康江君	柳田
江崎	真治君	有田
小川	稔君	芳生君
神本美恵子君	孝君	芝
小西	洋之君	那谷屋正義君
吉川	沙織君	白
牧山ひろえ君	眞熏君	福山
井上	哲郎君	哲士君
岩渕	友君	博一君
吉良よし子君		
小池	晃君	
山下	芳生君	
浅田	均君	
石井	章君	
片山	大介君	
儀間	光男君	
高木かおり君		

反对者氏名

藤巻 健史君
木戸口英司君
又市 征治君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
糸数 庆子君
藤末 健三君
野田 国義君
渡辺 喜美君

青木 愛君
福島みづほ君
山本 太郎君
中山 恭子君
アントニオ猪木君
伊波 洋一君
平山佐知子君
郡司 彰君
山口 和之君

○名

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成三十年六月一日 參議院會議錄第二十四号

発行所
二 東京一 独 番 都 港一〇 行 五 政 一八 法 区 人 虎ノ四 國 立 門四四 印 刷 二五 局 丁 目
電 話
03 (3587) 4294
定 價
本体 一部 三五〇円 (田)